一七五	玉蜀黍	一、五	
一七六	燕　麥	一、五	
一七七	胡麻子	一、五	
一七八	小　麥	一、五	
一七九	其ノ他別項ニ揭ケサル各種ノ穀物及種子	一、五	
	第八類　角牙皮毛介甲類		
一八〇	獸　骨	一、五	
一八一	羽　毛（各種）	二、五	
一八二	毛　皮（治理シタルト否トヲ別タス）	二、五	
一八三	獸　毛（羊毛、山羊毛及駱駝毛ヲ除ク）	一、五	
一八四	髮　毛	二、〇	
一八五	牛皮及水牛皮（生、乾若クハ鹽漬等ノ治理ヲ經サルモノ）	五	
一八六	鹿　皮（生、乾若クハ鹽漬等ノ治理ヲ經サルモノ）	五	
一八七	山馬皮（生、乾若クハ鹽漬等ノ治理ヲ經サルモノ）	五	
一八八	獸　蹄	五	
一八九	牛角及水牛角	五	
一九〇	鹿　角	五	
一九一	犀　角	一、〇	
一九二	象　牙	一、〇	
一九三	屑象牙	一、〇	
一九四	一角牙	一、〇	
一九五	海馬牙	一、〇	
一九六	靴底皮	一、五	
一九七	其ノ他各種ノ熟皮	一、五	
一九八	鼈　甲	一、五	
一九九	屑鼈甲	一、五	
二〇〇	其ノ他各種ノ骨角、生皮及介甲	一、五	
二〇一	其ノ他各種ノ牙類	一、〇	
	第九類　金屬及金屬製品		
二〇二	安知母尼（塊錠ヲ別タス）	五	
	眞　鍮		
二〇三	條、竿及板	一、〇	
二〇四	筒　及　管	一、〇	
二〇五	螺旋釘	一、〇	
二〇六	故眞鍮（改造適用ノモノ）	五	
	銅		
二〇七	塊　及　錠	五	
二〇八	條、竿及板	一、〇	
二〇九	釘	一、〇	
二一〇	筒　及　管	一、〇	
二一一	線	一、〇	
二一二	銅貨及白銅貨	一、〇	
二一三	故　銅（改造適用ノモノ）	五	
二一四	日耳曼銀（板、竿及線）	一、〇	
	鐵及軟鋼		
二一五	塊	五	

二一六	鉋鐵及鉋鋼	五、	
二一七	條、竿、箍及帶	一、〇	
二一八	テイ形、アングル形其ノ他類似ノ熟鐵及軟鋼	一、〇	
二一九	軌條及附屬ノ牝牡螺旋釘チエルス、ドグスパイキス、フヒシフレーツ	一、〇	
二二〇	板（波形ト否トヲ別タス）	一、〇	
二二一	電鍍板（波形ト否トヲ別タス）	一、〇	
二二二	有紋板	一、〇	
二二三	筒　及　管	一、〇	
二二四	釘（電鍍シタルト否トヲ別タス別項ニ揭ケサルモノ）	一、〇	
二二五	螺旋釘及牝牡螺旋釘（別揭ニ揭ケサルモノ）	一、〇	
二二六	葉鐵、葉鋼（無地若クハ晶鍍ノモノ）	一、〇	
二二七	線及徑一因ノ四分ノ一ヲ超エサル細竿（錫鍍シタルト否トヲ別タス）	一、〇	
二二八	電　線（電鍍線）	一、〇	
二二九	線　索（電鍍シタルト否トヲ別タス）	一、〇	
二三〇	故線索（電鍍シタルト否トヲ別タス）	五、	
二三一	故箍、故線其ノ他改造適用ノ故鐵及故軟鋼	五、	
	鉛		
二三二	塊　及　錠	五、	
二三三	板	一、〇	
二三四	筒　及　管	一、〇	
二三五	水　銀	五、	
二三六	曙結爾	五、	
二三七	白　金		
	塊	五、	
二三八	條、竿、板及線	五、	
二三九	鐵（各種）	五、	
	鋼（軟鋼ニ非サルモノ）		
二四〇	塊	五、	
二四一	條、竿及板	一、〇	
二四二	筒　及　管	一、〇	
二四三	線及徑一因ノ四分一ヲ超エサル細竿（傘骨用ノモノ）	一、〇	
二四四	線（傘骨用ノモノ）	一、〇	
二四五	線　索（電鍍シタルト否トヲ別タス）	一、〇	
二四六	故鍼其ノ他改造適用ノ故鋼	五、	
	錫		
二四七	塊　及　錠	五、	
二四八	板	一、〇	
二四九	白　鑞（パビツツ）	五、	
	黃　銅		
二五〇	板	五、	
二五一	條　及　竿	一、〇	
二五二	釘	一、〇	
二五三	筒　及　管	一、〇	
二五四	故黃銅（改造適用ノモノ）	五、	
	亞　鉛		
二五五	塊　及　錠	五、	
二五六	板	一、〇	
二五七	故板及其ノ他改造適用ノ故亞鉛	五、	

二五八	別項ニ揭ケサル釘及螺旋釘	一、〇
二五九	鎖及鎖鏈（新故ヲ別タス）	一、五
二六〇	提嚢用金具	一、五
二六一	キャプシュール（纖ノ口ニ用ヰル金具）	一、〇
二六二	鐵　鏈（別項ニ揭ケサルモノ）	一、五
二六三	戸鎖、戸鉸、戸栓、蝶鉸類	一、〇
二六四	金銀其ノ他金屬箔及粉	一、〇
二六五	金銀器（別項ニ揭ケサルモノ）	一、五
二六六	鍍金銀器（別項ニ揭ケサルモノ）	三、〇
二六七	壁爐、置爐及附屬品	二、〇
二六八	貨　幣　匣	二、五
二六九	傘骨及附屬金具	一、五
二七〇	其ノ他別項ニ揭ケサル各種ノ金屬	一、五
二七一	其ノ他別項ニ揭ケサル各種ノ金屬製品	一、〇
	第十類　油　纖	
二七二	蠟　燭	一、〇
二七三	氣　油	一、〇
二七四	豆　油	一、〇
二七五	麻子油	一、〇
二七六	綿　子　油	一、〇
二七七	落花生豆油	一、〇
二七八	石　油	一、〇
二七九	亞麻子油	一、〇
二八〇	阿列布油	一、〇
二八一	櫻桐子油	一、〇
二八二	無味香油	一、〇
二八三	松精油	一、〇
二八四	蠟白蠟（蠟）	一、〇
二八五	無味香蠟	一、〇
二八六	其ノ他各種ノ油蠟	一、〇
	第十一類　紙及文具	
二八七	集書帖（寫眞用及郵便切符貼用ノモノ）	二、五
二八八	白紙帳簿及書式類	一、五
二八九	墨　汁（印刷用、寫字用、筆記用及石版用ノモノ）	一、五
二九〇	唐　紙　類（各種）	一、五
二九一	壁　紙	一、五
二九二	印刷料紙	一、五
二九三	其ノ他各種ノ紙類	一、五
二九四	鉛　筆	三、〇
	甲　金製及白金製ノモノ	一、五
	乙　其ノ他各種	
二九五	筆　嚢	三、〇
	甲　金製ノモノ	一、五
	乙　其ノ他各種	
二九六	封　蠟	一、五
二九七	藁　紙	一、五

二九八	其ノ他各種ノ文具	一、五
	第十二類　砂　糖	
二九九	砂　糖	三、一七
三〇〇	精　糖	三、一八
三〇一	氷砂糖	三、一九
三〇二	糖　蜜	三二〇
三〇三	糖　水	一、五
	第十三類　布帛、絲縷及同材料	
	第　一	
三〇四	綿機絲	二、〇
三〇五	綿繻絲	三、〇
三〇六	製本用綿布	一、五
三〇七	綿絨子	一、五
三〇八	雲斎布	一、五
三〇九	綿帆布	一、五
三一〇	更紗類	一、五
三一一	綿繻子、綿ブロケード、綿イタリアンス及紋金巾	一、五
三一二	綿天鵞絨	一、五
三一三	ギンハム	一、五
三一四	生金巾	一、五
三一五	晒金巾	一、五
三一六	綾金巾	一、五
三一七	色金巾	一、五
三一八	唐　桟	一、五
三一九	天竺布（小幅金巾）	一、五
三二〇	緋金巾	一、五
三二一	寒冷紗	二、〇
三二二	其ノ他各種ノ綿布（純綿ト他物ヲ交ヘタルトヲ別タス但シ綿ノ重量超過スルモノ）	二、五
	第　二	
三二三	毛絲及ウルステッド絲（各種）	一、〇
三二四	アルパカ	一、五
三二五	絽　呉　呂	一、五
三二六	旗　布	一、五
三二七	呉呂、綾呉呂及畦呉呂	一、五
三二八	カムレット、コールド	一、五
三二九	紋　呉　呂	一、五
三三〇	フランネル（毛製及毛綿製ノモノ）	一、五
三三一	イタリアン、クローツ	一、五
三三二	羅世伊多	一、五
三三三	縮緬呉呂（毛製及毛綿製ノモノ）	一、五
三三四	ヲルリアンス及ラストルス	一、五
三三五	セルヂス	一、五
三三六	スパニシ、ストライプス	一、五
三三七	羅　紗（各種）	一、五
三三八	毛　絨　子	一、五
三三九	毛フェルト地	一、五

番号	品目	税率
三四〇	其ノ他各種ノ毛布（純毛ト他物ヲ交ヘタルトヲ別タス但シ毛ノ重量超過スルモノ）	一、五
	第三	
三四一	生絲、撚絲、玉絲、屑絲及野蠶絲	一、五
三四二	眞　綿	一、五
三四三	絹織絲（紡績シタル）及絹交織絲	一、五
三四四	絹絲類（別項ニ揭ケサルモノ）	二、〇
三四五	支那縮緬	二、〇
三四六	支那絹紬	二、〇
三四七	支那絹繻子	二、〇
三四八	支那絹紋繻子	二、〇
三四九	絹綿繻子	二、〇
三五〇	刺繍絹布及刺繍絹綿布	二、五
三五一	其ノ他各種ノ絹布（純絹ト他物ヲ交ヘタルトヲ別タス但シ絹ノ重量超過スルモノ）	二、〇
	第四	
三五二	麻織絲	一、〇
三五三	麻縫絲	一、五
三五四	麻帆布	一、五
三五五	麻布（生、晒、染色、若クハ形付ノモノ）	一、五
三五六	麻純子	一、五
三五七	其ノ他各種ノ麻布（純麻ト他物ヲ交ヘタルトヲ別タス但シ麻ノ重量超過スルモノ）	一、五
	第五	
三五八	ブランケット（單製連製ヲ別タス各種）	一、五
三五九	ブラツセルス氈	二、〇
三六〇	フェルト氈	二、〇
三六一	麻　氈	二、〇
三六二	パテント、タペストリー氈	二、〇
三六三	其ノ他各種ノ地氈	二、〇
三六四	竹　布	一、五
三六五	應　帷	一、五
	甲　絹製及絹入ノモノ	二、五
	乙　其ノ他各種	二、〇
三六六	靴護謨布	二、〇
	甲　絹入ノモノ	二、〇
	乙　其ノ他各種	二、〇
三六七	護謨紐類	二、〇
三六八	手　巾	二、五
	甲　綿製、麻製及麻綿製ノ（單製連製ヲ別タス）	一、五
	乙　絹製及レース製ノモノ	二、五
三六九	蚊帳（各種）	二、〇
三七〇	革　布（家具等ニ用ヰルモノ）	一、五
三七一	油布及リノリユム（牀ニ用ヰルモノ）	一、五
三七二	檜　衣	一、五
	甲　絹製及絹入ノモノ	二、五
	乙　其ノ他各種	二、〇
三七三	浴　巾（單製連製ヲ別タス各種）	一、五
三七四	旅　氈（單製連製ヲ別タス）	二、五
	甲　絹入ノモノ	二、〇
	乙　其ノ他各種	一、五

番号	品目	税率
三七五	綿線及苧麻線	一、〇
三七六	繊絲及縫絲（別項ニ揭ケサル各種）	一、五
三七七	其ノ他各種ノ布帛	一、五
三七八	其ノ他各種ノ布帛製品	二、〇
	甲　絹製及絹入ノモノ	二、〇
	乙　其ノ他各種	二、〇
	第十四類　煙　草	
三七九	卷煙草及小卷煙草	四、〇
三八〇	紙卷煙草	四、〇
三八一	喫　煙　草	四、〇
三八二	刻　煙　草	四、〇
三八三	葉　煙　草	三、五
三八四	其ノ他諸製煙草	四、〇
	第十五類　酒　類	
三八五	麥酒及黑麥酒	二、五
三八六	ブランデー	四、〇
三八七	シヤムパン	三、五
三八八	支那酒（各種）	四、〇
三八九	杜松子酒	四、〇
三九〇	リキユール（各種）	四、〇
三九一	ポ　ル　ト	三、五
三九二	ラ　ム	四、〇
三九三	清　酒（內地釀造類似ノモノ）	一、〇
三九四	シエリー	一、五
三九五	ウエルモツト	一、五
三九六	ウヰスキー	二、五
三九七	葡萄酒（赤白ヲ別タス）	三、五
三九八	其ノ他各種ノ蒸溜酒	二、〇
三九九	其ノ他各種ノ釀造酒	二、〇
	第十六類　雜　品	
四〇〇	沈　香	四、〇
四〇一	琥　珀	四、〇
	甲　加工セサルモノ	四、〇
	乙　加工シタルモノ	三、五
	動　物	四、〇
	牛、馬、騾、驢、綿羊、山羊及雞	四、〇二
	其ノ他各種ノ動物	四、〇三
四〇四	石　絨（板）	二、五
四〇五	竹　材（工ヲ加ヘサルモノ）	四、〇
四〇六	革帶、護謨帶、帆布帶、護謨管及帆布管（機械ニ用ヰルモノ）	三、五
四〇七	衝球臺及附屬品	四、〇
四〇八	プラスチング、ゼラチン、其ノ他類似ノ爆發藥、デトネートル及フユーズ	四、〇
四〇九	磚　瓦（建築用ノモノ）	四、〇
四一〇	ブラシ及篩（各種）	三、五
四一一	杖　及　鞭	四、〇

四一二	護謨及佩答百兒沙		五、
	甲　生		五、
	乙　板		五、
	丙　工ヲ加ヘタルモノ（別項ニ揭ケサルモノ）		五、
四一三	乘車、自轉車及同部分品		五、
四一四	鐵道客車及同部分品		五、
四一五	鐵道貨車及同部分品		五、
四一六	鐵道馬車及同部分品		五、
四一七	貨　車		五、
四一八	セリユロイド		五、
	甲　板若クハ竿		五、
	乙　工ヲ加ヘタルモノ		五、
四一九	ボルトランド、セメント		五、
四二〇	白堊及ホワイチング		五、
四二一	木炭及骨炭		五、
四二二	粘　土（各種）		五、
四二三	石炭及磚炭		五、
四二四	焦　炭		五、
四二五	珊　瑚（加工シタルト否トヲ別タス）		五、
四二六	苧麻繩索（船用ト否トヲ別タス）		五、
四二七	寒子樹皮		五、
四二八	塞　子		五、
四二九	玻璃刀		五、
四三〇	ダイナマイト		五、

四三一	金　剛　砂		五、
四三二	金剛砂布及砂紙		五、
四三三	金剛砂砥其ノ他各種ノ砥石		五、
四三四	フエルト（船底用若クハ屋背用ノモノ）		五、
四三五	煙　火（各種）		五、
四三六	天鵞絨（漁用ノモノ）		五、
四三七	燧　石		五、
四三八	造　花		五、
四三九	額緣及天井緣		五、
四四〇	海　羅		五、
四四一	家　具（新故ヲ別タス別項ニ揭ケサルモノ）		五、
四四二	テンニス、クリツケツト、象棋其ノ他ノ遊戲具（別項ニ揭ケサルモノ）		五、
四四三	阿　膠（普通）		五、
四四四	綿火藥		五、
四四五	火　藥（各種）		五、
四四六	石　膏		五、
四四七	飼　草		五、
四四八	象牙製品（別項ニ揭ケサルモノ）		五、
四四九	金銀細貨類（貴石眞珠等ヲ嵌メタルト否トヲ別タス）		五、
四五〇	假製金銀細貨類（貴石眞珠等ヲ嵌メタルト否トヲ別タス）		五、
四五一	貼　札（塗鏝等ニ用ヰルモノ）		五、
四五二	ラムプ、提燈及同部分品		五、
四五三	獸　脂　類		五、
四五四	皮革製品（別項ニ揭ケサルモノ）		五、

四五五	麥　芽		五、
四五六	マツチ（各種）		二、〇
四五七	支那蓆（一卷四十碼）		二、〇
四五八	椰　皮　蓆		二、〇
四五九	其ノ他各種ノ地蓆		一、〇
四六〇	マイカ（板）		二、〇
四六一	ヲークム（鎔茹）		一、〇
四六二	パツキング（汽機用ノモノ）		一、〇
四六三	油畫、水畫、石版畫、著色石版畫、寫眞畫、法帖其ノ他別項ニ揭ケサル各種ノ畫畫類		二、五
四六四	瀝青、木爹兒及石炭爹兒		二、五
四六五	巴黎灰		五、
四六六	骨　牌（各種）		五、
四六七	石　墨		五、
四六八	磁器及陶器（別項ニ揭ケサルモノ）		五、
四六九	貴石及眞珠		五、
四七〇	貴石及眞珠（假製ノモノ）		五、
四七一	ボルプ（製紙料ノモノ）		五、
四七二	パツテキー		五、
四七三	篠（割キタルト否トヲ別タス）		二、五
四七四	馬　具		二、五
四七五	白　檀		一、〇
四七六	靴　墨（各種）		二、〇
四七七	吸煙器具（阿片吸煙具ヲ除ク）		三、〇
四七八	石　鹼		四九五

			五、
四七〇	甲　化粧用ノモノ		二、〇
	乙　其ノ他各種		一、〇
四七九	滑　石（塊粉ヲ別タス）		五、
四八〇	スパルテリー（製帽用ノモノ）		一、〇
四八一	海　綿		五、
四八二	石　類（別項ニ揭ケサルモノ）		五、
	甲　建築用其ノ他工作ヲ經サルモノ		五、
	乙　裝飾用若クハ家具用其ノ他工作ヲ經タルモノ		二、〇
	丙　肖像其ノ他彫刻シタルモノ		二、五
四八三	海底電線及地下電線		一、〇
四八四	紫　檀		五、
四八五	チーキ材		五、
四八六	木材及板（別項ニ揭ケサル各種）		五、
四八七	化粧具匣		二、五
四八八	香水、香油、洗齒藥其ノ他各種ノ腊粉及薰香類		三、〇
四八九	龜甲製品		二、五
四九〇	甎　具（各種）		二、五
四九一	旅襆、提嚢及佩袋		二、〇
四九二	傘　類		
	甲　絹及絹入ノモノ		二、五
	乙　其ノ他各種		二、〇
四九三	傘柄及傘手（金銀製ヲ除ク）		二、〇
四九四	汽船、帆船及舟艇		五、
四九五	紫檀器及黑檀器		二、五

四九六	其ノ他稅目中ニ揭ケサル生粗若クハ未製品	一、〇
四九七	其ノ他稅目中ニ揭ケサル全製若クハ半製品	二、〇
	第二種　免　稅　品	
四九八	廣告ノ書畫及看板	
四九九	骨　灰	
五〇〇	地圖、海圖其ノ他學術圖	
五〇一	銀行券、利札、株券、其ノ他各種ノ有價證券	
五〇二	書籍、習字本、習畫本及新聞雜誌	
五〇三	金　銀（地金）	
五〇四	繭（各種）	
五〇五	金銀貨幣	
五〇六	故　綿	
五〇七	繰　綿	
五〇八	生　綿	
五〇九	屑　綿	
五一〇	屑　綿　絲	
五一一	苧　麻（梳理シタルト否トヲ別タス）	
五一二	鳥　糞	
五一三	ゴンニー袋（新故ヲ別タス）	
五一四	ゴンニー布	
五一五	包　蓆	
五一六	雛形及工事圖面	
五一七	油　糟（塊粉ヲ別タス）	
五一八	藥料阿片（政府ノ輸入スルモノ）	
五一九	草木及苗根	
五二〇	米、麥	
五二一	乾　鰯	
五二二	茶籃、茶篩及茶筴	
五二三	茶　鍋	
五二四	茶　鉛	
五二五	羊毛、山羊毛及駱駝毛（新故ヲ別タス）	
	第三種　禁　制　品	
五二六	法律命令ニ依リ有害ナリト認ムヘキ純良ナラサル藥材、化學藥、製藥、食物若クハ飲料	
五二七	阿片吸煙具	
五二八	法律命令ニ依リ公共ノ衞生又ハ動植物ニ危險ナリト認ムヘキ物品	
五二九	特許意匠商標及版權ニ關スル帝國ノ法律ニ違犯シタル物品	
五三〇	暫造貨幣及暫造ト認ムヘキ模造貨幣	
五三一	阿　片（政府ノ輸入スル藥料阿片ヲ除ク）	
五三二	公安及風俗ヲ害スヘキ書籍、圖畫彫刻物其ノ他ノ物品	

尙ほ關稅定率法の施行期日は前記の如く明治三十二年一月一日なりしが、施行期日前に輸入港に到著し、期日後に輸入手續を完了する貨物に對する稅率の適用方に就て、明治三十一年九月大藏省は第六十二號を以て左の如く各稅關に訓令せり。

大藏省訓令第六十二號（明治三十一年九月二十日）

明治三十年法律第十四號關稅定率法施行期日前ニ輸入港ニ到著シ施行期日後ニ輸入手續ヲ完了スル貨物ハ保稅倉庫ニ庫入シタルト否トヲ問ハス關稅定率法施行期日前ニ稅關ニ於テ其ノ輸入申告書ヲ受理シタルモノニ限リ舊稅率ヲ適用スヘシ

第二款　關稅定率法の改正

明治三十年關稅定率法は制定以後明治三十九年の全部改正に至る迄七回の改正ありたり。改正の理由は或は政府專賣品の輸入獨占に基因するものあり、或は內國稅の增徵に伴ひて特定貨物に對する稅率を昂加せしに基くものあり、或は又民間の要望により二三品の稅率を低減したるに因るものあり（就中第六回及第七回の改正は非常特別稅の增徵との權衡を圖りしものなり）、而して此等の改正法律は政府自ら提案して議會の協贊を經たるもの、議會の修正によるもの、或は又議會の提案可決したるものあり。今玆には煩を避けて一々の改正理由を述べず、單に改正條項を列擧するに止むべし。但し明治三十七八年の非常特別稅の增徵は、他の場合と異なり臨時的のものなりと雖も極めて重要性を有するを以て、別に一款を設けて之を詳述すべし。

（一）第一回改正（明治三十二年二月十四日法律第十八號）

明治三十年法律第十四號關稅定率法中左ノ通改正ス

第一條ニ左ノ一項ヲ加フ

附屬稅表第一種第十五類ニ屬スル物品ニシテ攝氏驗溫器十五度ノトキニ於テ原容量百分中酒精ノ容量六十五ヲ超過スルモノハ第六十九號酒精ノ率ニ依リ課稅ス

第五條中第十一號ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

第十二　政府ノ輸入ニ係ル政府ノ專賣品

輸入稅表中左ノ通改ム

番號	品名	從價稅率
六九	酒精（アルコール）	二五、〇圓ニ付キ
一一二	削除	
一一五	削除	
二五六	板（二號板ヲ除ク）	一、〇
二八五	削除	
三七九	卷煙草及小卷煙草	一〇、〇
三八〇	紙卷煙草	一〇、〇
三八一	喫煙草	一〇、〇
三八二	刻煙草	一〇、〇
三八四	其ノ他諸製煙草	一〇、〇
三八八	支那酒	一〇、〇
三九三	清酒（內地釀造類似ノモノ）	八、〇
三九八	其ノ他各種ノ蒸溜酒	一〇、〇
三九九	其ノ他各種ノ酒類	八、〇
五一五ノ一	燐礦石	
五一八ノ一	無味香纖	
五一八ノ二	格魯兒酸剝篤亞斯	
五一八ノ三	赤燐	
五一八ノ四	黃燐	
五二五ノ一	亞鉛板（二號板ニ限ル）	

附　則

此ノ法律施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（明治三十二年二月勅令第四十一號ヲ以テ同年八月十五日ヨリ實施）

（二）第二回改正（明治三十二年三月十六日法律第六十九號）

明治三十年法律第十四號關稅定率法中左ノ通改正ス

附屬輸入稅表第二種中五一四ノ次ニ「五一四ノ一人造肥料其他別項ニ揭ケサル各種ノ肥料」ヲ加フ

附　則

此ノ法律施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（明治三十二年四月勅令第百二十四號ヲ以テ同年九月十八日ヨリ實施）

（三）第三回改正（明治三十四年三月三十日法律第十四號）

關稅定率法中左ノ通改正ス

第一條第二項　削除

第五條第一項第十號但書中「煙草類酒類」ヲ「煙草類、酒精、酒類其ノ他酒精ヲ含有スル飲料」ニ改ム

輸入稅表中左ノ通改正ス

第三欄中「從價稅率」ヲ「從價及從量稅率」ニ改ム

三六　糖菓類

甲　菓子

六九　酒精（アルコール）　毎リートル四拾貳錢

乙　砂糖糖蜜若ハ糖水ヲ以テ貯藏シタルモノ　四、〇

六九ノ一　メチレーテット、アルコール　二、五

	甲	攝氏驗溫器十五度ノトキニ於テ原容量百分中メチールアルコールノ容量十五以下ノモノ	毎リートル四拾貳錢
	乙	同十五以上ノモノ	毎リートル四拾貳錢
六九ノ二	各種丁幾(阿片丁幾ヲ除ク)		毎ガルロン參錢貳厘
二七八	石油		
		甲　鑵入ノモノ	同　貳錢
		乙　鑵入ニアラサルモノ	
三七九	卷煙草及小卷煙草		一五、〇
三八〇	紙卷煙草		一五、〇
三八一	嗅煙草		一五、〇
三八二	刻煙草		一五、〇
三八四	其ノ他諸製煙草		一五、〇
三八五	麥酒及黑麥酒		毎リートル拾錢四厘
三八六	削除		
三八八	支那酒釀造シタルモノ)		一〇、〇
三八九	削除		
三九〇	削除		
三九二	削除		
三九三	清酒		一〇、〇
三九六	削除		
三九八	削除		
三九九	其ノ他各種ノ酒類		毎リートル貳拾七錢五厘

但シ攝氏驗溫器十五度ノ時ニ於テ〇、七九四七ノ比重ヲ有スルモノヲ純酒精トシ原容量百分中純酒精ノ容量五十以上一ヲ增ス毎ニ十「リートル」ニ付四錢ヲ加フ

附　則

本令ハ明治三十四年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

(四)　第四回改正(明治三十四年四月十三日法律第三十二號)

關稅定率法附屬輸入稅表中左ノ通改正ス

第二種五〇五ノ次ニ「五〇五ノ一コプラ」ヲ加フ

第二種五一四ノ次ニ「五一四ノ一鐵礦」ヲ加フ

第二種「五一四ノ一」ヲ「五一四ノ二」ニ改ム

附　則

此ノ法律施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(明治三十四年四月勅令第六十七號を以て同年十一月一日より實施)

(五)　第五回改正(明治三十五年三月十一日法律第十七號)

關稅定率法附屬輸入稅表中左ノ通改正ス

第一種第二類「三七　生卵　一、〇」ヲ「三七　生卵　二、五」ニ改ム

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（明治三十五年三月勅令第五十四號ヲ以テ同年十月一日ヨリ實施）

（六）第六回改正（明治三十七年四月一日法律第九號）

關稅定率法附屬輸入稅表中左ノ通改正ス

六九ノ一	各種變性アルコール	毎リートル　四拾貳錢
六九ノ二	各種酒精劑（阿片丁幾ヲ除ク）	毎リートル　四拾貳錢
二七八	石油	二、〇〇

附　則

本法ハ發布後六箇月ヲ經テ之ヲ施行ス

（七）第七回改正（明治三十八年一月一日法律第二號）

關稅定率法附屬輸入稅表中左ノ通改正ス

第二種中「五一四ノ一鐵礦」ヲ削リ「五一四ノ二」ヲ「五一四ノ一」ニ改メ五一八ノ次ニ左ノ如ク加ヘ以下「五一八ノ四」迄順次繰下ク

五一八ノ一	金銀礦及鐵礦	

附　則

本法ハ發布後六箇月ヲ經テ之ヲ施行ス

第三款　日露戰時に於ける關稅の增徵

第一項　第一次非常特別稅の徵收

明治三十七年二月日露戰爭勃發するや、政府は巨額の軍資に應ずる爲め各種租稅の增徵新稅の設定・煙草製造專賣の實施を計畫し、其の租稅に關しては非常特別稅法案として第二十回帝國議會に提出したり（第五編內國稅第一章總說參照）。而して關稅に關しては別に定率法及附屬輸入稅表を改正することなく、均しく非常特別稅法案中に其の稅率を列擧することとせり。卽ち其の徵收方針は輸入品中依て以て歲入を增加することを得べきもの及內國稅の增徵竝に新設に對し權衡上其の稅率を增加せざるべからざるものを選びたるものにして、今其の增徵率の大要を揭ぐれば次の如し。

（一）奢侈品たる絹布類に對して從價一割、衣服及附屬品中絹製及絹入のものに對して從價二割を增徵す。

（二）內國稅の增徵に對して權衡を得しむるため酒精に對して毎リットル金三錢、支那酒（釀造したるもの）及淸酒に對して從價二割、各種酒類の原容量百分中純酒精の容量五十以上のものに對して純酒精の容量一箇を增す毎に十リットルに付五厘を增徵す。

（三）砂糖消費稅の增徵に均衡せしむるため糖菓類中菓子に對して從價一割、砂糖糖蜜若くは糖水を以て貯藏したるものに對して從價五分を增徵す。

（四）煙草專賣法に依る製造煙草の賣渡價格との均衡上製造煙草に對して從價十割を增徵す。

(五)主として收入增加を圖る目的を以て石油に對して從價二割を增徵す。

今非常特別稅法案中輸入稅の部分を抄錄すれば次の如し。

非常特別稅法案(抄錄)

第二條　(上略)糖菓類、食鹽、衣服及附屬品、石油、砂糖、糖蜜、糖水、絹布類、酒類、煙草類ノ輸入稅ハ關係法規ノ定メタル稅額ノ外左ノ割合ノ稅額ヲ增徵ス

(中略)

十一　輸　入　稅	
糖菓類	
甲　菓　子	從價一割
乙　砂糖、糖蜜又ハ糖水ヲ以テ貯藏シタルモノ	從價五分
食　鹽	
甲　粗製ノモノ	每百斤四十一錢八厘
乙　精製ノモノ	每百斤七十三錢二厘
關稅定率法附屬輸入稅表第三類中ニ揭クル物品但シ絹製及絹入ノモノニ限ル	從價二割
酒　精(アルコール)	每リートル金三錢
各種變性アルコール	每リートル金三錢
各種酒精劑(阿片丁幾ヲ除ク)	每リートル金三錢
石　油	從價二割
砂　糖(和蘭標本色相第十五號未滿)	從價二割五分
糖　蜜	從價二割
糖　水	從價二割

支那縮緬	從價一割
支那絹紬	從價一割
支那絹繻子	從價一割
支那絹紋繻子	從價一割
絹綿繻子	從價一割
刺繡絹布及刺繡絹綿布	從價一割
其他各種ノ絹布(純絹ト他物ヲ交ヘタルヲ別タス但絹ノ重量超過スルモノ)	從價一割
諸製造煙草	從價十割
支那酒(釀造シタルモノ)	從價二割
清　酒	從價二割
各種ノ酒類ニシテ原容量百分中純酒精ノ容量五十以上ナルモノ　純酒精ノ容量一箇ヲ增ス每ニ十「リートル」ニ付五厘ヲ加フ	

然るに帝國議會は、政府原案中に除外したる關稅定率法附屬輸入稅表第二類(飮食物)に屬する物品に對しても、內國地租の增徵と權衡を得しむるため從價五分の增徵を爲すことと修正したる外は、原案の通可決せしを以て、同法は明治三十七年四月一日法律第三號を以て左の如く公布せられたり。

非常特別稅法(明治三十七年四月一日法律第三號)(抄錄)

第一條　臨時事件ニ因リ生シタル經費ヲ支辨スル爲本法ニ依リ(中略)各種ノ輸入稅ヲ增徵シ(下略)

第二條　(上略)飮食物、衣服及附屬品、石油、砂糖、糖蜜、糖水、絹布類、酒類、煙草類ノ輸入稅ハ關係法規ノ定メタル稅額ノ外左ノ割合ノ稅額ヲ增徵ス

(中略)

十一　輸入稅

關稅定率法附屬輸入稅表第二類ニ揭クル物品但シ糖菓類ヲ除ク　　從價五分

糖菓類

甲　菓子　　從價一割

乙　砂糖、糖蜜、若ハ糖水ヲ以テ貯藏シタルモノ　　從價五分

關稅定率法附屬輸入稅表第三類中ニ揭クル物品ニシテ

絹製及絹入ノモノ　　從價二割

酒精(アルコール)　　每リートル金三錢

各種變性アルコール　　每リートル金三錢

各種酒精劑(阿片丁幾ヲ除ク)　　從價二割

石油　　從價二割五分

砂糖(和蘭標本色相第十五號未滿)　　從價二割

糖蜜　　從價二割

糖水　　從價一割

支那縮緬　　從價一割

支那絹紬　　從價一割

支那絹繻子　　從價一割

支那絹紋繻子　　從價一割

絹綿繻子　　從價一割

刺繡絹布及刺繡絹綿布　　從價一割

其ノ他各種ノ絹布(純絹ト他物ヲ交ヘタルトヲ別タス但シ絹ノ重量超過スルモノ)　　從價一割

諸製造煙草　　從價十割

支那酒(釀造シタルモノ)　　從價二割

清酒　　從價二割

各酒ノ酒類ニシテ原容量百分中純酒精ノ容量五十以上ナルモノ　　純酒精ノ容量一箇ヲ增ス每ニ十「リートル」ニ付金五厘

附　則

第二十三條　本法ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ輸入稅ニ關シテハ本法發布後六箇月ヲ經テ之ヲ施行ス

第二十六條　本法施行後保稅倉庫ニ庫入シタル砂糖ニシテ和蘭標本色相第十五號未滿ノモノ及糖蜜ニ付テハ庫出ノ日ニ於テ行ハルル輸入稅率ヲ適用ス

第二十七條　平和克復ニ至リタルトキハ其ノ翌年末日限本法ヲ廢止ス

政府提出案の計算に依れば、關稅の增徵に依り明治三十七年度に於て百七十七萬九千十圓、同三十八年度以降每年度三百五十五萬八千二十圓の增收を得るの豫定なりしが、議會の修正に基く飮食物

に對する增徵其の他稅額算出の基礎變更の爲、確定案に依れば三十七年度五十五萬千六百二十三圓三十八年度以降毎年度百十萬三千二百四十六圓を增加して、夫々二百三十三萬六百三十三圓、四百六十六萬千二百六十六圓となるの計算なりき。今三十七年度分の內譯を表示すれば左の如し。

種類	金額	種類	金額
飲食物類	一五四、六一七圓	砂糖及糖蜜	二五七、五一二圓
衣服及附屬品（絹製絹入のもの）	一五、九四七	煙草	二六、一一三
絹布類	三、九〇四		
石油類	一、八七二、五四〇	合計	二、三三〇、六三三

第二項　第二次非常特別稅の徵收

非常特別稅中內國稅は明治三十七年四月より、關稅は十月より徵收せられしが、爾後戰局の發展に伴ひ軍費の需要益〻增大したるを以て、政府は已むを得ず第二次の增收計畫を樹て、非常特別稅法の改正を圖れり。而して其の輸入稅に關する增稅方針の大要左の如し。

（イ）輸入物品中協定稅率を適用すべきものの又は之を以て製造したる物品に協定稅率を適用すべきものを除くの外は殆んど皆其の輸入稅を增徵す。

（ロ）輸入稅の增徵は左の方針に依る。

原料及製造機械等　　從價五分

普通の製品　　從價一割

奢侈品　　從價二割五分又は二割

（ハ）從來無稅なりし米に從價一割五分の輸入稅を課し、同時に麥、豆等の穀類の輸入稅率を增加して總て從價一割五分とす。

本法律案は明治三十七年十一月召集の第二十一回帝國議會に提出するの豫定なりしが、政府は議會提出に先ち豫め在野の政黨に內示し、其の意見を徵したる結果、輸入稅に關しては各種の稅目を調査して更に增徵を爲し、其の收入金額を約百萬圓とすること、竝に從價一割の輸入稅を新設することに協定成立したり。斯くして此の協定案に依る輸入稅增徵の方針は次の如くなれり。

（一）內國に生產なきもの、協定稅率を適用すべきもの及協定稅率を適用すべき物品の製造原料を除き、原料品に對しては從價五分を增徵す。

（二）協定稅率に關係あるものを除き、製造品中必要品に屬せざるものに對しては從價五分、普通品に屬するものに對しては從價一割、奢侈品に屬するものに對しては從價一割五分を增徵す。

（三）織物消費稅の新設に對して權衡を得しむるため、衣服及附屬品中金銀珠玉入のもの、白金製、金製及銀製のものに對して從價二割、其の他各種のものに對して從價一割五分を增徵し、其の他布帛製品若くは織物類似の物品たる製本用綿布、毛フエルト地、フエルト氈、帽帷、手巾、襟衣、浴巾等に對しては、其の性質に應じ從價一割乃至二割を增徵す。

（四）內國酒稅の增徵に對し權衡を得しむる爲、酒精に更に毎リートル三錢を增して六錢となし、支那酒（釀造したるもの）及淸酒に從價一割を增して三割となし、各種の酒類に關しては第一次非常特別稅に於ては原容量百分中酒精の容量五十以上のものに付酒精の容量一箇を增す毎に十

リートルに付金五厘を增徵したるが、今之を改めて純酒精の容量に關せず毎リートル金五錢を增徵す。

(五)地租の增徵に對し權衡を得しむるため飲食物中農產品に對して從價一割、穀物及種子中綿種子に對して從價五分、其の他の穀物及種子に對して從價一割を增徵し、新に繭(各種)に從價一割、米及籾に從價一割五分を課す。

非常特別稅法中改正法律案が第二十一回帝國議會に提出せらるるや、內國稅に就ては更に少許の修正に遺ひしも、輸入稅に關しては何等の修正もなく政府原案の可決を見たり。改正法律中輸入稅關係の部分を抄錄すれば左の如し。

法律第一號(明治三十八年一月一日)(抄錄)

非常特別稅法中左ノ通改正ス

第一條　臨時事件ニ因リ生シタル經費ヲ支辨スル爲本法ニ依リ租稅ヲ增徵シ若ハ賦課シ又ハ印紙ヲ增貼シ若ハ貼用セシムル第二條　左ニ揭クル租稅ニ付テハ關係法規ノ定メタル稅額ノ外左ノ割合ノ稅額ヲ增徵ス

(中略)

十三　輸入稅	
大砲、小銃、拳銃、刀劍、砲彈、裝藥其ノ他諸兵器	從價五分
權衡及尺度	從價一割
晴雨計	從價五分
坩堝(各種)	從價一割
刃物(別項ニ揭ケサルモノ)	從價五分
電燈器械及同部分品	從價五分
消防器及同部分品	從價五分
農具、工匠具及同部分品	從價五分
樂器及同附屬品	從價一割
理學器、化學器、測量器、外科器其ノ他諸學術器(別項ニ揭ケサルモノ)	從價五分
寫眞器及同部分品	從價一割五分
蓄音器及同部分品	從價一割
眼鏡及同部分品	從價一割
獵銃及同附屬品	從價一割
電話機及同部分品	從價五分
寒暖計	從價一割
關稅定率法附屬輸入稅表第二類ニ揭クル物品但シ生卵ヲ除ク	從價一割五分
生卵	從價一割
關稅定率法附屬輸入稅表第三類ニ揭クル物品	
甲　絹製及絹入ノモノ金銀珠玉入ノモノ、白金製、金製及銀製ノモノ	從價二割
乙　其ノ他各種	從價一割五分

關稅定率法附屬輸入稅表第四類ニ揭クル物品但シ酒精(アルコール)各種變性アルコール、各種酒精劑(阿片丁幾ヲ除ク)龍腦、艾片、寫眞用古魯胃謨及附屬ノ沃度意撒兒、麝香、人造麝香、松脂、曹達灰及苛性曹達ヲ除ク　從價五分

酒精(アルコール)各種變性アルコール　每リートル六錢

各種酒精劑(阿片丁幾ヲ除ク)　每リートル六錢

龍腦及艾片　每リートル六錢

寫眞用古魯胃謨及附屬ノ沃度意撒兒　從價一割

麝香及人造麝香　從價一割

關稅定率法附屬輸入稅表第五類ニ揭クル物品但シ酸化古拔爾篤、金液、銀液及白金液、乾藍及ログウードヲ除ク　從價五分

關稅定率法附屬輸入稅表第六類ニ揭クル物品但シ臙玻瓈片(尋常ノモノ)プレート玻瓈片(水銀ヲ塗リタルト否トヲ別タス)肩玻瓈及粉玻瓈ヲ除ク　從價一割

關稅定率法附屬輸入稅表第七類ニ揭クル物品但シ綿種子ヲ除ク　從價一割

綿種子　從價五分

關稅定率法附屬輸入稅表第八類ニ揭クル物品但シ獸骨獸毛(羊毛、山羊毛及駱駝毛ヲ除ク)牛皮及水牛皮(生、乾若ハ鹽漬等ノ治理ヲ經サルモノ)象牙、屑象牙、鼈甲、屑鼈甲及貝殼ヲ除ク　從價五分

眞鍮

條、竿及板　從價五分

筒及管　從價五分

螺旋釘　從價五分

銅

條、竿及板　從價五分

釘　從價五分

筒及管　從價五分

線　從價五分

銅貨及白銅貨　從價五分

日耳曼銀

板、竿及線　從價五分

鐵及軟鋼

線(索電鍍シタルト否トヲ別タス)　從價五分

鉛

板　從價五分

筒及管　從價五分

鋼(軟鋼ニ非サルモノ)　從價五分

線(傘骨用凹形ノモノ)	從價五分
線索電鍍シタルト否トヲ別タス)	從價五分
黃銅	
板	從價五分
條及竿	從價五分
釘	
筒及管	從價五分
別項ニ揭ケサル釘及螺旋釘	從價五分
提嚢用金具	從價五分
キヤプシユール(纖ノ口ニ用ヰル金具)	從價一割
戶鎖、戶鈕、戶栓、蝶鉸類	從價五分
金銀其ノ他金屬箔及粉但シ靑銅粉ヲ除ク	從價一割
金銀器(別項ニ揭ケサルモノ)	從價一割
鍍金銀器(別項ニ揭ケサルモノ)	從價一割
壁爐、置爐及附屬品	從價一割
貨幣匣	從價一割
傘骨及附屬金具	從價一割
其ノ他別項ニ揭ケサル各種ノ金屬製品但シ建築材、橋梁材、電線支柱其ノ他類似ノ材料ヲ除ク	從價一割

關稅定率法附屬輸入稅表第十類ニ揭クル物品但シ椰子油、石油、亞麻子油、松精油及スチヤリンヲ除ク

石油	從價五分
集畫帖(寫眞用及郵便切符貼用ノモノ)	從價三割
白紙帳簿及書式類	從價一割
墨汁(寫字用及筆記用ノモノ)	從價五分
唐紙類(各種)	從價五分
鉛筆	
甲　金製及白金製ノモノ	從價一割
乙　其ノ他各種	從價五分
筆喙	
甲　金製ノモノ	從價一割
乙　其ノ他各種	從價五分
封蠟	從價五分
蠶紙	從價五分
其ノ他各種ノ文具	從價五分
砂糖(和蘭標本色相第十五號未滿)	從價一割
糖蜜	從價二割五分
糖水	從價二割

綿縫絲	從價一割
製本用綿布	從價一割
毛フエルト地	從價一割五分
絹絲類(別項ニ揭ケサルモノ)	從價一割
支那縮緬	從價一割
支那絹紬	從價一割
支那絹繻子	從價一割
支那絹紋繻子	從價一割
絹綿繻子	從價一割
刺繍絹布及刺繍絹綿布	從價一割
其ノ他各種ノ絹布(純絹ト他物ヲ交ヘタルトヲ別タス但シ絹ノ重量超過スルモノ)	從價一割
麻縫絲	從價一割
フエルト氈	從價一割
臆惟	從價一割五分
甲　絹製及絹入ノモノ	從價二割
乙　其ノ他各種	從價一割五分
靴謹謨布	從價一割
甲　絹入ノモノ	從價一割五分

乙　其ノ他各種	從價一割
謹謨紐類	從價一割
手巾	
甲　綿製、麻製及麻綿製ノモノ(單製)	從價一割五分
乙　絹製及レース製ノモノ	從價二割
蚊帳(各種)	從價一割五分
革布(家具等ニ用ヰルモノ)	從價二割
油布及リノリユム(牀ニ用ヰルモノ)	從價一割五分
襦衣	從價一割五分
甲　絹製及絹入ノモノ	從價一割五分
乙　其ノ他各種	從價一割五分
浴巾(單製連製ヲ別タス各種)	從價五分
綿線及苧麻線	從價一割
縫絲(別項ニ揭ケサル各種)	從價二割
其ノ他各種ノ布帛製品	從價一割五分
甲　絹製及絹入ノモノ	從價十割
乙　其ノ他各種	從價三割
諸製造煙草	
支那酒(釀造シタルモノ)	

清酒	
各種ノ酒類但シ麥酒、黑麥酒、シャムパン及類似ノ沸騰酒、支那酒釀造シタルモノ、ボルト、清酒、シエリー、ウエルモット及葡萄酒赤白ヲ別タス）ヲ除ク	從價三割
沈香	每リートル五錢
琥珀	從價一割
甲　加工セサルモノ	從價一割
乙　加工シタルモノ	從價一割
動物但シ牛、馬、驢、騾、綿羊、山羊及鷄ヲ除ク	從價五分
石絨（板）	從價五分
竹材（工ヲ加ヘサルモノ）	從價五分
革帶、帆布帶及帆布管（機械ニ用ヰルモノ）	從價五分
衝球臺及附屬品	從價一割
プラスチング、ゼラチン其ノ他類似ノ爆發藥、デトネートル及フユーズ	從價一割
磚瓦（建築用ノモノ）	從價五分
プラシ及箒（各種）	從價一割
杖及鞭	從價一割
乘車、自轉車及同部分品	從價一割

貨車	
セリユロイド	
乙　工ヲ加ヘタルモノ	
白堊及ホワイチング	
木炭及骨炭	
粘土（各種）	
焦炭	
珊瑚（加工シタルト否トヲ別タス）	
苧麻繩索（船用ト否トヲ別タス）	
玻璃刀	
金剛砂	
金剛砂布及砂紙	
金剛砂砥其ノ他各種ノ砥石	
煙火（各種）	
造花	
額緣及天井緣	
海羅	
家具（新故ヲ別タス別項ニ揭ケサルモノ）	
テンニス、クリツケツト、象棋其ノ他ノ遊戲具（別項ニ揭ケサルモノ）	

	從價五分
	從價一割
	從價五分
	從價五分
	從價五分
	從價一割
	從價五分
	從價五分
	從價五分
	從價五分
	從價五分
	從價一割
	從價一割
	從價一割
	從價五分
	從價一割
	從價一割

阿膠(普通)	從價五分
綿火藥	從價一割
火藥(各種)	從價一割
石膏	從價五分
象牙製品(別項ニ揭ケサルモノ)	從價一割五分
金銀細貨類(貴石、眞珠等ヲ嵌メタルト否トヲ別タス)	從價一割
貼札(繪鑵等ニ用ヰルモノ)	從價五分
ラムプ、提燈及同部分品	從價一割
皮革製品(別項ニ揭ケサルモノ)	從價一割
麥芽	從價五分
マツチ(各種)	從價一割
支那蓆(一卷四十碼)	從價五分
椰皮蓆	從價五分
其ノ他各種ノ地蓆	從價五分
油畫、水畫、石版畫、著色石版畫、寫眞畫、法帖其ノ他別項ニ揭ケサル各種ノ書畫類	從價一割
漉青、木爹兒及石炭爹兒	從從五分
巴黎灰	從價五分
骨牌(各種)	從價一割

石墨	從價五分
磁器及陶器(別項ニ揭ケサルモノ)	從價一割
貴石及眞珠	從價一割
貴石及眞珠(假製ノモノ)	從價五分
バツテキー	從價五分
籐(割キタルト否トヲ別タス)	從價一割
馬具	從價五分
白檀	從價五分
靴墨(各種)	從價一割
吸煙器具(阿片吸煙具ヲ除ク)	從價五分
滑石(塊粉ヲ別タス)	從價一割
スパルテリー(製帽用ノモノ)	從價五分
海綿	從價五分
石類(別項ニ揭ケサルモノ)	從價五分
甲　建築用其ノ他工作ヲ經サルモノ	從價一割
乙　裝飾用若ハ家具用其ノ他工作ヲ經タルモノ	從價一割
丙　肖像其ノ他彫刻シタルモノ	從價一割
海底電線及地下電線	從價五分
紫檀	從價五分

化粧具匣		
鼈甲製品		
翫具(各種)		
旅嚢、提嚢及佩袋		
傘類		
甲　絹及絹入ノモノ		從價一割
乙　其ノ他各種		從價一割
傘柄及傘手(金銀製ヲ除ク)		從價一割
汽船、帆船及舟艇		從價一割
紫檀器及黒檀器		從價五分
其ノ他稅目中ニ揭ケサル生粗若ハ未製品但シ帽體、製帽用裏革、紐		從價一割五分
鋼(時計彈條製造用及傘骨製造用ノモノヲ除ク		從價一割
其ノ他稅目中ニ揭ケサル全製若ハ半製品		從價五分
第三條　左ノ割合ニ依リ(中略)繭、米及粟ニ輸入稅ヲ課ス		從價一割
(中略)		
五　繭(各種)輸入稅		從價一割
六　米及粟輸入稅		從價一割五分
第五條ノ七　繭、米及粟輸入稅ニ付テハ關稅法及關稅定率法中有稅品ニ關スル規定ヲ準用ス		
附　則		

本法ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ(中略)輸入稅ニ關シテハ本法發布後六箇月ヲ經テ之ヲ施行ス

第二次非常特別稅の增徵に依る關稅收入の增加は、明治三十八年度に於て百五十二萬三千七百九十圓の豫定なりしが(三十八年十月より三十九年三月迄の計算)、法律發布及施行期日の繰上に因り六十一萬九千四十圓、政黨との協定に基く各種品への增徵竝に新課の爲五十四萬四千七百九十六圓を增加したる結果、其の豫定額は三十八年度(三十八年七月より三十九年三月迄)二百六十八萬七千六百二十六圓、三十九年度以降每年度四百七十七萬八千一圓となれり。今三十八年度分の內譯を揭ぐれば左の如し。

種類	金額	種類	金額
第一類　兵器、時計、學術器具及機械類	四二、五八一圓	第十類　油蠟	一一、一二四圓
第二類　飮食物	一六二、一三三	第十一類　紙及文具	一一、一一三
第三類　衣服及附屬品(絹製絹入ニ非サルモノ)	五七、一四三	第十三類　布帛、絲纖及同材料	二五、八二三
第四類　藥材、化學藥及製藥	一二五、九〇三	第十五類　酒類	二、七九六
第五類　染料、彩料及塗料	二〇、八九七	第十六類　雜品	六二四、一二〇
第六類　玻瓈及玻瓈製品	三、〇一六	繭	二八、九四二
第七類　穀物及種子	三六三、一二八	米及粟	一、一三七、〇三〇
第八類　角牙皮毛介甲類	五、〇八九	合計	二、六八七、六二六
第九類　金屬及金屬製品	六六、七八八		

右の如くして第一次及第二次非常特別稅の增徵により輸入稅率は左表の如くなれり。

種目	定率	第一次增率	第二次增率	合計
第一種				

第一類					
大砲小銃拳銃刀劍砲彈裝藥其他諸兵器	從價	二、五			
檯衡及尺度	同	一、〇			
晴雨計	同	一、〇			
坩堝（各種）	同	一、〇			
刃物（別項ニ揭ケサルモノ）	同	二、〇			
電燈器械及同部分品	同	一、〇			
消防器及同部分品	同	一、〇			
農具工匠具及同部分品	同	〇、五			
樂器及同附屬品	同	一、五			
理學器、化學器、測量器、外科器、其他諸學術器（別項ニ揭ケサルモノ）	同	一、〇			
寫眞器及同部分品	同	一、五			
蓄音器及同部分品	同	二、五			
眼鏡及同部分品	同	一、〇			
獵銃及同附屬品	同	二、五			
電話器及同部分品	同	一、〇			
寒暖計	同	一、〇			
第二類					
礦水檸檬水曹達水ノ如キ酒精ヲ含マサル諸飲料	從價	一、〇	從價	〇、五	從價
乾麵麭船用ノモノ	同	一、〇	同	一、〇	從價
乾麵麭菓子製ノモノ	同	一、五	同	一、〇	同
乳油	同	一、五	同	一、〇	同
乾酪	同	一、五	同	一、〇	同
珈琲	同	二、〇	同	〇、五	同
菓類菓子	同	四、〇	同	一、〇	同
糖菓類砂糖、糖蜜若クハ糖水ヲ以テ貯藏シタルモノ	同	二、五	同	一、〇	同
生卵	同	二、五	同	一、〇	同
麥粉其他穀粉澱粉類	同	一、〇	同	〇、五	同
生菓乾菓及別項ニ揭ケサル菓子	同	一、五	同	一、〇	同
ハム及ベーコン	同	一、五	同	一、〇	同
鮮肉	同	一、〇	同	〇、五	同
乳膏及乳粉	同	一、五	同	一、〇	同
胡椒	同	一、五	同	一、〇	同
食鹽（粗製ノモノ）	同	一、〇	同	〇、五	同
食鹽（精製ノモノ）	同	一、五	同	一、〇	同
鹹魚	同	一、五	同	一、〇	同
鹹肉	同	一、〇	同	〇、五	同
石花菜	同	一、〇	同	〇、五	同
茶	同	二、五	同	一、〇	同
生菜乾菜及鹹菜	同	一、〇	同	〇、五	同
其他各種食物	同	一、五	同	一、〇	同
第三類					
長靴及短靴（各種）	從價	二、〇	從價	一、〇	從價
袴釣（絹製及絹入ノモノ）	同	二、五	從價	一、〇	從價
同（其ノ他各種）	同	二、〇	同	一、五	同
鈕釦、扣子、鉤子類（飾鈕釦ヲ除ク）	同	二、〇	同	一、五	同
標（絹製及絹入ノモノ）	同	二、五	同	一、五	同

珈琲	同	二、〇	同	〇、五	同
菓類菓子	同	四、〇	同	一、〇	同
糖菓類砂糖、糖蜜若クハ糖水ヲ以テ貯藏シタルモノ	同	二、五	同	一、〇	同
生卵	同	二、五	同	一、〇	同
麥粉其他穀粉澱粉類	同	一、〇	同	〇、五	同
生菓乾菓及別項ニ揭ケサル菓子	同	一、五	同	一、〇	同
ハム及ベーコン	同	一、五	同	一、〇	同
鮮肉	同	一、〇	同	〇、五	同
乳膏及乳粉	同	一、五	同	一、〇	同
胡椒	同	一、五	同	一、〇	同
食鹽（粗製ノモノ）	同	一、〇	同	〇、五	同
食鹽（精製ノモノ）	同	一、五	同	一、〇	同
鹹魚	同	一、五	同	一、〇	同
鹹肉	同	一、〇	同	〇、五	同
石花菜	同	一、〇	同	〇、五	同
茶	同	二、五	同	一、〇	同
生菜乾菜及鹹菜	同	一、〇	同	〇、五	同
其他各種食物	同	一、五	同	一、〇	同
第三類					
長靴及短靴（各種）	從價	二、〇	從價	一、〇	從價
袴釣（絹製及絹入ノモノ）	同	二、五	從價	一、〇	從價
同（其ノ他各種）	同	二、〇	同	一、五	同
鈕釦、扣子、鉤子類（飾鈕釦ヲ除ク）	同	二、〇	同	一、五	同
標（絹製及絹入ノモノ）	同	二、五	同	一、五	同

襟巻（其ノ他各種）	従價	二、〇	個
手袋（各種）	同	二、〇	
帽子（金銀珠玉入ノモノ）	同	三、〇	
同（絹製及絹入ノモノ）	同	二、五	従價
同（其ノ他各種）	同	二、〇	
襟飾（絹製及絹入ノモノ）	同	二、五	同
同（其ノ他各種）	同	二、〇	
肩衣（絹製及絹入ノモノ）	同	二、五	同
同（毛製刺繍）	同	二、五	
同（其ノ他各種）	同	二、〇	
襦袢	同	二、〇	
足袋（綿製毛製及毛）	同	二、〇	
同（絹製及絹入ノモノ）	同	二、五	同
同（其ノ他各種）	同	二、〇	
飾紐（金製及百金銅ノモノ但シ真珠ヲ縫フモノヲ除ク）（金銅及鍍金ノモノ但シ真珠ヲ縫フモノヲ除ク）	同	三、〇	
同（其ノ他各種）	同	二、五	
粧飾料品（金銀製及金）	同	三、〇	
同（絹製及絹入ノモノ）	同	二、五	同
同（其ノ他各種）	同	二、〇	
肌衣（綿製毛製及毛）	同	二、〇	
同（絹製及絹入ノモノ）	同	二、五	同
同（其ノ他各種）	同	二、〇	
南衣（絹製及絹入ノモノ）	同	二、五	同
同（其ノ他各種）	同	二、〇	

其ノ他各種ノ（絹製及絹入ノモノ）	同	二、五	同
衣服及附屬品（其ノ他各種）	同	二、〇	

第四類（松脂、曹達灰及苛性曹達ヲ除ク）

酒精（アルコール）	従量毎リートル四十二錢	従量毎リートル三	錢
各種變性アルコール	同　四十二錢	同　三	錢
各種酒精劑（阿片丁幾ヲ除ク）	同　四十二錢	同　三	錢
龍腦及艾片	従價　一、〇	従價　一、〇	個
寫眞用古魯胃謨及附屬ノ沃度意撒兒	同　一、〇	同　一、〇	
麝香及人造麝香	同　一、五	同　一、〇	
其他ノ物品	同　一、〇	同　一、〇	

第五類（酸化古拔爾篤、金液、銀液及白金液、乾藍及ログウードヲ除ク）

染料彩料及塗料	従價　一、〇	従量毎リートル四十八錢	
第六類（硝子玻璃片（凸常ノモノ）プレート玻璃片（水銀ヲ塗リタルト否トヲ別タス）屑玻璃粉玻璃ヲ除ク）			
玻璃珠（威尼斯珠ト稱スルモノ）	従價　二、〇	同　三、五	
玻璃鏡	同　二、五	同　四、五	
其ノ他各種ノ玻璃製品	同　二、〇	同　三、五	

第七類

綿種子	従價　〇、五	従價　〇、五	
其ノ他各種ノ穀物及種子	同　〇、五	同　一、〇	

第八類（獸骨、獸毛（羊毛、山羊毛及駱駝毛ヲ除ク）牛皮及水牛皮（生、乾若クハ鹽漬等ノ治理ヲ經サルモノ）象牙、屑象牙、鼈甲、屑鼈甲及貝殼ヲ除ク）

羽毛（各種）	従價　二、五	従價　〇、五	
毛皮（治理シタルト否トヲ別タス）	同　二、五	同　〇、五	
髮毛	同　二、〇	同　〇、五	
鹿皮（生、乾若クハ鹽漬等ノ治理ヲ經サルモノ）	同　〇、五	同　一、〇	

山馬皮（生、乾若クハ鹽漬等ノ治理ヲ經サルモノ）	從價	〇、五
獸蹄	同	〇、五
牛角及水牛角	同	〇、五
鹿角	同	〇、五
犀角	同	一、〇
一角牙	同	一、〇
海馬牙	同	一、〇
靴底皮	同	一、五
其ノ他各種ノ熟皮	同	一、五
其ノ他各種ノ骨角、生皮及介甲	同	〇、五
其ノ他各種ノ牙類	同	一、〇

第九類

眞鍮（條竿及板、筒及管、螺旋釘）	從價	一、〇
銅（條竿及板、釘、筒及管、線）	同	一、〇
同（銅貨及白銅貨）	同	〇、五
日耳曼銀（板、竿及線）	同	一、〇
鐵及軟鋼（線索（電鍍シタルト否トヲ別タス））	同	一、〇
鉛（板、筒及管）	同	一、〇
鋼（軟鋼ニ非ル線（傘骨用門形ノモノ））	同	一、〇
同（線索（電鍍シタルト否トヲ別タス））	同	一、〇
黃銅（板、條及竿、釘、筒及管）	同	一、〇
別項ニ揭ケサル釘及螺旋釘	同	一、〇
提嚢用金具	同	一、五

キャブシュール（堅ノ口ニ用ヰル金具）	同	一、五
戶鎖、戶錠、戶栓、蝶鋲類	同	一、五
金銀其ノ他金屬箔及（青銅粉ヲ除ク）粉	同	一、五
金銀器（別項ニ揭ケサルモノ）	同	三、五
鍍金銀器（別項ニ揭ケサルモノ）	同	二、五
墜燈、置燈及附屬品	同	二、〇
貨幣	同	二、〇
傘骨及附屬金具	同	一、五
其ノ他別項ニ揭ケサル各種（機械材、車輛及船舶材料、武器、時計、電氣材料ヲ除ク）ノ金屬製品	同	二、〇

第十類（椰子油、亞麻子油、松精油及スチヤリンヲ除ク）

蠟燭	從價	一、五
石油	同	二、〇
其ノ他各種ノ油蠟	同	一、〇

第十一類

集畫帖（寫眞用及郵便切手貼用ノモノ）	從價	二、五
白紙帳簿及書式類	同	一、五
墨汁（寫字用及筆記用ノモノ）	同	一、五
唐紙類（各種）	同	一、五
鉛筆（金製及白金製ノモノ）	同	三、〇
同（其ノ他各種）	同	一、五
筆喙（金製ノモノ）	同	三、〇
同（其ノ他各種）	同	一、五
封蠟	同	一、五

キャブシュール（堅ノ口ニ用ヰル金具）	同	一、〇
戶鎖、戶錠、戶栓、蝶鋲類	同	一、〇
金銀其ノ他金屬箔及（青銅粉ヲ除ク）粉	同	一、〇
金銀器（別項ニ揭ケサルモノ）	同	一、〇
鍍金銀器（別項ニ揭ケサルモノ）	同	一、〇
墜燈、置燈及附屬品	同	一、〇
貨幣	同	一、〇
傘骨及附屬金具	同	一、〇
其ノ他別項ニ揭ケサル各種（機械材、車輛及船舶材料、武器、時計、電氣材料ヲ除ク）ノ金屬製品	同	一、〇

第十類（椰子油、亞麻子油、松精油及スチヤリンヲ除ク）

蠟燭	從價	一、〇
石油	同	二、〇
其ノ他各種ノ油蠟	同	一、〇

第十一類

集畫帖（寫眞用及郵便切手貼用ノモノ）	從價	一、〇
白紙帳簿及書式類	同	一、〇
墨汁（寫字用及筆記用ノモノ）	同	一、〇
唐紙類（各種）	同	一、〇
鉛筆（金製及白金製ノモノ）	同	一、〇
同（其ノ他各種）	同	一、〇
筆喙（金製ノモノ）	同	一、〇
同（其ノ他各種）	同	一、〇
封蠟	同	一、〇

山馬皮（生、乾若クハ鹽漬等ノ治理ヲ經サルモノ）	從價	〇、五
獸蹄	同	〇、五
牛角及水牛角	同	〇、五
鹿角	同	〇、五
犀角	同	一、〇
一角牙	同	一、〇
海馬牙	同	一、〇
靴底皮	同	一、五
其ノ他各種ノ熟皮	同	一、五
其ノ他各種ノ骨角、生皮及介甲	同	〇、五
其ノ他各種ノ牙類	同	一、〇

第九類

眞鍮（條竿及板、筒及管、螺旋釘）	從價	〇、五
銅（條竿及板、釘、筒及管、線）	同	〇、五
同（銅貨及白銅貨）	同	〇、五
日耳曼銀（板、竿及線）	同	〇、五
鐵及軟鋼（線索（電鍍シタルト否トヲ別タス））	同	〇、五
鉛（板、筒及管）	同	〇、五
鋼（軟鋼ニ非ル線（傘骨用門形ノモノ））	同	〇、五
同（線索（電鍍シタルト否トヲ別タス））	同	〇、五
黃銅（板、條及竿、釘、筒及管）	同	〇、五
別項ニ揭ケサル釘及螺旋釘	同	〇、五
提嚢用金具	同	一、五

藁紙	從價	一、五	一、五	一、五
其ノ他各種ノ文具	同	一、五	一、五	一、五
第十二類				
砂糖（和蘭標本色相第十五號未滿）	從價	〇、五	〇、五	〇、五
糖蜜	同	一、〇	一、〇	一、〇
糖水	同	一、〇	一、〇	一、〇
第十三類				
綿縫絲	從價	一、五	一、五	一、五
製本用綿布	同	一、五	一、五	一、五
毛フエルト地	同	一、五	一、五	一、五
絹絲類（別項ニ揭ケサルモノ）	同	二、〇	二、〇	二、〇
支那縮緬	同	二、〇	二、〇	二、〇
支那絹紬	同	二、〇	二、〇	二、〇
支那絹紬子	同	二、〇	二、〇	二、〇
支那絹紋綉子	同	二、〇	二、〇	二、〇
絹綿綉子	同	二、〇	二、〇	二、〇
刺繍絹布及刺繍絹綿布	同	二、五	二、五	二、五
其ノ他各種絹布（刺繍ト他物ヲ交ヘタルトヲ別カス但シ絹ノ重量ガ過スルモノ）	同	二、〇	二、〇	二、〇
麻縫絲	同	一、五	一、五	一、五
フエルト氈	同	二、〇	二、〇	二、〇
頭帷（絹製及絹入ノモノ）	同	二、五	二、五	二、五
同（其ノ他各種）	同	二、〇	二、〇	二、〇
靴護謨布（絹入ノモノ）	同	二、〇	二、〇	二、〇
同（其ノ他各種）	同	一、五	一、五	一、五
護謨紐類	同	一、五	一、五	一、五
手巾（綿製、麻製及麻綿製ノモノ（單製））	同	一、五	一、五	一、五
同（絹製及レース製ノモノ）	同	二、五	二、五	二、五
蚊帳（各種）	同	二、〇	二、〇	二、〇
革布（家具等ニ用キルモノ）	同	一、五	一、五	一、五
油布及リノリユム（氈ニ用キルモノ）	同	一、五	一、五	一、五
襦衣（絹製及絹入ノモノ）	同	二、五	二、五	二、五
同（其ノ他各種）	同	二、〇	二、〇	二、〇
浴巾（單製蓮製ヲ別タス各種）	同	一、五	一、五	一、五
綿線及苧麻線	同	一、〇	一、〇	一、〇
縫絲（別項ニ揭ケサル各種）	同	一、五	一、五	一、五
其他各種ノ布帛（絹製及絹入ノモノ）	同	二、五	二、五	二、五
同（其ノ他各種）	同	二、〇	二、〇	二、〇
第十四類				
諸製造煙草	從價	一五、〇	一五、〇	一〇、〇
第十五類（麥酒、黑麥酒、シヤンパン及類似ノ沸騰酒、ボルトシエリー、ヴエルモツト及葡萄酒（赤白ヲ別タス）ヲ除ク）				
支那酒（釀造シタルモノ）	從價	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇
清酒	同	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇
其ノ他各種ノ酒類	從量毎リートル二十七錢五厘			
第十六類				
沈香	從價	一、〇	一、〇	一、〇
琥珀（加工セサルモノ）	同	一、〇	一、〇	一、〇
（加工シタルモノ）	同	二、〇	二、〇	二、〇
動物（牛、馬、騾、驢、綿羊、山羊及鷄ヲ除ク）	同	一、〇	一、〇	一、〇

護謨紐類	同	一、五	一、〇	一、五
手巾（綿製、麻製及麻綿製ノモノ（單製））	同	一、五	一、五	一、五
同（絹製及レース製ノモノ）	同	二、五	二、〇	二、五
蚊帳（各種）	同	二、〇	一、五	二、〇
革布（家具等ニ用キルモノ）	同	一、五	一、五	一、五
油布及リノリユム（氈ニ用キルモノ）	同	一、五	一、五	一、五
襦衣（絹製及絹入ノモノ）	同	二、五	二、〇	二、五
同（其ノ他各種）	同	二、〇	一、五	二、〇
浴巾（單製蓮製ヲ別タス各種）	同	一、五	一、五	一、五
綿線及苧麻線	同	一、〇	一、〇	一、〇
縫絲（別項ニ揭ケサル各種）	同	一、五	一、五	一、五
其他各種ノ布帛（絹製及絹入ノモノ）	同	二、五	二、〇	二、五
同（其ノ他各種）	同	二、〇	一、五	二、〇
第十四類				
諸製造煙草	從價	一五、〇	一〇、〇	一五、〇
第十五類（麥酒、黑麥酒、シヤンパン及類似ノ沸騰酒、ボルトシエリー、ヴエルモツト及葡萄酒（赤白ヲ別タス）ヲ除ク）				
支那酒（釀造シタルモノ）	從價	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇
清酒	同	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇
其ノ他各種ノ酒類	從量毎リートル五錢			
第十六類				
沈香	從價	一、〇	一、〇	一、〇
琥珀（加工セサルモノ）	同	一、〇	一、〇	一、〇
（加工シタルモノ）	同	二、〇	二、〇	二、〇
動物（牛、馬、騾、驢、綿羊、山羊及鷄ヲ除ク）	同	一、〇	一、〇	一、〇

石　　絨（板）	從價	一、〇
竹　材（加工セサルモノ）	同	〇、五
革帶、帆布帶及帆布管（機械ニ用ヰルモノ）	同	一、〇
衝球臺及附屬品	同	三、〇
プラスチング、ゼラチン其ノ他類似ノ爆發藥、デトネートル及フユーズ	同	一、五
磚　瓦（建築用ノモノ）	同	一、〇
ブラシ及箒（各　種）	同	二、〇
杖　及　鞭	同	二、〇
乘車、自轉車及同部分品	同	二、五
貨　車	同	一、〇
セリユロイド（加工シタルモノ）	同	二、〇
白堊及ホワイチング	同	〇、五
木炭及骨炭	同	〇、五
粘　土（各　種）	同	〇、五
焦　炭	同	〇、五
珊　瑚（加工シタルト否トヲ別タス）	同	三、〇
苧麻繩索（船用ト否トヲ別タス）	同	一、〇
玻瓈刀	同	一、〇
金　剛　砂	同	〇、五
金剛砂布及砂紙	同	〇、五
金剛砂砥其他各種ノ砥石	同	〇、五
煙　火（各　種）	同	三、〇
造　花	同	二、五

額緣及天井緣	同	二、〇
海　　羅	同	〇、五
家　具（新故ヲ別タス別項ニ揭ケサルモノ）	同	二、〇
テンニス、クリツケツト、象棋（別項ニ揭ケサルモノ）其ノ他ノ遊戲具	同	二、五
阿　膠（普　通）	同	〇、五
綿　火　藥	同	一、五
火　藥（各　種）	同	一、五
石　　膏	同	〇、五
象牙製品（別項ニ揭ケサルモノ）	同	二、〇
金銀細貨類（貴石、眞珠等ヲ嵌メタルト否トヲ別タス）	同	三、五
貼札（蠟、繰等ニ用ヰルモノ）	同	一、五
ランプ提燈及同部分品	同	二、〇
皮革製品（別項ニ揭ケサルモノ）	同	二、〇
麥　　芽	同	〇、五
マッチ（各　種）	同	二、〇
支那蔗（一卷四十磅）	同	二、〇
椰　皮　蓆	同	二、〇
其ノ他各種ノ地蓆	同	二、〇
油畫、水畫、石版畫、著色石版畫、寫眞畫、法帖、其ノ他別項ニ揭ケサル各種ノ書畫類	同	二、五
漉青、木爹兒及石炭爹兒	同	〇、五
巴　黎　灰	同	〇、五
骨　　牌（各　種）	同	三、五

石墨	從價	〇、五
磁器及陶器（別項ニ揭ケサルモノ）	同	二、〇
貴石及眞珠	同	三、五
貴石及眞珠（假製ノモノ）	同	三、〇
パッテキー	同	〇、五
篠（刻キタルト否トヲ別タス）	同	〇、五
馬具	同	二、五
白檀	同	一、〇
靴墨（各種）	同	二、〇
吸煙器具（阿片吸煙具ヲ除ク）	同	三、〇
滑石（塊粉ヲ別タス）	同	〇、五
スパルテリー（製帽用ノモノ）	同	一、〇
海綿	同	〇、五
石類（別項ニ揭ケサルモノ）（建築用其ノ他工作ヲ經タルモノ）	同	〇、五
同（裝飾用若クハ家具用其ノ他工作ヲ經サルモノ）	同	二、〇
同（肖像其ノ他彫刻シタルモノ）	同	二、五
海底電線及地下電線	同	一、〇
紫檀	同	〇、五
化粧具	同	二、五
龜甲製品	同	二、五
瓶（各種）	同	二、五
旅槖、提嚢及鞄袋	同	二、〇
傘類（絹及絹入モノ）	同	二、五

墨	從價	〇、五
磁器及陶器（別項ニ揭ケサルモノ）	同	一、〇
貴石及眞珠	同	一、〇
貴石及眞珠（假製ノモノ）	同	一、〇
パッテキー	同	一、〇
篠（刻キタルト否トヲ別タス）	同	〇、五
馬具	同	一、〇
白檀	同	一、〇
靴墨（各種）	同	一、〇
吸煙器具（阿片吸煙具ヲ除ク）	同	一、〇
滑石（塊粉ヲ別タス）	同	〇、五
スパルテリー（製帽用ノモノ）	同	一、〇
海綿	同	〇、五
石類（別項ニ揭ケサルモノ）（建築用其ノ他工作ヲ經サルモノ）	同	〇、五
同（裝飾用若クハ家具用其ノ他工作ヲ經サルモノ）	同	一、〇
同（肖像其ノ他彫刻シタルモノ）	同	一、〇
海底電線及地下電線	同	一、〇
紫檀	同	〇、五
化粧具	同	一、〇
龜甲製品	同	一、〇
瓶（各種）	同	一、〇
旅槖、提嚢及鞄袋	同	一、〇
傘類（絹及絹入モノ）	同	一、〇

同	同	一、〇
同	從價	一、〇
同	同	一、〇
同	同	〇、五
同	同	一、〇
同	同	〇、五
同	同	〇、五
同	同	一、〇
同	從價	三、〇
同	同	一、五

同	從價	一、〇
同	同	一、〇
同	同	一、〇
同	同	一、〇
同	同	一、〇
同	同	〇、五
同	同	一、〇
同	同	一、〇
同	同	三、〇
同	從價	一、〇
同	同	一、五

同　傘柄及傘手（金銀製ヲ除ク）　同　二、〇

汽船、帆船及舟艇　同　〇、五

紫檀器及黑檀器　同　二、五

其ノ他稅目中（橫鞴用鍛鐵製ノ時計彈機、絃卷用及金骨、製造用ノモノヲ除ク）ニ揭ケサル紐、製若クハ未製品　同　一、〇

其ノ他稅目中ニ揭ケサル全製若クハ半製品　同　二、〇

第二種

藺（各種）及米粒　|

第四款　從價稅の從量稅換算

關稅定率法第三條の規定に依れば、從價稅に代ふるに從量稅を以てするを便宜となす場合は、六箇月以上の平均價格を算出し、附屬稅表の稅率に基き之を定むるものとし、其の物品及細別は勅令を以て公布することとせり。仍て明治三十一年九月勅令第二百二十號を以て左の如く公布し、三十二年一月一日より施行したり。

勅令第二百二十號（明治三十一年九月二十六日）

關稅定率法第三條ニ依リ輸入物品從量稅目左ノ通定ム

本令ハ明治三十二年一月一日ヨリ施行ス

輸入物品從量稅目

輸入稅表番號			稅	
	飲食物		円	
三三	乳油	毎斤	○八六	
三四	乾酪	毎斤	○五四	
三五	咖啡（種子）	毎斤	○八四	
三七	生卵	毎千箇	一一一五	
三八	麥粉	毎百斤	四六五	
四〇	ハム及ベーコン	毎斤	○六五	
四一	鮮肉（羊肉）	毎百斤	一八四九	
四二	乳脊及乳粉	一「ポンド」鐵十二箇他ノ重量ノ鐵ハ此ノ比例ニ依ル	三七一	
四四	食鹽（海鹽ト礦鹽トヲ別タス）			
	甲　粗製ノモノ	毎百斤	○八三	
	乙　精製ノモノ	毎百斤	一三七○	
四五	鹹魚	毎百斤	八七六	
四六	鹹肉（牛肉若ハ豚肉ノ樽入ニ爲タルモノ）	毎百斤	一二九二	
四七	石花菜	毎百斤	五一三	
四八	茶	毎斤	○六二	
	衣服			
六三	肌衣（上下ヲ別タス、メリヤス製ノモノ）綿製ノモノ	毎十二箇	一四一○	
	毛製ノモノ	毎十二箇	二五四三	
	毛絹製ノモノ	毎十二箇	一八一二	
	藥材、化學藥及製藥			
一三六	硼酸	毎百斤	二○三八	
六六	石炭酸（結晶ノモノ）	毎斤	○三六	
六七	撒里矢爾酸（結晶ト粉末トヲ別タス）	毎斤	一五七	
六八	酒石酸	毎斤	○七三	
六九	亞爾箇保爾	毎斤	○三六	
七○	明礬	毎百斤	一九八	
七四	白朮	毎百斤	八七七	
七五	次硝酸蒼鉛	毎斤	二○六	
七七	硼砂（硼酸曹達）	毎百斤	一二三八	
七八	艾、片	毎斤	三七七	
七九	桂皮	毎百斤	七二三	
八○	桂皮油	毎斤	二○二	
八一	霍香	毎百斤	五三九	
八二	規那皮	毎百斤	一七三二	
八三	挙古尼涅（鹽酸若ハ硫酸）	毎斤	二○○	
八四	辰砂（赤色硫化汞）	毎斤	○九六	
八五	丁香	毎百斤	一三八五	
八六	鹽酸古加乙涅	毎斤	一二九八三	
八九	古倫僕	毎百斤	五一七	
九一	阿仙藥及檳榔脊	毎百斤	九二七	

九二	健實亞那（龍膽）	毎百斤	一	一二四
九四	倻里設林	毎斤	○三六	一二五
九五	亞拉毘亞護謨	毎百斤	一三○七	一二六
九六	安息香	毎百斤	一一二四	一二七
九九	乳香	毎百斤	五六○	一二八
一○○	苦草	毎百斤	○五八	一二九
一○一	沃度仿謨	毎斤	五一一	一三○
一○二	吐根	毎百斤	三六六二○	一三六
一○三	葯剌巴根	毎百斤	四五八一	一三一
一○四	醋酸鉛（鉛糖）	毎百斤	一二八二	一三二
一○五	甘草	毎百斤	九三三	一三三
一○六	麻黃	毎百斤	三五三	一三四
一○八	莫兒比涅（鹽酸若ハ硫酸）	毎斤	四○四三	一三五
一一一	甘松	毎百斤	一五二○	
一一二	赤燐	毎斤	一六五	一三九
一一六	黃燐	毎百斤	一三五三	一四一
一一四	銳纖蔓剌篤亞斯	毎斤	○九三	一四四
一一五	格魯兒酸剌篤亞斯	毎百斤	二三二一	一四五
一一七	木香	毎百斤	一四一○	一四七
一一九	松脂	毎百斤	二九八	
一二○	大黃（塊粉ヲ別タス）	毎百斤	一三八七	一五○
一二一	消芙蘭	毎百斤	一一七七	一五三
一二二	硝石（硝酸剌篤亞斯）	毎百斤	九八○	一五四
一二三	瑠篤寧	毎斤	三八○	一五六
	撒兒沙巴利剌	毎百斤	一六八一	
	橋絶支奈	毎百斤	一五二二	
	沙剌克	毎斤	○五五	
	曹達灰	毎百斤	三五一	
	重炭酸曹達	毎百斤	四五七	
	苛性曹達	毎百斤	四五四	
	結晶曹達（洗濯曹達）	毎百斤	二二七	
	硝酸曹達	毎百斤	四七一	
	撒里矢爾酸曹達	毎斤	一四二	
	蒼朮	毎百斤	四六二	
	紫梗	毎百斤	一八七○	
	ウアスリン	毎百斤	一六四二	
	黃苓	毎百斤	四九九	
	染料、彩料及塗料			
	紺青	毎百斤	六六九○	
	酸化古拔爾篤	毎百斤	三四六二八	
	沒食子及五倍子	毎百斤	一七一五	
	雌黃	毎百斤	六八○二	
	乾藍	毎百斤	一二九五三	
	鉛粉（各色）	毎百斤	一○七○	
	ログウード越幾斯	毎百斤	二三九七	
	色油（ペイント、イン、オイル）	毎百斤	一三○四	
	蘇木	毎百斤	二三五	

一五八	葵黃	毎百斤	三八四		
一五九	群青	毎百斤	一七四九		
一六一	支那漆	毎百斤	三二七二		
一六二	綠青	毎百斤	二二九七		
一六三	朱	毎斤	一二〇		
一六四	硫青	毎百斤	五四二三		
一六五	白色亞鉛粉	毎百斤	一二三〇		
	玻璃類				
一六七	聰波璃片（無色及無著色ノモノ）	毎百方フート	四〇〇		
	穀物及種子				
一七三	大麥	毎百斤	一〇一		
一七四	大豆	毎百斤	一二九		
一七七	胡麻子	毎百斤	一九七		
一七八	小麥	毎百斤	一五三		
一七九	綿種子	毎百斤	〇四四		
	角牙皮毛介甲類				
一八四	髮毛	毎百斤	五六四一		
一八五	牛皮及水牛皮（生乾若ハ鹽漬等治理ヲ經サルモノ）	毎百斤	九六二		
一八六	鹿皮（同上）	毎百斤	一五八八		
一八七	山馬皮（同上）	毎百斤	六六一		
一八八	獸蹄	毎百斤	四一四		
一八九	牛角及水牛角	毎百斤	五〇四		
一九〇	鹿角	毎百斤	六五四		

一九二	象牙	毎斤	二九八		
一九五	海馬牙	毎斤	一〇二		
一九六	靴底皮	毎百斤	四四一		
	金屬及金屬製品				
	眞鍮				
二〇三	條、竿	毎百斤	三〇七〇		
二〇三	板	毎百斤	三〇八六		
二〇六	故眞鍮（改造適用ノモノ）	毎百斤	九一五		
	銅				
二〇八	條、竿	毎百斤	三四六四		
二〇八	板	毎百斤	三四八八		
二〇九	釘	毎百斤	三九五六		
二一一	線	毎百斤	七四九六		
二一三	故銅（改造適用ノモノ）	毎百斤	七九九		
	日耳曼銀				
二一四	板、竿	毎百斤	六〇二〇		
二一四	線	毎百斤	六二五七		
	鐵及軟鋼				
二一五	塊	毎百斤	〇八三		
二一七	條、竿（徑一因ノ四分ノ一ヲ超ヘタルモノ）	毎百斤	三五六		
二一七	帶及帶	毎百斤	四二七		
	テイ形、アングル形其ノ他類似ノ熟鐵及軟鋼				
二一三					

二一九	軌條	毎百斤	二九七		
二二〇	板（波形ヲ除ク）	毎百斤	三九四		
二二一	電鍍板（波形ト否トヲ別タス）	毎百斤	八五三		
二二二	有紋板	毎百斤	三四五		
二二四	釘（大釘、無頭釘、平頭釘及曲頭釘共電鍍セサルモノ）	毎百斤	五七五		
二二六	葉鐵葉鋼（無地）	毎百斤	六九一		
二二七	線及徑一因ノ四分ノ一ヲ超ヘサル鋼竿（鍍錫セサルモノ）	毎百斤	六六五		
二二八	電線（電鍍線）	毎百斤	五九一		
二二九	綠索（電鍍シタルモノ）	毎百斤	一三六七		
二三〇	被綠索（電鍍シタルト否トヲ別タス）	毎百斤	一〇九		
二三一	鉛 故旌	毎百斤	一〇三		
二三二	塊及錠	毎百斤	三六八		
二三三	板	毎百斤	七五三		
二三五	水銀	毎百斤	五六八九		
二三六	暖紬鋼	毎百斤	三五二九		
二四三	鋼（軟鋼ニ非サルモノ） 線及徑一因ノ四分ノ一ヲ超ヘサル鋼竿				
二四四	線（傘骨用圓形ノモノ）	毎百斤	一八一九		
二四五	線索（電鍍シタルト否トヲ別タス）	毎百斤	二一四五		
			一六四七		

二四六	被線索（改造適用ノモノ）	毎百斤	一一七		
二四七	錫塊及錠	毎百斤	一九九二		
	黃銅				
二五〇	板	毎百斤	二八七一		
二五一	條及竿	毎百斤	二五八六		
	亞鉛				
二五五	塊及錠	毎百斤	四五一		
二五六	板	毎百斤	一三〇三		
二五七	被板	毎百斤	二九七		
二六四	青銅粉	毎百斤	一二六九		
	油 蠟				
二七二	蠟燭（各種）	毎百斤	三五二		
二七四	豆油	毎百斤	七四七		
二七五	蔴子油（纏入、樽入及壺入ノモノ）	毎百斤	一〇六〇		
二七六	椰子油	毎百斤	一一八一		
二七七	落花生豆油	毎百斤	一一二二		
二七八	石油				
	甲 鑵入ノモノ	毎ガルロン	〇一六		
	乙 槽入ノモノ	毎ガルロン	〇一〇		
二七九	亞麻子油（鑵入及樽入ノモノ）	毎百斤	一七二四		
二八〇	阿列布油（同上）	毎百斤	二九二九		
二八三	松精油（同上）	毎ガルロン	〇七六		
二八五	無味香蠟	毎百斤	一〇八八		
	紙類				

二九二	印刷料紙	毎百斤	一	七五七	三二一
	砂糖				
二九九	砂糖（和蘭標本色相ノ第十四號迄）	毎百斤		二〇四	三二三
三〇〇	精糖				
	甲（和蘭標本色相ノ第十五號ヨリ第二十號ニ至ル）	毎百斤	一	五二三	三二四
	乙（和蘭標本色相ノ第二十號ニ超ヘタルモノ）	毎百斤	一	八二八	三二六
三〇一	氷砂糖	毎百斤	二	二一三	三三〇
三〇二	糖蜜	毎百斤		一五七	三三一
	布帛、絲綫及同材料				
	第一				
三〇四	綿織絲（無地若ハ染色ノモノ）	毎百斤	六	〇六六	三三二
三〇八	雲斎布（生地及晒ノ別ナク）	毎方ヤールド		〇二九	三三三
三〇九	綿帆布	毎方ヤールド		〇八〇	三三五
三一〇	更紗	毎方ヤールド		〇二〇	三三五
三一一	綿繻子、綿ブロケード、綿イタリアンス及紋金巾	毎方ヤールド		〇二九	三三七
三一二	綿天鵞絨	毎方ヤールド		〇六二	三三七
三一四	生金巾	毎方ヤールド		〇一〇	三三九
三一五	晒金巾	毎方ヤールド		〇一五	三四〇
三一六	綾金巾	毎方ヤールド		〇一七	三四〇
三一七	色金巾	毎方ヤールド		〇二〇	三四二
三一九	天竺布（小幅金巾）	毎方ヤールド		〇一五	三四七
三二〇	絣金巾	毎方ヤールド		〇一八	第四
三二一	寒冷紗	毎方ヤールド		〇〇九	
	第二				
三二三	毛絲及「ウオルステツド」絲（各種無地若ハ染色ノモノ）	毎百斤	一	三〇八	
三二四	アルパカ	毎方ヤールド		一一三	
三二六	旗布	毎方ヤールド		〇五八	
三三〇	フランネル				
	甲　毛製ノモノ	毎方ヤールド		〇六八	
	乙　毛綿製ノモノ	毎方ヤールド		〇六二	
三三一	イタリアン、クローツ	毎方ヤールド		〇五三	
三三二	羅世伊多	毎方ヤールド		〇六一	
三三三	縮緬臭呂（毛製ノモノ）				
	甲　生地及白色ノモノ	毎方ヤールド		〇三三	
	乙　染色及形付ノモノ	毎方ヤールド		〇三五	
三三五	セルヂス（縦ニ「ウルステツド」絲横ニ毛絲ヲ以テ織リタルモノ）	毎方ヤールド		〇九七	
三三七	羅紗				
	甲　毛製ノモノ	毎方ヤールド		一四一	
	乙　毛綿製ノモノ	毎方ヤールド		〇七一	
	第三				
三四一	生絲	毎百斤	五五	一三〇	
三四一	柞蠶絲	毎百斤	二三	八四六	
三四七	支那絹繻子	毎方ヤールド		二七〇	

三五二	麻織絲（無地及染色ノモノ）	毎百斤	八	一五九	三九一
三五四	麻帆布	毎方ヤールド		〇七一	三九四
	第五				
三五八	「ブランケツト」地及絲ニテ縫綴シタル「ブランケツト」（不織ノモノ）	毎百斤	一三	九八四	三九七
三五九	ブラツセルス氈	毎方ヤールド		二七七	三九九
三六〇	フエルト氈	毎方ヤールド		〇六七	三九九
三六一	麻氈	毎方ヤールド		〇四七	四〇〇
三六二	パテント、タペストリー氈	毎方ヤールド		二六五	四〇〇
三六四	竹布	毎方ヤールド		〇二七	四〇〇
三六八	綿製手巾（連續ノモノ）	毎方ヤールド		〇一七	四〇〇
三七〇	革布（家具ニ用ウルモノ）	毎方ヤールド		〇四三	四〇〇
三七一	油布及リノリユム（床ニ用ウルモノ）	毎方ヤールド		〇七一	四〇〇
	煙草				
三七九	巻煙草及小巻煙草	毎斤		七七二	四〇〇
三八〇	紙巻煙草	毎千箇	一	一五三	四一八
三八二	刻煙草	毎斤		四四四	四一九
	酒類				
三八五	麥酒及黒麥酒	毎十二箇		三八八	四二三
	半リートルヲ超ヘサル罎入ノモノ				
	一リートルヲ超ヘサル罎入ノモノ	毎十二箇		五一五	四二四
	シヤンパン及類似ノ沸騰酒（箱入ノモノ）	毎箱	五	四二五	四二六
三八七	半リートルヲ超ヘサル二十四罎入				
	一リートルヲ超ヘサル十二罎入	毎箱	五	四〇〇	四三〇
	葡萄酒（各種）				
	酒精ノ容量十六度以下				
	甲　樽入ノモノ	毎十リートル		四三五	四三六
	乙　箱入ノモノ	毎箱		二六六〇	四三六
	半リートルヲ超ヘサル二十四罎入	毎箱		二三八〇	四三六
	一リートルヲ超ヘサル十二罎入	毎箱		二三八〇	四三六
	雜品				
	酒精ノ容量十六度以上二十四度以下	毎十リートル		二七七四	四三六
	甲　樽入ノモノ				
	乙　箱入ノモノ	毎箱		二六六〇	四三六
	半リートルヲ超ヘサル二十四罎入	毎箱		二三八〇	四三六
	一リートルヲ超ヘサル十二罎入	毎箱		二三八〇	四三六
	雜品				
	沈香	毎百斤		八六八八	四三六
	「セリユロイド」（板及竿）	毎斤		一九六	四三六
	ボルトランド、セメント	毎百斤		〇八九	四三六
	石炭	毎トン		八七九	四三六
	焦炭	毎トン		七八九	四三六
	苧麻繩索（船用ト否トヲ別タス）	毎百斤		一九五四	四三六
	ダイナマイト	毎斤		一〇〇	四三六
	天鵞絲（漁用ノモノ）	毎百斤		一六九七六	四三六
	海羅	毎百斤		二五八	四三六
	阿膠（普通）	毎百斤		九七二	四三六

四四五	火藥（無煙火藥ヲ除ク）	毎百斤	二円 六一七		
四四六	石膏	毎百斤	〇五五		
四五五	蔘芽	毎百斤	四四四		
四五七	支那席（一卷四十ヤールド）	毎一卷	六一〇		
四五八	椰皮蓆	毎方ヤールド	〇五八		
四六一	ヲークム（船痂）	毎百斤	七一〇		
四六四	漆青	毎百斤	一八七		
四六四	本蔘兒	毎百斤	三二二		
四六五	巴拿灰	毎百斤	一七四		
四六七	石墨	毎百斤	七三〇		
四七一	ポルプ（製紙料ノモノ）	毎百斤	二九七		
四七二	パツテキー	毎百斤	二三四		
四七三	籐（割キタルト否トヲ別タス）	毎百斤	三九三		
四七五	白檀	毎百斤	一四三四		
四七八	石綿（洗濯用ノモノ）	毎百斤	一〇八五		
四七九	滑石（塊粉ヲ別タス）	毎百斤	〇八九		
四八四	紫檀	毎百斤	一七五		
四八五	チーキ材	毎百立方フート	七六二八		

本稅目ニ揭クル所ノ斤ハ帝國ノ度量衡法ニ依ル「ヤールド」、「フート」及「インチ」ハ英國ノ定法尺度ニ依ル「ポンド」及「トン」ハ英國ノ「アヴヲイルヂュポイス」秤量ニ依ル「ガルロン」ハ米國ノ「スタンダールド、ガルロン」ニ依ル「リートル」ハ佛國ノ「メートル」量法ニ依ル

輸入物品從量稅目實施以後內地に於て傳茶を製造し、西比利亞地方に輸出するもの增加せしを以て、之が原料たる粉茶の輸入を便利ならしむる爲め、明治三十四年二月勅令第二號を以て該從量稅目中茶の項削除せられ、卽ち輸入の茶は總て從價稅を課せらるることとなれり。

右從量稅目各品の從量稅は明治二十九年に於ける輸入の平均價格に依りて算出したるものにして、爾後其の價格の騰貴せるもの多く、該從量稅算出當時の價格と著しく懸隔を生じたるを以て、政府は明治三十四年中の平均價格に依り各品の從量稅を算出し、從量稅目全部の改正を圖り、明治三十五年九月左の如く公布したり。

勅令第二百十九號（明治三十五年九月三十日）

關稅定率法第三號ニ依リ輸入物品從量稅目左ノ通定ム

附　則

本令ハ明治三十六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十一年勅令第二百二十號ハ本令施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

輸入稅表番號	輸入物品從量稅目		稅	
	兵器、時計、學術器具及機械類			
二三	散彈	毎百斤	二円 一八七	
	飮食物			
三二	乾麵包			
	甲 船用ノモノ	毎斤	〇二一	
	乙 菓子製ノモノ	毎斤	〇五四	
三三	乳油	毎斤	〇九九	
三四	乾酪	毎斤	〇六二	
三五	珈琲（種子ノ）	毎斤	〇六四	
三八	麥粉	毎百斤	四五六	
四〇	ハム及ベーコン	毎斤	〇六五	
四一	鮮肉（羊肉）	毎百斤	二三八三	
四二	乳脊	一「ポンド」ヲ單位トシ十二箇他ノ重量ノ單位ハ此ニ例ニ依ル	〇三四七	
四四	食鹽（海鹽ト曠鹽トヲ別タス）			
	甲 粗製ノモノ	毎百斤	〇〇八二	
	乙 精製ノモノ	毎百斤	一七六八	
四五	鹹魚	毎百斤	〇七〇九	
四六	鹹肉（牛肉若クハ豚肉ノ樽入ニ爲タルモノ）	毎百斤	二円 〇二〇	
四七	石花菜	毎百斤	〇五九〇	
五〇	人造乳油	毎斤	〇〇五七	
	衣服及附屬品			
六三	肌衣（上下ヲ別タス、メリヤス製ノモノ）			
	綿製ノモノ	毎十二箇	一六四二	
	毛製ノモノ	毎十二箇	三五二五	
	毛綿製ノモノ	毎十二箇	二一六五	
	藥材、化學藥及製藥			
六六	石炭酸	毎斤	〇〇四九	
六七	撒里矢謝酸	毎斤	〇〇七五	
六八	酒石酸	毎斤	〇〇六五	
七〇	明礬	毎百斤	〇二二七	
七一	安知數稅林	毎百斤	〇〇五〇	
七二	安知必林	毎斤	〇三六一	
七四	白朮	毎百斤	一〇五〇	
七五	次硝酸蒼鉛	毎斤	〇三〇五	
七七	硼砂（硼酸曹達）	毎百斤	一一一六	

七八	艾片	每百斤	四六六	一〇
七九	桂皮	每百斤	九〇二	一一
八〇	桂皮油	每斤	一五八	一四
八一	藿香	每百斤	六八〇	一一六
八二	規那皮	每百斤	三〇二二	一一七
八四	辰砂（赤色硫化汞）	每斤	〇九八	一一八
八五	丁香	每百斤	八二二	一一九
八六	鹽酸古加乙涅	每斤	四九八	一二〇
八九	古倫僕	每百斤	九九七	一二一
九一	阿仙藥及檳榔肯	每百斤	一三一	一二二
九二	健質亞那（龍膽）	每百斤	〇七七	一二三
九三	人參	每斤	四四七	一二四
九四	幅里設林	每斤	〇三五	一二五
九五	亞拉毘亞護謨	每百斤	四六三	一二六
九六	安息香	每百斤	一一〇	一二七
九九	乳香	每百斤	一四一	一二八
一〇〇	苦草	每斤	〇〇九二	一二九
一〇一	沃度仿謨	每斤	四二三	一三〇
一〇二	吐根	每百斤	六七〇三三	一三一
一〇三	葯剌巴根	每百斤	四二七九	一三二
一〇五	甘草	每百斤	〇九三九	一三三
一〇六	麻黃	每百斤	〇六二六	一三四
一〇八	莫兒比涅（鹽酸若クハ硫酸）	每斤	四六五四	一三五
一〇九	麝香	每斤	一七五	一三六

一一〇	麝香（人造ノモノ）	每斤	四九四	一四
一一一	甘松	每百斤	一八〇七	一五
一一四	銳纙謨剌篤亞斯	每斤	一〇一	一六
一一六	沃度剌篤亞斯	每百斤	二八三	一七
一一七	木香	每百斤	七〇六	一八
一一八	規尼涅（鹽酸若クハ硫酸）	每斤	三二二	一九
一一九	松脂	每斤	二二	二〇
一二〇	大黃（塊粉ヲ別タス）	每斤	一三九二	二一
一二一	消芙蘭	每百斤	七一八	二二
一二二	硝石（硝酸剌篤亞斯）	每百斤	九七二	二三
一二三	瑠篤寧	每斤	九六七	二四
一二四	撒兒沙巴利剌	每斤	二一七五	二五
一二五	撚綿支奈	每百斤	一七八一	二六
一二六	沙剌克	每百斤	〇四三	二七
一二七	曹達灰	每百斤	三九四	二八
一二八	重炭酸曹達	每百斤	三六七	二九
一二九	苛性曹達	每百斤	六三三	三〇
一三〇	結晶曹達（洗濯曹達）	每百斤	四二三	三一
一三一	撒里矢爾酸曹達	每斤	一一五	三二
一三二	蒼朮	每百斤	五三二	三三
一三三	紫梗	每百斤	一四〇	三四
一三四	ウアスリン	每百斤	一六六四	三五
一三五	黃芩	每百斤	六五一	三六
一三六	硼酸	每斤	一六五八	三七

一三六	醋酸	每斤	〇二四	一六一
一三六	單寧	每百斤	七四二五	一六二
一三六	炭酸安母紐謨	每百斤	二一一三	一六三
一三六	炭酸紬麗阿實篤	每百斤	〇三五一	一六四
一三六	重格魯謨酸剌篤亞斯	每百斤	一九二二	一六六
	染料彩料及塗料			
一三九	紺青（乾濕ヲ別タス、鐵物ヨリ製シタルモノ）	每百斤	六二三三	一六七
一四一	酸化古拔爾篤	每百斤	四七三〇八	一六八
一四三	花綠青	每斤	〇〇三五	一六八
一四四	沒食子及五倍子	每百斤	二八九二	
一四五	雌黃	每百斤	五九二四	一六九
一四六	金液	每斤	一八三三九	一七〇
一四七	乾苴	每百斤	二一四二七	
一四八	水苴	每百斤	七一三七	一七三
一五〇	鉛粉（各色）	每百斤	一三二七	一七四
一五二	ログウード越幾斯	每百斤	二一六六	一七七
一五三	栲皮	每百斤	〇一四九	一七八
一五四	色油	每百斤	一四一八	一七九
一五五	紅花	每百斤	二四九八	
一五六	蘇木	每百斤	〇二三四	
一五八	姜黃	每百斤	〇四八六	一八三
一五九	群青	每百斤	一七九三	一八五
一六〇	洋漆	每斤	〇四四	

一六一	支那漆	每百斤	一七三	四
一六二	綠青	每百斤	三六七八	三
一六三	朱	每斤	一四三	〇
一六四	碗青	每百斤	六一七四	一
一六五	白色亞鉛粉	每百斤	一三一三	一
一六六	フアスチツク越幾斯	每百斤	〇〇二二	一
	玻瓈及玻瓈製品			
一六七	廳玻瓈片（無色及無著色ニシテ凸常ノモノ）	每百方フート	六二八	〇
一六八	プレート玻瓈片（水銀ヲ塗リタルト否トヲ別タス）	每百方フート	六八九六	六
一六九	玻瓈珠（威尼斯珠ト稱スルモノ）	每百斤	一七三八	一
一七〇	屑玻瓈及粉玻瓈	每百斤	〇〇六五	〇
	穀物及種子			
一七三	大麥	每百斤	一〇六	〇
一七四	大豆	每百斤	一三七	〇
一七七	胡麻子	每百斤	二五〇	〇
一七八	小麥	每百斤	一五九	〇
一七九	綿種子	每百斤	〇六八	〇
	角牙皮毛介甲類			
一八〇	獸骨	每百斤	四〇三	〇
一八三	豚毛	每百斤	八五九四	八
一八五	牛皮及水牛皮（生、乾若クハ鹽漬等ノ治理ヲ經サルモノ）	每百斤	一七六	一

一八六	鹿皮（生、乾若クハ鹽漬等ノ治理ヲ經サルモノ）	每百斤	二	一	二
一八七	山羊皮（生、乾若クハ鹽漬等ノ治理ヲ經サルモノ）	每百斤	二	一	二
一八八	獸蹄	每百斤	一	〇五三	二一一
一八九	牛角及水牛角	每百斤	〇	一七二	二一三
一九〇	鹿角	每百斤	〇	四五四	二一四
一九一	象牙	每百斤	〇	九一五	二一五
一九二	海馬牙	每百斤	〇	四五九	二一六
一九六	靴底皮	每百斤	一	一一二	二一七
一九七	羊革	每百斤	一	一三七	二一八
一九七	印度紅革	每百斤	一二	七〇六	二一九
一九八	鰐甲	每百斤	五	三三五	二二〇
	甲及ツメ	每百斤	一	二一八	二一九
	其他各種	每百斤	〇	一二二	二一九
	金屬及金屬製品				
二〇二	安知母尼（塊錠ヲ別タス）	每百斤	〇	三九一	二二〇
二〇三	眞鍮	每百斤	〇	一九五	二二一
二〇三	條及竿	每百斤	五	一九五	二二一
二〇三	板	每百斤	四	七四八	二二二
二〇四	筒及管	每百斤	四	九二四	二二四
二〇六	故眞鍮（改造適用ノモノ）	每百斤	〇	九八六	二二六
二〇八	鋲	每百斤			二二七
二〇八	條及竿	每百斤			二二七

二〇八	板	每百斤	五	一九五	二二一
二〇九	釘	每百斤	四	七四八	二二二
二一〇	筒及管	每百斤	四	九二四	二二四
二一一	線	每百斤	〇	九八六	二二六
二一三	故　銅（改造適用ノモノ）	每百斤	〇	四六四	二二七
二一四	日耳曼銀（板、竿及線）	每百斤	〇	五〇二	二二七
	鐵及軟鋼				
二一五	塊	每百斤	〇	一一三	二二七
二一七	條及竿（徑一因ノ四分ノ一ヲ超ヘサルモノ）	每百斤	〇	四六四	二二七
二一七	箍及帶	每百斤	〇	五〇二	二二八
二一八	テイ形、アングル形其ノ他類似ノ熱鐵及軟鋼	每百斤	〇	五三九	二二九
二一九	軌條	每百斤	〇	三八四	二二九
二一九	ドグスパイキス（軌條附屬ノ）	每百斤	〇	五八八	二二九
二一九	フヒシプレーツ（軌條附屬ノ）	每百斤	〇	四七一	二二九
二二〇	板（波形）	每百斤	〇	八六七	二二九
二二〇	板（波形ヲ除ク）	每百斤	〇	四九九	二二九
二二一	電鍍板（波形ト否トヲ別タス）	每百斤	〇	九五三	二二九
二二二	有紋板	每百斤	〇	四八六	二二九
	釘及線釘（大釘、無頭釘、平頭釘、曲頭釘トモ、電鍍セサルモノ）	每百斤	〇	五八三	二二九
	葉鐵葉鋼（無地）	每百斤	〇	九六一	二二九
	線及徑一因ノ四分ノ一ヲ超ヘサル				

二一八	鋼竿（錫鍍セサルモノ）	每百斤	〇	六〇五	二五〇
二一九	電線（電鍍線）	每百斤	一	六七六	二五〇
二二〇	線索（電鍍シタルモノ）	每百斤	一	二八〇	二五一
二二九	線索（電鍍セサルモノ）	每百斤	〇	八七四	亞鉛
二三〇	故線索（電鍍シタルト否トヲ別タス）	每百斤	〇	一二七	二五五
二三一	故　鐵	每百斤	〇	一四一	二五六
二三一	故線其ノ他改造適用ノ故鐵及故軟鋼	每百斤	〇	一四四	二五七
	鉛				
二三二	塊及錠	每百斤	〇	四二〇	二七二
二三三	板	每百斤	〇	九八二	二七四
二三四	筒及管	每百斤	一	一四八	二七五
二三五	水銀	每百斤	七	六一七	二七六
二三六	壓結鋲	每百斤	四	八三一	二七七
	銅（軟銅ニ非サルモノ）				
二四一	條及竿	每百斤	一	六九九	二八〇
二四一	板	每百斤	〇	六八九	二八三
二四三	線及徑一因ノ四分ノ一ヲ超ヘサル鋼竿	每百斤	一	九三六	二八九
二四四	線（傘骨用凹形ノモノ）	每百斤	二	三一五	二八九
二四五	線索（電鍍シタルト否トヲ別タス）	每百斤	二	六五四	
二四六	故鐵其ノ他改造適用ノ故鋼	每百斤	〇	二五六	二九二
二四七	錫（塊及錠）	每百斤	三	三七七	二九三
	黃銅				
	板	每百斤	四	〇四二	二七九
	條及竿	每百斤	一	九三七	二七九
	亞鉛	每百斤	〇	五五九	二七九
	塊及錠	每百斤	〇	五五九	二七九
	板（二號板ヲ除ク）	每百斤	一	四〇七	二七九
	故板及其ノ他改造適用ノ故亞鉛	每百斤	〇	三五三	二七九
	青銅粉	每百斤	一	二一六	二七九
	錫箔	每百斤	一	二二一	二七九
	油　蠟				
	蠟燭	每百斤	三	八五七	二七二
	豆油	每百斤	〇	九一四	二七四
	罌麻子油（罐入、樽入及壺入ノモノ）	每百斤	一	一九三	二七五
	椰子油	每百斤	一	三八七	二七六
	落花生豆油	每百斤	一	二九三	二七七
	亞麻子油（罐入及樽入ノモノ）	每百斤	二	五〇二	二七九
	阿列布油（罐入及樽入ノモノ）	每百斤	三	〇四三	二八〇
	松精油（罐入及樽入ノモノ）	每ガルロン	〇	一〇六	二八三
	紙及文具				
	墨汁	每百斤	〇	一一八	二八九
	石版用ノモノ				
	印刷用ノモノ	每百斤	〇	〇二八	
	印刷料紙	每百斤	一	五六九	二九二
	板紙	每百斤	一	四四九	二九三

				円
二九九	砂糖（和蘭標本色相ノ第十五號未滿）	毎百斤	○・二七一	
三〇〇	精糖			
	甲（和蘭標本色相ノ第十五號ヨリ第二十號ニ至ル）	毎百斤	一・五四〇	
	乙（和蘭標本色相ノ第二十號ニ超ヘタルモノ）	毎百斤	一・六〇一	
三〇一	氷砂糖	毎百斤	二・四四九	
三〇二	糖蜜	毎百斤	○・一三一	
	布帛、絲縷及同材料			
	第一			
三〇四	綿繊絲（無地若クハ染色ノモノ）	毎百斤	八・一三〇	
三〇六	製本用綿布	毎方ヤールド	○・〇二六	
三〇七	綿綯子	毎方ヤールド	○・〇三二	
三〇八	雲斎布	毎方ヤールド	○・〇二四	
三〇九	綿帆布	毎方ヤールド	○・〇九七	
三一〇	更紗	毎方ヤールド	○・〇二三	
三一一	綿繻子、綿ブロケード、綿イタリアンス及紋金巾	毎方ヤールド	○・〇三八	
三一二	綿天鵞絨	毎方ヤールド	○・〇八〇	
三一四	生金巾	毎方ヤールド	○・〇一二	
三一五	晒金巾	毎方ヤールド	○・〇一八	
三一六	綾金巾	毎方ヤールド	○・〇二三	
三一七	色金巾	毎方ヤールド	○・〇二六	
三一九	天竺布（小幅金巾）	毎方ヤールド	○・〇一八	
三二〇	緋金巾	毎方ヤールド	○・〇二一	
三二一	寒冷紗	毎方ヤールド	○・〇一〇	
三二二	綿紋輻地	毎方ヤールド	○・〇二三	
三二二	ブラッシュ及天鵞絨（絹綿交織ニシテ綿ノ重量超過スルモノ）			
三二二	綿フランネル	毎方ヤールド	○・二〇一	
	第二	毎方ヤールド	○・〇三三	
三二三	毛絲及ウルステッド絲（各種無地若クハ染色ノモノ）	毎百斤	一二・三六〇	
三二四	アルパカ	毎方ヤールド	○・〇九五	
三二六	旗布	毎方ヤールド	○・〇四八	
三二七	臭呂、綾臭呂及畦臭呂	毎方ヤールド	○・〇四九	
三三〇	フランネル			
	毛製ノモノ	毎方ヤールド	○・〇七五	
	毛綿製ノモノ	毎方ヤールド	○・〇七二	
三三一	イタリアン、クローツ	毎方ヤールド	○・〇五六	
三三二	羅世伊多	毎方ヤールド	○・〇五六	
三三三	縮緬臭呂（毛製ノモノ）			
	生地及白色ノモノ	毎方ヤールド	○・〇四一	
	染色及形付ノモノ	毎方ヤールド	○・〇六八	
	セルヂス（縦ニ「ウルステッド」絲横ニ毛絲ヲ以テ織リタルモノ）	毎方ヤールド	○・〇七七	

三三六	スパニシ、ストライプス	毎方ヤールド	○・〇七四
三三七	羅紗		
	毛製ノモノ	毎方ヤールド	○・一六六
	毛綿製ノモノ	毎方ヤールド	○・〇八三
三三八	毛綯子	毎方ヤールド	○・〇六八
三三九	毛フエルト地	毎方ヤールド	○・〇六一
	第三		
三四一	生絲	毎百斤	七九・七一六
三四一	柞蠶絲	毎百斤	三〇・五〇三
三四五	支那縮緬	毎方ヤールド	○・二七七
三四六	支那絹紬	毎方ヤールド	○・〇五八
三四七	支那絹繻子	毎方ヤールド	○・四三二
三四八	支那絹紋繻子	毎方ヤールド	○・二八五
三四九	絹綿繻子	毎方ヤールド	○・一九六
	第四		
三五二	麻繊絲（無地若クハ染色ノモノ）	毎百斤	一〇・一二六
三五三	麻縫絲（無地若クハ染色ノモノ）	毎斤	○・二〇二
三五四	麻帆布	毎方ヤールド	○・〇八八
三五六	麻綯子	毎方ヤールド	○・〇九一
	第五		
三五八	ブランケット地及絲ニテ縫シタルブランケット（平織ノモノ）	毎百斤	一二・八八七
三五八	其ノ他各種ノブランケット（單製連製ヲ別タス）	毎百斤	一六・五七三
三五九	プラツセルス氈	毎方ヤールド	○・四一二
三六〇	フエルト氈	毎方ヤールド	○・〇七三
三六一	麻氈	毎方ヤールド	○・〇九六
三六二	パテント、タペストリー氈	毎方ヤールド	○・二一五
三六四	竹布	毎方ヤールド	○・〇四二
三六六	靴護謨布		
	甲絹入ノモノ	毎方ヤールド	○・八五五
	乙其ノ他各種	毎方ヤールド	○・四七〇
三六八	手巾		
	綿製ノモノ（連續）	毎方ヤールド	○・二五
	綿製ノモノ（單製）	毎十二箇	○・六八
	麻製ノモノ（單製）	毎十二箇	○・二九一
	麻綿製ノモノ（單製）	毎十二箇	○・一八〇
三七〇	革布（家具等ニ用ヰルモノ）	毎方ヤールド	○・五六
三七一	油布及リノリユム（床ニ用ヰルモノ）	毎方ヤールド	○・一一九
	酒類		
三八七	シヤムパン及類似ノ沸騰酒		
	箱入ノモノ（半「リートル」ヲ超ヘ一「リートル」ヲ超ヘサル十二罎若クハ半「リートル」ヲ超ヘサル二十四罎入）	毎箱	九・一三六
三九七	葡萄酒		
	純酒精ノ容量十六度ヲ超ヘサル樽入ノモノ	毎リートル	○・〇五一
	箱入ノモノ（半「リートル」ヲ超		

	へ「リートル」ヲ超ヘサル十二繻若クハ半「リートル」ヲ超ヘサル二十四繻入）	毎箱	二九七二	
	純酒精ノ容量十六度ヲ超ヘ二十四度ヲ超ヘサル樽入ノモノ	毎リートル	〇一七七	
	箱入ノモノ（半「リートル」ヲ超ヘ一「リートル」ヲ超ヘサル十二繻若クハ半「リートル」ヲ超ヘサル二十四繻入）	毎箱	四六九三	
四〇〇	沈香	毎百斤	一二五八一	
四〇四	石綿（板）	毎百斤	一二六八	
四一二	護謨及佩答百兒沙	毎百斤	五八五五	
	甲　生	毎百斤	一七九〇五	
	乙　板	毎斤	〇一八九	
四一八	セリユロイド（板若クハ竿）	毎百斤	〇一〇二	
四一九	ポルトランド、セメント	毎百斤	〇二四五	
四二〇	白堊及ホワイチング	毎トン	一一二九	
四二三	石炭	毎トン	一五五七	
四二四	焦炭	毎百斤	二八四七	
四二六	苧麻繩索（船用ト否トヲ別タス）	毎百斤	〇九九〇	
四二七	寒子樹皮	毎百斤	六五三〇	
四二八	塞子	毎斤	〇六一	
四三〇	ダイナマイト			
四三六	天鼈絲（漁用ノモノ）			
四四〇	海羅	毎百斤	〇二八六	
四四三	阿・膠（普通）	毎百斤	〇八八六	
四四五	火藥（無煙火藥ヲ除ク）	毎百斤	四九四四	
四四六	石膏	毎百斤	〇〇六四	
四四七	飼草	毎百斤	〇一二六	
四五三	牛脂	毎百斤	一二二〇	
	豚脂	毎百斤	一八六八	
四五三	獸脂類（牛脂及豚脂ヲ除ク）	毎百斤	九四九	
四五五	麥芽	毎百斤	五八一	
四五七	支那席（一卷四十碼）	毎卷	一〇〇四	
四五八	椰皮席	毎方ヤールド	〇九三	
四六一	ヲータム（船荅）	毎百斤	七四九	
四六二	パツキング（汽機用ノモノ）	毎百斤	五八三五	
四六四	漆青	毎百斤	一四九	
四六四	木釜兒	毎百斤	三一七	
四六五	巴黎灰	毎百斤	一五五	
四六七	石墨	毎百斤	九九五	
四七一	ボルプ（製紙料ノモノ）	毎百斤	三四二	
四七二	パツテキー	毎百斤	二一九	
四七三	篠（鋼キタルト否トヲ別タス）	毎百斤	四八二	
四七五	白檀	毎百斤	一〇八五	
四七八	石綿（普通洗濯用ノモノ）	毎百斤	一二五六	
四七九	滑石（塊粉ヲ別タス）	毎百斤	一二七	

四八四	紫檀	毎百斤	〇	
四八五	チーキ材	毎百立方フート	一六六	
			一〇三五	

本稅目ニ揭クル所ノ斤ハ帝國ノ度量衡法ニ依ル

「ヤールド」、「フート」及「インチ」ハ英國ノ定法尺度ニ依ル
「ポンド」及「トン」ハ英國ノ「アヴヲイルヂュポイス」秤量ニ依ル
「ガルロン」ハ米國ノ「スタンダールド、ガルロン」ニ依ル
「リートル」ハ佛國ノ「メートル」量法ニ依ル

尋いで明治三十七年四月及同三十八年一月兩次に於ける非常特別稅の增徵及關稅定率法の改正に伴ひ、本從量稅目を夫々左の如く改正したり。

（一）第一回改正（明治三十七年四月一日勅令第九十號）

非常特別稅法第二條ニ依リ輸入稅ヲ增徵スヘキ物品ニ付關稅定率法第三條ニ依リ從量稅目左ノ通改ム

	乾麵包	毎斤	〇一四	
	甲　船用ノモノ	毎斤	〇一九	
	乙　菓子製ノモノ	毎斤	〇三七	
	乳油	毎斤	〇二二	
	乾酪	毎斤	〇一三	
	咖啡（種子ノ）	毎百斤	〇七八五	
	生卵	毎百斤	〇二四七	
	麥粉	毎斤	〇〇二四	
	ハム及ベーコン	毎斤	一四六	
	鮮肉（羊肉）	毎百斤	〇一五	
	乳膏	一ポンド纏十二箇他ノ重量ノ纏ハ此ノ比例ニ依ル		
	食鹽	毎百斤	〇三八	
	甲　粗製ノモノ	毎百斤	五四四	
	乙　精製ノモノ	毎百斤	二三八	
	鹹魚	毎百斤	一〇四二	
	鹹肉（牛肉若ハ豚肉ノ樽入ニ爲タルモノ）	毎百斤	二六八	
	石花菜	毎斤	〇二〇	
	人造乳油	毎ガルロン	〇三八	
	石油	毎百斤	一二五六	
	砂糖（和關標本色相第十五號未滿）	毎百斤	二四四	
	糖蜜	毎方ヤールド	一六九	
	支那綿編	毎方ヤールド	〇三五	
	支那絹紬			

支那絹繻子	毎方ヤールド	円	○二二二
支那絹紋繻子	毎方ヤールド		○一四五
絹綿繻子	毎方ヤールド	円	○○九○

附則

本令ハ發布後六箇月ヲ經テ之ヲ施行ス

(二) 第二回改正(明治三十七年四月一日勅令第九十一號)

明治三十五年勅令第二百十九號中左ノ通改正ス

輸入物品從量稅目中ニ左ノ如ク加フ

三七	生卵	毎百斤 三九二三
二七八	石油	毎ガルロン ○○三八

附則

本令ハ發布後六箇月ヲ經テ之ヲ施行ス

(三) 第三回改正(明治三十八年一月一日勅令第二號)

非常特別稅法第二條ニ依リ輸入稅ヲ增徵スヘキ物品及同法第三條ニ依リ輸入稅ヲ課スヘキ物品ニ付關稅定率法第三條ニ依リ從量稅目左ノ通定ム

乾麵包			
甲 船用ノモノ	毎斤	円	○○四一
乙 菓子製ノモノ	毎斤		○○五七
乳油	毎斤		○一一一
乾酪	毎斤	円	○○六七
咖啡(種子ノ)	毎斤		○○四○
生卵	毎百斤		一五六九
麥粉	毎百斤		○七四○

ハム及ベーコン	毎斤		○○七一
鮮肉(羊肉)	毎百斤		三四三七
乳膏	一「ポンド」鑵十二箇他ノ重量ノ鑵ハ此ノ比例ニ依ル		○三四四
食鹽(海鹽ト礦鹽トヲ別タス)			
甲 粗製ノモノ	毎百斤		○一一五
乙 精製ノモノ	毎百斤		一六三二
鹹魚	毎百斤		○七一五
鹹肉(牛肉若クハ豚肉ノ樽入ニ爲タルモノ)	毎百斤		三一二七
石花菜	毎百斤		○八○三
人造乳油	毎斤		○○五九
肌衣(上下ヲ別タス、メリヤス製ノモノ)			
綿製ノモノ	毎十二箇		一三五九
毛製ノモノ	毎十二箇		二七○一
毛綿製ノモノ	毎十二箇		一五六○
石炭酸	毎斤		○○一五
撒里矢爾酸	毎斤		○○三○
酒石酸	毎斤		○○三一
明礬	毎百斤		○一一六
安知歇貌林	毎斤		○○二三
安知必林	毎斤		○一八○
白朮	毎百斤		○五五一
次硝酸蒼鉛	毎斤		○一五三
硼砂(硼酸曹達)	毎百斤		○四四一
艾片	毎斤		○七二一
桂皮	毎百斤		○四七一
桂皮油	毎斤		○○七四
霍香	毎百斤		○四一六
規那皮	毎百斤		一六九七
辰砂(赤色硫化汞)	毎斤		○○五二
丁香	毎百斤		一○一四
鹽酸古加乙涅	毎斤		七五九九
阿仙藥及檳榔膏	毎百斤		○六五四
健質亞那(龍膽)	毎百斤		○六三三
倔里設林	毎斤		○○一七
亞拉毘亞護謨	毎百斤		○七六一
安息香	毎百斤		○三八五
乳香	毎百斤		○三七八
苦草	毎斤		○○五二
沃度仿謨	毎斤		○二○六
吐根	毎百斤		二一六五九
葯剌巴根	毎百斤		一九二○
甘草	毎百斤		○五一八
麻黃	毎百斤		○二六八
莫兒比涅(鹽酸若クハ硫酸)	毎斤		二○○九
麝香	毎斤		二九二四三
麝香(人造ノモノ)	毎斤		四三○八
甘松	毎百斤		○八六一

鉻酸鹽類製篤亞斯	毎百斤	圓	〇〇五一
沃度製篤亞斯	毎百斤		〇一三四
木香	毎百斤		〇八〇四
規尼涅（鹽酸若クハ硫酸）	毎百斤		〇五二二
大黃（塊粉ヲ別タス）	毎百斤		〇七二六
消炎劑	毎百斤		〇八六五
礦石（硫酸製篤亞斯）	毎百斤		〇四九二
瑠篤寧	毎百斤		〇六四八
撒兒沙巴利剌	毎百斤		〇九五二
撚綿支奈	毎百斤		一六二五
沙剌克	毎斤		〇〇三七
重炭酸曹達	毎百斤		〇一五六
結晶曹達（洗濯曹達）	毎百斤		〇二〇七
撒里矢爾酸曹達	毎百斤		〇〇三九
蒼朮	毎百斤		〇二五三
ウアスリン	毎百斤		〇七四五
黃芩	毎百斤		〇三六二
硼酸	毎百斤		〇七四四
醋酸	毎斤		〇〇一〇
單寧	毎百斤		五八二二
炭酸安母紐謨	毎百斤		〇九六九
炭酸結麗阿曹篤			
重格魯謨酸製篤亞斯			
紺青（乾燥ヲ別ダス、織物ヨリ製シタルモノ）			

花綠青	毎斤	圓	〇〇五一
浚食子及五倍子	毎百斤		〇一三四
雌黃	毎百斤		〇八〇四
水藍	毎百斤		〇五二二
鉛粉（各色）	毎百斤		〇七二六
ログウード越幾斯	毎百斤		〇八六五
栲皮	毎百斤		〇四九二
色油	毎百斤		〇六四八
紅花	毎百斤		〇九五二
蘇木	毎百斤		一六二五
姜黃	毎百斤		〇〇三七
群青	毎百斤		〇一五六
洋漆	毎斤		〇二〇七
支那漆	毎百斤		〇〇三九
朱	毎百斤		〇二五三
硫青	毎百斤		〇七四五
白色亞鉛粉	毎百斤		〇三六二
フアスチック越幾斯	毎百斤		〇七四四
大麥	毎百斤		〇〇一〇
大豆	毎百斤		五八二二
胡麻子	毎百斤		〇九六九
小麥	毎百斤		〇一三六
綿種子	毎百斤		〇八七二
鹿皮（生、乾若クハ鹽漬等ノ治理ヲ經サル			

モノ）			
山馬皮（生、乾若クハ鹽漬等ノ治理ヲ經サルモノ）	毎百斤	一	九〇四
獸蹄	毎百斤	〇	九五一
牛角及水牛角	毎百斤	〇	五三六
鹿角	毎百斤	〇	九〇三
海馬牙	毎百斤	〇	〇五九
靴底皮	毎百斤	三	二七九
羊革	毎百斤	五	六五四
印度紅革	毎百斤	一	八五四
鐵繪			
板	毎百斤	二	一七三
筒及管	毎百斤	二	一〇六
鋼			
條及竿	毎百斤	二	〇二九
板	毎百斤	二	〇九六
釘	毎百斤	二	五四七
筒及管	毎百斤	二	五〇〇
日耳曼銀（板、竿及線）	毎百斤	三	五一三
鐵及軟鋼			
線索（電鍍シタルモノ）	毎百斤	〇	七四四
線索（電鍍セサルモノ）	毎百斤	一	〇二〇
鉛			
板	毎百斤	〇	四一五

鋼			
筒及管	毎百斤	〇	四六九
鋼（軟鋼ニ非サルモノ）			
線（拿骨用凹形ノモノ）	毎百斤	一	〇三一
線索（電鍍シタルト否トヲ別タス）	毎百斤	一	〇九〇
黃銅			
板	毎百斤	一	七一〇
條及竿	毎百斤	一	七一二
錫箔	毎百斤	七	三八四
蠟燭	毎百斤	一	二〇二
豆油	毎百斤	〇	五六〇
蓖麻子油（鑵入、樽入及壺入ノモノ）	毎百斤	〇	五五八
落花生豆油	毎百斤	〇	六五九
石油	毎ガルロン	〇	〇五八
阿列布油（鑵入及樽ノモノ）	毎百斤	一	五五六
砂糖（和蘭標本色相ノ第十五號未滿）	毎百斤	一	二五六
糖蜜	毎百斤	〇	二四四
製本用綿布	毎方ヤールド	〇	〇一七
毛フエルト地	毎方ヤールド	〇	〇八〇
支那縮緬	毎方ヤールド	〇	一六九
支那絹紬	毎方ヤールド	〇	〇三五
支那絹繻子	毎方ヤールド	〇	二二二
支那絹紋繻子	毎方ヤールド	〇	一四五
絹綿繻子	毎方ヤールド	〇	〇九〇
麻織絲（無地若クハ染色ノモノ）	毎百斤	〇	一五七

フエルト氈	毎方ヤールド	圓	○五〇
靴護謨布			
甲　絹入ノモノ	毎方ヤールド	○	五八九
乙　其ノ他各種	毎方ヤールド	○	二八八
手巾			
綿製ノモノ（單製）	毎十二箇	○	〇六六
麻製ノモノ（單製）	毎十二箇	○	二九一
麻綿製ノモノ（單製）	毎十二箇	○	二五〇
革布（家具等ニ用ヰルモノ）	毎方ヤールド	○	五〇
油布及リノニユム（粧ニ用ヰルモノ）	毎方ヤールド	○	一〇一
沈香	毎百斤	一八	三一三
石絨（板）	毎百斤	○	五五〇
白堊及ホワイチング	毎百斤	○	二八〇
焦炭	毎トン	一	一四六
苧麻繩索（船用ト否トヲ別タス）	毎百斤	一	三八八
海繩	毎百斤	○	二五八
阿膠（普通）	毎百斤	○	八三七
石膏	毎百斤	○	〇五三
麥芽	毎百斤	○	五一〇
支那蔗（一卷四十碼）	毎卷	○	三三六
椰皮蔗	毎方ヤールド	○	二〇
漉青	毎百斤	○	二九四
木爹兒	毎百斤	○	三五九
巴黎灰	毎百斤	○	一二二
石墨	毎百斤	○	六五〇
パツテキー	毎百斤	○	二五二
籐（割キタルト否トヲ別タス）	毎百斤	○	五三二
白檀	毎百斤	一	二二一
滑石（塊粉ヲ別タス）	毎百斤	○	一一九
紫檀	毎百斤	○	一五七
米及粒	毎百斤	○	六四一

附　則

本令ハ發布後六箇月ヲ經テ之ヲ施行ス

明治三十七年勅令第九十號ハ之ヲ廢止ス

第三節　明治三十九年制定一般稅率

第一款　關稅定率法の制定

前記の如く輸入稅は戰時中二回の增徵行はれたるが、其の方針は輸入品中依て以て相當の歲入を增加し得べきもの、及內國稅の增徵竝に新設に對する權衡上其の稅率を增加せざるべからざるものを選び、且つ內國生產業の發達を阻害せざらんことを期したるものにして、其の徵收成績も極めて良好にして、第一次四百六十六萬千二百六十六圓、第二次四百七十七萬八千一圓、合計九百四十三萬九千二百六十七圓の實收を得たり。然れども一部增徵の爲めに一般輸入品の稅率彼此權衡を失するに至りしものあるのみならず、戰後の我財政經濟狀態一變し、國內諸工業も曩に關稅定率法制定當時、卽ち日淸戰役直後よりも著しく發達し、新に外國輸入品に代るべきものを製出し、更に國外輸出へと發展せんとするものも少からず、此等原料品に對しては其の稅率を輕減し又は免除若くは拂戾を爲し、或は其の製品の稅率を昂むる等時代の要求に應じて改訂するの必要あり。固より協定稅率に依るべきものに對しては今遽に之を動かすを得ざれども、條約改正の時期も數年後に迫れるを以て、此の機會に一般稅率に就ても相當の施措を講じ置かざるを得ず。之を以て政府は明治三十九年三月第二十二回帝國議會に關稅定率法及同法附屬輸入稅表の改正法律案を提出したり。而して斯くの如き廣汎なる法律案竝に輸入稅表を戰後幾干もあらざるに提案し得たるは、明治四十四年の條約改正期の到來を豫期して、夙に大藏省內に關稅調査委員會を設置して之を調査し來りしに由るものなり。

改正法律案の舊定率法に比し著しく異なれる點は、第三條·第四條·第五條及第九條の規定の新設、竝に第七條中免稅品の擴張なりとす。之れ內國に在りては諸事業の振興を圖り海外に對しては通商

航海・漁業・植民等の發展を期し、其の他旅客の便利等を考慮に入れたるものにして、戰後の措置として極めて緊要と認めたるものなり。又加工の爲め輸入する物品に關する事項は、從來別に法律を以て規定せられたるが、今回は之を定率法に移し、又附屬稅表改正の施行期日公布に關する事項及商工業者及註文取集旅商の見本として一時輸入するものの免稅輸入に關する事項は、條約に規定せらるるものなるを以て、其に之を條約に讓り定率法より削除したり。其の他附屬稅表中二個以上の稅率を適用し得べき物品に對し、最高の稅率を適用することに關する規定も亦定率法より削除したるが、之れ改正輸入稅表に於ては可成分類法を明瞭にし、二個以上の稅率を適用するが如き場合を避け、假令斯くの如き場合ありとするも條理に依りて之を決するの至當なるを認めたるに因る。

次に附屬輸入稅表の改正は今回の改正中實質的に最も重要なるものにして、各輸入品の稅率を整理すると同時に、又分類法に就ても從來のアルファベット順排列を改めて科學的分類に依り、且つ又舊稅表の有稅品・免稅品及禁制品の三大類別を廢して人的關係に於て免稅となり、或は禁制品となるものは稅表より之を除き、其の他の物品に付、先づ物質的に其の性質用途等に鑑みて之を十九類に分ちたり。舊稅表及改正稅表に揭げたる品目の數を比較するに、前者は五百三十二、後者は五百三十八にして、大差なしと雖も、改正稅表に於ては更に各品目を細別して多數物品を揭記せるを以て、實質上舊稅表に比し遙に多數に上るものなり。又舊輸入稅表に在りては一般に稅率は從價を以て示し、例外として六箇月以上の輸入平均價格に基きて從量稅を算出し、勅令を以て之を定むることとせしが、改正稅表に於ては之と反對に主として直に從量稅を以て之を示し、其の從價稅に依るものも別に勅令を以て夫々從量稅を定むることを得るものとせり（但し實際に於ては此の種の從價稅を從量稅に換算したる例なし）。其の他稅額計算上の便利を圖り大略一定の風袋を以て輸入するものは風袋込の單位を定め、稅率も亦厘位以下を設けざることとしたり。

稅率の輕重は各輸入品每に其の利害得失を査察して之を定めたりと雖も、大體左の方針に依りしものにして、之を舊稅率に比するに未完成品の稅率は變更なく、全製品・奢侈品は倍加せられたるを知るべし。但し各品目に就て仔細に觀察するときは、舊定率と變更なきもの、或は新に無稅となれるものも亦少からざるなり。

區別	舊	新
未製品	無稅乃至五分	無稅乃至五分
原料用製品	一割	一割五分乃至二割
全製品	一割五分乃至二割	三割乃至四割
奢侈品	二割五分乃至三割五分	五割乃至六割

改正關稅定率法案の帝國議會に提出せらるるや、議會は之に對して多少の修正を施して可決したるが、其の要點は第八條の原案六箇月を一箇年に改めしこと、第七條に第二十一號を追加し、第九條に第二項を追加して原案第二項を第三項と爲し、及第十二條中『非常特別稅法』の上『米及籾輸入稅ヲ除クノ外』の十一字、『八十五號』の下『及第八十六號』の六字を削除したること之れなり。又附屬稅表中修正をなしたるは三・一〇・二七・六四・一三七・一四〇・一五三・一六〇・一七二・一七四・一七七・一七八・一九〇・一九一・二〇八・二二二・二三三・一四・三二八・三六七・三八五・三八八・四八九の各番號にして、其の品目は數十點に及べり。斯くして新關稅定率法は明治三十九年三月末日法律第十九號を以て左の如く公布せら

れ、同年十月一日より施行せられたり（同年三月勅令第五十二號）。

關稅定率法（明治三十九年三月三十一日法律第十九號）

第一條　外國ヨリ輸入スル物品ニハ別表ニ依リ輸入稅ヲ課ス

第二條　從價稅ニ代フルニ從量稅ヲ以テスルヲ便宜トスル物品ニ付テハ六箇月以上ノ平均價格ニ依リ換算シ勅令ヲ以テ之ヲ定ムルコトヲ得

前項ノ從量稅率ハ物品ヲ細別シ又ハ風袋込ヲ以テ之ヲ定ムルコトヲ得

第三條　協定稅率ノ適用ヲ受ケサル地域ノ生產品ニ對シ必要アルトキハ勅令ヲ以テ地域及物品ヲ指定シ協定稅率ヲ下ラサル範圍內ニ於テ稅率ヲ定ムルコトヲ得

第四條　本邦ノ船舶又ハ生產品ニ對シ他國ノ船舶又ハ生產品ヨリモ不利益ナル取扱ヲ爲ス國ノ生產品ニ對シテハ勅令ヲ以テ物品ヲ指定シ有稅品ニハ本法ニ定メタル稅率ト同額以下ノ附加稅ヲ課シ無稅品ニハ從價五割以下ノ輸入稅ヲ賦課スルコトヲ得

第五條　外國ニ於テ輸出奬勵金ヲ受クル物品ニハ勅令ヲ以テ奬勵金ト同額ノ附加稅ヲ課スルコトヲ得

第六條　從價稅品ノ課稅價格ハ生產地若ハ仕入地ニ於ケル原價ニ荷造費、運送費、保險料其ノ他輸入港ニ到著スル迄ノ諸費ヲ加ヘタルモノトス但シ原價及諸費ニ疑アルトキハ物品ノ輸入港ニ於ケル價格ヨリ輸入稅ヲ控除シタルモノヲ以テ課稅價格トス

第七條　左ノ物品ニハ輸入稅ヲ免ス

一　御料品

二　本邦ニ來遊スル外國ノ元首、其ノ一族又ハ其ノ從者ニ屬スル物品

三　陸海軍ノ輸入ニ係ル兵器、彈藥及爆發物

四　軍艦

五　本邦ニ派遣セラレタル外國ノ大使又ハ公使ニ屬スル自用品

六　本邦在住者ニ贈與スル勳章、賞牌及記章

七　記錄文書其ノ他ノ書類

八　官立公立ノ學校、博物館、物品陳列所其ノ他ノ營造物ニ陳列スル標本又ハ參考品トシテ輸入スル物品

九　慈善又ハ救恤ノ爲ニ寄贈スル物品

十　政府ノ輸入ニ係ル政府ノ專賣品

十一　商品ノ見本但シ見本用ニノミ適スルモノニ限ル

十二　旅客ノ用具及旅客ノ職業上必要ナル器具但シ旅客ノ身分ニ相當スルモノニシテ稅關カ適當ト認メタルモノニ限ル

十三　在外軍隊及軍艦ヨリ送還セル物品

十四　個人ニ屬スル引越荷物但シ既ニ使用セラレタルモノニ限ル

十五　輸出シタル物品ニシテ五箇年以內ニ輸入セラレ輸出ノ時ノ性質及形狀ヲ變セサルモノ但シ酒精、酒類、砂糖及第八條第九條ニ依リ輸入稅ノ免除又ハ拂戾ヲ受ケタル物品ヲ除ク

十六　命令ヲ以テ指定シタル輸出貨物ノ容器ニシテ再輸入スルモノ

十七　本邦ヨリ出漁セル船舶ヲ以テ捕獲採取シタル魚介類、海獸、海藻其ノ他ノ水產物及其ノ製品ニシテ工程ノ簡單ナルモノ但シ當該船舶又ハ之ニ附屬セル船舶ヲ以テ輸入シタルモノニ限ル

十八　外國航行ノ艦船ニ船用ノ爲開港內ニ於テ引渡ス物品

十九　難破シタル本邦船舶ノ解體材及艤裝品

二十　本邦ヨリ出港シタル船舶ニ搭載シタル輸出貨物ニシテ該船舶難破シタル爲積戻リタルモノ

二十一　國、府縣ノ輸入スル種馬、種牛及種豚、產馬組合ノ輸入スル種馬又ハ產牛組合ノ輸入スル種牛

第八條　左ノ物品ニシテ輸入ノ日ヨリ一箇年以內ニ再ヒ輸出スルモノニハ輸入稅ヲ免ス但シ輸入ノ際稅金ニ相當スル擔保ヲ提供スルコトヲ要ス

一　加工ノ爲輸入スル物品ニシテ勅令ヲ以テ指定シタルモノ

二　修繕ノ爲輸入スル物品

三　學術研究旅行者使用ノ爲輸入スル物品

四　試驗品トシテ輸入スルモノ

五　演劇其ノ他興行用ノ爲輸入スル物品

第九條　輸入原料品ヲ用ヰ命令ヲ以テ指定シタル物品ヲ製造シ之ヲ外國ヘ輸出シタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ輸入稅ノ全部又ハ一部ノ拂戻ヲ爲スコトヲ得

輸入原料品ヲ用ヰ命令ヲ以テ指定シタル肥料ヲ製造シタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ輸入稅ノ全部又ハ一部ノ拂戻ヲ爲スコトヲ得

詐僞又ハ不正ノ所爲ヲ以テ前二項ノ拂戻金ヲ得又ハ得ムトシタル者ハ關稅法第七十五條ノ例ニ依リ處分ス

第十條　左ニ揭クル物品ハ輸入ヲ禁ス

一　阿片及阿片吸煙具（政府ノ輸入スルモノヲ除ク）

二　僞造、變造又ハ模造シタル貨幣、銀行券及帝國政府發行ノ證券

三　公安又ハ風俗ヲ害スヘキ書籍、圖畫、彫刻物其ノ他ノ物品

四　特許、實用新案、意匠、商標及著作權ヲ侵害スル物品

五　法令ニ依リ輸入ヲ禁止セラレタル物品

附　則

第十一條　本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十二條　非常特別稅法第二條及第三條中輸入稅ニ關スル規定竝明治三十三年法律第八十五號ハ之ヲ廢止ス

（別表）

輸入稅表

番號	品名	單位	稅率	從價五分一割五分
一	第一類　植物及動物（生活力ヲ有スルモノ）			
二	植物及苗根（栽植用ノミニ適スルモノ）		無稅	同
二	馬			同
三	牛			同
四	綿羊及山羊			同

五	豚	同	二割五分
六	家禽類	同	二割五分
七	魚介類	同	三割
八	蜜蜂	同	一割
九	其ノ他ノ動物	同	二割五分

第二類　穀物及種子

一〇	米及籾	每百斤	〇、六四
一一	大麥	同	〇、四五
一二	小麥	同	〇、五七
一三	オート	同	〇、四七
一四	粟	同	〇、四一
一五	大豆	同	〇、四三
一六	小豆	同	〇、四五
一七	蠶豆	同	〇、三七
一八	綠豆	同	〇、四四
一九	豌豆	同	〇、三八
二〇	胡麻子	同	〇、七九
二一	荏胡麻子	同	〇、八六
二二	菜子	同	〇、五一
二三	棉子	同	〇、二〇
二四	其ノ他ノ穀物及種子	從價	一割五分

第三類　飲食物

二五	蔬菜（砂糖、糖蜜、糖水又ハ蜂蜜ヲ以テ貯藏シタルモノヲ除ク）		
	一　罐詰ノモノ	每百斤容器共	七、三〇
	二　罎詰又ハ壺詰ノモノ	從價	四割
	三　罐詰、罎詰又ハ壺詰ニ非サルモノ		
	甲　生	每百斤	一、一五
	乙　乾	同	四、一〇
	丙　其ノ他	從價	三割
二六	果實及核子（砂糖、糖蜜、糖水又ハ蜂蜜ヲ以テ貯藏シタルモノヲ除ク）		
	一　罐詰、罎詰又ハ壺詰ノモノ	同	四割五分
	二　罐詰、罎詰又ハ壺詰ニ非サルモノ		
	甲　生果	每百斤	四、〇〇
	乙　乾果	同	八、一〇
	丙　核子	同	六、五〇
	丁　其ノ他	從價	四割
二七	茶		
	一　紅茶	每百斤	二〇、〇〇
	二　紅茶粉	同	二、七〇
	三　其ノ他	從價	四割五分
二八	咖啡	每百斤	一五、〇〇
二九	チコリー	從價	四割五分
三〇	コーコー	同	四割五分
三一	香味料		
	一　胡椒		
	甲　種子	每百斤	一三、〇〇

	乙　粉	每百斤容器共	一八、〇〇
	二　カリー粉	同	二三、〇〇
	三　マスタード	同	
	四　其ノ他	從價	四割五分
		同	四割五分
三二	穀粉及澱粉類		
	一　小麥粉	每百斤	一、四五
	二　オートミール	同	四、四二
	三　コーンミール	同	三、八七
	四　タピオカ及マニオカ	同	一、八〇
	五　其ノ他	從價	三割
三三	ビスケツト（菓子製ニ非サルモノ）	每百斤	一一、〇〇
三四	マカロニー、バーミセリー其ノ他各種ノ麵類		
三五	果汁（砂糖ヲ加ヘサルモノ）	同	六、六〇
三六	ソース	每百斤容器共	一二、〇〇
三七	食酢	同	八、二〇
	但シ攝氏十五度ニ於テ百立方センチメートル中ニ於ケル純醋酸ノ重量十グラム以上一グラムヲ增ス每ニ一リートルニ付三錢ヲ加フ	每リートル	〇、一八
三八	鳥獸肉及魚介類		
	一　生鮮ナルモノ		
	甲　羊肉	每百斤	七、三〇
	乙　其ノ他	從價	三割
	二　罐詰、罎詰又ハ壺詰ノモノ		
	甲　鳥獸肉	每百斤容器共	九、七五
	乙　魚介類	同	四、三〇
	三　其ノ他		
	甲　ハム及ベーコン	每百斤	一四、〇〇
	乙　鹹肉	同	五、五〇
	丙　鹽鯨		
	イ　尾肉	同	四、五〇
	ロ　其ノ他	同	一、四〇
	丁　鹹魚	同	二、〇〇
	戊　其ノ他	從價	三割
三九	コンデンスドミルク	每百斤容器共	一〇、〇〇
四〇	バター	每百斤	二七、〇〇
四一	人造バター	同	二三、〇〇
四二	チース	同	一七、〇〇
四三	肉越幾斯	每百斤容器共	七七、〇〇
四四	ペプトン、ソマトーゼ、ヘモグロビン、インフアントフード其ノ他類似ノ滋養食料		
四五	鳥卵（生鮮ナルモノ）	從價	三割五分
四六	礦水、曹達水其ノ他酒精ヲ含マサル諸飲料	每百斤	五、八〇
	一　半リートルヲ超エサル罎入ノ		

	モノ	每	打	〇、五五
	二　半リートルヲ超エタル罎入ノモノ	同		一、一〇
四七	其ノ他ノ食物	從	價	四割
	第四類　砂糖及糖果類			
四八	砂糖			
	一　和蘭標本色相八號未滿ノモノ	每	百斤	一、六五
	二　和蘭標本色相八號以上十五號未滿ノモノ	同		二、二五
	三　和蘭標本色相十五號以上二十號未滿ノモノ	同		三、二五
	四　和蘭標本色相二十號以上ノモノ	同		三、五〇
四九	糖蜜	同		〇、八五
五〇	果汁（砂糖ヲ加ヘタルモノ）及糖水	從	價	四割五分
五一	葡萄糖、麥芽糖及飴	每	百斤	七、二五
五二	乳糖	同		八、八〇
五三	蜂蜜	從	價	五割
五四	氷砂糖	每	百斤	四、九〇
五五	菓子	同	容器共	二〇、〇〇
五六	ジヤム、フルートゼリー類	同		一三、〇〇
五七	砂糖、糖蜜、糖水又ハ蜂蜜ヲ以テ貯藏シタル蔬菜及果實	同		八、〇〇
	第五類　酒類及酒精			
五八	清酒	每	罎	一、五〇
五九	支那酒（釀造シタルモノ）	同		一、五〇
六〇	麥酒	同		一、一〇
六一	葡萄酒（各種）			
	一　罎入ノモノ	同		〇、八〇
	二　樽入ノモノ	同		〇、三〇
六二	シヤムパン	同		二、〇〇
六三	其ノ他ノ酒類			
	一　罎入ノモノ	同		〇、九〇
	二　其ノ他	同		〇、五〇
	但シ攝氏十五度ニ於テ〇、七九四七ノ比重ヲ有スルモノヲ純酒精トシ原容量百分中純酒精ノ容量五十以上一ヲ增ス每ニ一リートルニ付一錢ノ加ヲ			
六四	酒精	同		〇、六五
	第六類　皮毛骨角齒牙甲殼類			
六五	毛皮	從	價	五割
六六	獸皮			
	一　牛皮及水牛皮	每	百斤	一、二〇
	二　鹿皮	同		四、〇〇
	三　山馬皮	同		二、一〇
	四　其ノ他	從	價	一割
六七	屑皮（阿膠製造用又ハ肥料用ノミニ			

	適スルモノ）			
六八	革類			無稅
	一　牛革及水牛革			
	甲　靴底革	每	百斤	一三、三〇
	乙　印度紅革	同		七、六〇
	丙　其ノ他			
	イ　塗リタルモノ	同		二二、四〇
	ロ　其ノ他	同		一七、〇〇
	二　羊革	同		二二、四〇
	三　羚羊革	同		五五、〇〇
	四　鰐魚革	同		九八、二〇
	五　ローラーレザー	同		六九、二〇
	六　屑革	同		八、四〇
	七　其ノ他	從	價	二割
六九	獸毛（羊毛、山羊毛及駱駝毛ヲ除ク）			無稅
	一　豚毛	每	百斤	三三、五〇
	二　狸毛	同		五、八五
	三　馬毛	從	價	一割
	四　其ノ他			無稅
七〇	羽毛			五割
七一	獸骨			同
七二	獸牙			
	一　象牙	每	百斤	四五、二〇
	二　屑象牙	同		九、〇〇
七三	獸角	從	價	二割
	一　牛角及水牛角	每	百斤	二、〇〇
	二　鹿角	同		四、一〇
	三　犀角	同		一四、八〇
	四　其ノ他	從	價	二割
七四	獸蹄	每	百斤	〇、七〇
七五	獸筋			一割
七六	貝殼	從	價	無稅
七七	鼈甲			
	一　甲及ツメ	每	百斤	一五〇、〇〇
	二　屑	同		七、三〇
	三　其ノ他	同		二〇、〇〇
七八	珊瑚	從	價	四割
七九	眞珠	同		六割
八〇	海綿			
	一　整理シタルモノ	每	百斤	一〇三、〇〇
	二　其ノ他	同		八、五〇
八一	其ノ他ノ皮毛骨角齒牙甲殼類（羊毛、山羊毛及駱駝毛ヲ除ク）	從	價	二割
	第七類　藥材、化學藥、製藥及調劑藥			
八二	ホツプ	每	百斤	二八、九〇
八三	甘草	同		二、三六

八四	消美蘭	每百斤	四、二六	一、〇六	同
八五	吐根	每百斤	七七、一〇	一〇七	同
八六	人參				
	一　一斤三十根ヲ超エサルモノ	每斤	三、六〇	一、〇八	從價二割
	二　其ノ他	同	〇、七〇	一〇九	同
八七	桂皮	每百斤	三、五〇	一一〇	同
八八	規那皮	同	六、五〇	一一一	同
八九	健質亞那（龍膽）	同	二、七〇	一一二	同
九〇	甘松	同	三、五〇	一一三	同
九一	大黃	同	二、九〇	一一四	同
九二	撚綿支奈	同	六、九〇	一一五	同
九三	セネガ根	同	二二、五〇	一一六	同
九四	麥角	同	一八、四〇	一一七	同
九五	麝香	每斤	一五〇、〇〇	一一八	同
九六	人造麝香	同	一六、五〇	一一九	同
九七	丁香	每百斤	七、二〇	一二〇	同
九八	沈香	同	六二、七〇	一二一	同
九九	白檀	同	四、六〇	一二二	同
一〇〇	松脂	同	〇、六〇	一二三	同
一〇一	阿仙藥及檳榔膏	同	二、〇〇	一二四	同
一〇二	沒食子及五倍子	同	三、七五	一二五	同
一〇三	亞拉毘亞護謨	同	二、九〇	一二六	同
一〇四	トラガカント護謨	同	一五、二〇	一二七	同
一〇五	沙剌克	同	一七、九〇	一二八	同

一二七	重格魯謨酸剌篤亞斯	每百斤	二、五三	一四九	炭酸結麗阿曹篤
一二八	貌繼謨剌篤亞斯	同	一八、〇〇	一五〇	炭酸グワヤコール
一二九	炭酸麻倔涅臭謨	同	二、七三	一五一	アニリンソルト
一三〇	明礬	同	〇、四四	一五二	殺蟲粉
一三一	次硝酸蒼鉛	同	八六、九〇	一五三	酒精劑（阿片丁幾ヲ除ク）
一三二	鹽化安母紐謨	同	二、二八	一五四	プラスター
一三三	硫酸安母紐謨	同		一五五	ガーゼ及繃帶
	一　粗製ノモノ	從價	無稅	一五六	膠糢及オブラート
	二　精製ノモノ	二割		一五七	其ノ他ノ諸藥材、化學藥及製藥
一三四	炭酸安母紐謨	每百斤	三、八九	一五八	丸藥、散藥、塗藥其ノ他ノ調劑藥
一三五	フォルマリン	同	六、九〇		第八類　油、脂及蠟
一三六	木精	同	三、三八	一五九	植物性揮發油
一三七	變性酒精	每リートル	〇、六五		一　桂皮油
一三八	佩里設林	每百斤	六、五〇		二　シトロネラ油
一三九	呵囉仿謨	同	二二、〇〇		三　ラヴエンダー油及バーガモツト油
一四〇	甘精其ノ他類似ノ甘味物	每斤	六〇、〇〇		四　松精油
一四一	龍腦及艾片	同	三、〇〇		甲　鏃入又ハ樽入ノモノ
一四二	安知撒貌林	每百斤	九、五〇		乙　其ノ他
一四三	安知必林	每斤	〇、八〇		五　其ノ他
一四四	璘篤寧	同	三、〇七		亞麻子油
一四五	鹽酸規尼涅及硫酸規尼涅	同	二、〇三	一六〇	一　鏃入又ハ樽入ノモノ
一四六	鹽酸莫兒比涅及硫酸莫兒比涅	同	八、九〇		二　其ノ他
一四七	鹽酸古加乙涅及硫酸古加乙涅	同	二五、〇〇		蔴麻子油
一四八	鹽酸聖古尼涅及硫酸聖古尼涅	同	三八、五〇	一六一	

同	五二、四〇	從價	四五、〇〇	同	
同	九八、〇〇	三割	三二、三〇	每百斤	
同	一五、八〇				
同	三、五五				
從價	三割	每十米ガロン	二、四八	從價	二割
同	三割			同	三割
同	二割				
同	三割				
每リートル	〇、六五				
從價	三割				
同	二割				
同	三割				

	一　鑢入樽入又ハ壺入ノモノ	毎百斤	二、〇〇〇	一割	一
	二　其ノ他	從價	二割		一
一六二	阿列布油				
	一　鑢入又ハ樽入ノモノ	毎百斤	四、一〇〇	一割	一
	二　其ノ他	從價	三割		一
一六三	椰子油	毎百斤	一、五〇〇	一割	一
一六四	落花生油	同	三、九〇〇	一割	一
一六五	棉種子油	同	三、三〇〇	一割	一
一六六	コーコーバター（シオブローマカカオヨリ製シタルモノ）	從價	二割		一
一六七	肝油	同	三割		一
一六八	魚油及鯨油	同	三割		一
一六九	獸脂				
	一　豚脂	毎百斤	五、八〇〇	一割	一
	二　其ノ他	同	一、三四〇	一割	一
一七〇	スチアリン	同	二、一〇〇	一割	一
一七一	オレイン	同	二、〇〇〇	一割	一
一七二	礦油（原油ヲ除ク）				
	一　輕油（攝氏十五度ニ於テ比重〇、七三〇未滿ノモノ）	從價	二割		一
	二　燈油（攝氏十五度ニ於テ比重〇、八七五ヲ超エサルモノ）	毎十米ガルロン	〇、九六		一
	三　重油（攝氏十五度ニ於テ比重〇、八七五ヲ超エタルモノ）	毎百斤	一、二三		一
一七三	ワセリン	同	二、〇〇〇	一割	一
一七四	パラフキンワックス				
	一　醱解點攝氏五十度未滿ノモノ	從價	一割		一
	二　其ノ他	毎百斤	一、〇〇〇	一割	一
一七五	蠟燭	從價	一割		一
一七六	其ノ他ノ油、脂及蠟	同	一割		一
	第九類　染料、顏料及塗料				
一七七	天然藍				
	一　乾キタルモノ	毎百斤	五五、八〇〇	一割	一
	二　液狀又ハ泥狀ノモノ	從價	三割		一
一七八	人造藍				
	一　乾キタルモノ	毎百斤	六三、四〇〇	一割	一
	二　液狀又ハ泥狀ノモノ	從價	三割		一
一七九	インヂゴカーミン	同	二割		一
一八〇	梔皮	毎百斤	〇、二〇	一割	一
一八一	紅花				
	一　餅紅花	同	八、九〇〇	一割	一
	二　其ノ他	同	三、二〇〇	一割	一
一八二	姜黃	同	〇、八〇	一割	一
一八三	ログウード越幾斯	同	三、三〇〇	一割	一
一八四	アニリン染料	同	一二、三〇〇	一割	一
一八五	アリザリン染料				
	一　乾キタルモノ	同	二七、八〇〇	一割	一
	二　液狀又ハ泥狀ノモノ	同	九、五〇〇	一割	一

一八六	酸化古投爾篤	同	八五、〇〇〇	一割	一
一八七	金液、銀液及白金液	毎斤	一八、〇〇〇	一割	二
一八八	プラシアンブリユー	毎百斤	一〇、〇〇〇	一割	二
一八九	群青	同	二、八五〇	一割	二
一九〇	鉛粉	同	一、八〇〇	一割	二
一九一	白色亞鉛粉	同	二、〇〇〇	一割	二
一九二	朱及辰砂	同	二八、二〇〇	一割	二
一九三	ペーント	同	四、一〇〇	一割	二
一九四	漆	同	六、三〇〇	一割	二
一九五	ヴアニシュ	同	一三、〇〇〇	一割	二
一九六	木タール及石炭タール	同	一、一〇〇	一割	二
一九七	瀝青	同	〇、四五〇	一割	二
一九八	土瀝青	同	一、〇〇〇	一割	二
一九九	靴墨	從價	一割五分	一割五分	二
二〇〇	鉛筆（金屬製ヲ除ク）	毎百斤	八、三〇〇	一割	二
	一　木軸ニ入リタルモノ	毎グロッス	〇、五〇	一割	二
	二　其ノ他	從價	三割	一割	二
二〇一	墨汁				
	一　寫字用又ハ筆記用ノモノ	毎百斤容器共	一〇、〇〇〇	一割	二
	二　印刷用ノモノ				
	甲　液狀又ハ泥狀ノモノ				
	イ　石版用ノモノ	毎百斤	一五、〇〇〇	一割	二
	ロ　其ノ他	同	二、五〇〇	一割	二
	乙　固形ノモノ	從價	一割五分	一割	二
二〇二	墨及朱墨	同	二〇、〇〇〇	一割	二
二〇三	アニチストカラー及アーチストペーント	同	二〇、〇〇〇	一割	二
二〇四	アンチフオーリングコンポジション、アンチコロシーヴペーント及類似ノ船底塗料	同	二〇、〇〇〇	一割	二
二〇五	パテントドライヤー	毎百斤	二〇、〇〇〇	一割	二
二〇六	コッパーペーント	同	二〇、〇〇〇	一割	二
二〇七	其ノ他ノ染料及顏料	同	二〇、〇〇〇	一割	二
二〇八	其ノ他ノ塗料	從價	一割五分	一割	二
	第十類　絲縷繩索及同材料				
二〇九	生絲及繰絲	毎百斤	二一、五〇〇	無稅	二
二一〇	屑絲及故綿	同	一二、〇〇〇	無稅	二
二一一	綿織絲	毎百斤巻共	二九、四〇〇	無稅	二
	一　瓦斯燒、マーセライズド其ノ他類似ノモノ	毎百斤	二一、五〇〇	無稅	二
	二　其ノ他	同	一二、〇〇〇	無稅	二
二一二	綿縫絲	毎百斤巻共	二九、四〇〇	無稅	二
二一三	屑綿絲				
二一四	亞麻、大麻、苧麻、ラミー其ノ他ノ植物纖維			無稅	二
二一五	亞麻織絲	毎百斤	一八、五〇〇	無稅	二
二一六	亞麻縫絲	同	四二、二〇〇	無稅	二

二一七	大麻、苧麻、ラミー及黃麻織絲	從價	二割	
二一八	大麻、苧麻、ラミー及黃麻縫絲	同	三割	
二一九	羊毛、山羊毛及駱駝毛		無稅	
二二〇	毛絲			
	一　織物用ノミニ適スルモノ	每百斤	二一、〇〇〇	
	二　其ノ他	同	二六、〇〇〇	
二二一	繭		無稅	
二二二	生皮苧、駄斗絲及屑絲		無稅	
二二三	眞綿	從價	一割五分	
二二四	生絲、玉絲及撚絲	每百斤	一六四、〇〇〇	
二二五	野蠶絲	同	三一、〇〇〇	
二二六	紡績絹織絲	從價	三割	
二二七	絹絲	同	三割	
二二八	人造絹絲	同	三割	
二二九	其ノ他ノ絲			
	一　絹入ノモノ	同	三割	
	二　其ノ他	同	二割	
二三〇	細索（徑五ミリメートルヲ超エサルモノ）及線	從價	一割五分	
	一　綿製ノモノ	每百斤	一二、九〇〇	
	二　其ノ他	同	五、九〇〇	
二三一	繩索（徑五ミリメートルヲ超エタルモノ）	同	二割	
	故細索及故繩索	從價	一割	

第十一類　布帛及布帛製品

二二三	生金巾及生シーチング	每十方ヤール	〇、三一	
二二四	晒金巾及晒シーチング	同	〇、四一	
二二五	綾金巾	同	〇、三七	
二二六	色金巾及緋金巾	同	〇、三九	
二二七	天竺布	同	〇、四三	
二二八	雲齋布	同	〇、六三	
二二九	綿帆布	同	一、五六	
二三〇	綿縮子及綿イタリアンス	同	〇、七六	
二四一	更紗	同	〇、四九	
二四二	綿フランネル	同	〇、七三	
二四三	綿天鵞絨	同	一、三六	
二四四	寒冷紗	同	〇、二一	
二四五	綿蚊帳地	同	〇、四一	
二四六	レース綴綿窓掛地	從價	三割	
二四七	別號ニ揭ケサル純綿布	同	三割	
二四八	亞麻純子	每十方ヤール	二、三三	
二四九	別號ニ揭ケサル亞麻布	從價	三割	
二五〇	大麻布	同	三割	
二五一	苧麻布及ラミー布	同	三割	
二五二	帆布	每十方ヤール	一、四八	
二五三	エラスチツクカンヴアス	同	〇、五七	
二五四	ゴンニー布	從價	一割	
二五五	竹布及鳳梨布	每十方ヤール	〇、七七	

二五六	羅紗及セルヂス			
	一　毛製ノモノ			
	甲　每方ヤールド二百五十グラムヲ超エサルモノ	同	一、六〇	
	乙　其ノ他	同	三、二〇	
	二　毛綿製ノモノ			
	甲　每方ヤールド二百五十グラムヲ超エサルモノ	同	一、〇〇	
	乙　其ノ他	同	一、六〇	
二五七	アルパカ、オルレアンス及ラストルス	同	一、四六	
二五八	モスリン（毛綿製ノモノヲ含ム）			
	一　生地	同	〇、八七	
	二　其ノ他	同	一、一〇	
二五九	イタリアンクロース	同	一、二二	
二六〇	フランネル			
	一　毛製ノモノ	同	一、六四	
	二　毛綿製ノモノ	同	一、四三	
二六一	旗布	同	〇、九八	
二六二	毛純子	同	二、五〇	
二六三	天鵞絨（毛製又ハ毛綿製ノモノ）	同	二、四〇	
二六四	ローラークロース	同	四、二〇	
二六五	毛フエルト地	同	一、三四	
二六六	別號ニ揭ケサル純毛布	從價	二割	
二六七	絹縮緬	每十方ヤールド	六、七六	
二六八	絹紬	同	二割	
二六九	絹紋縮子	同	二割	
二七〇	絹縮子	同	二割	
二七一	絹綿縮子	同	二割	
二七二	天鵞絨（絹製又ハ絹入ノモノ）	同	二割	
二七三	別號ニ揭ケサル純絹布	同	二割	
二七四	別號ニ揭ケサル交織布	從價	二割	
	一　絹入ノモノ	同	二割	
	二　其ノ他	同	二割	
二七五	刺繍織物	同	二割	
二七六	手巾			
	一　連製ノモノ	每十方ヤールド	〇、三七	
	甲　綿製ノモノ	從價	四割五分	
	乙　絹製又ハ絹入ノモノ	同	三割	
	丙　其ノ他			
	二　單製ノモノ			
	甲　綿製ノモノ	每打	〇、二二	
	乙　亞麻製ノモノ	同	〇、八八	
	丙　綿亞麻製ノモノ	同	〇、四六	
	丁　絹製又ハ絹入ノモノ	從價	五割	
	戊　其ノ他	同	四割	
二七七	浴巾	同	四割	
二七八	ブランケット			
	一　毛製又ハ毛綿製ノモノ	每百斤	三二、八〇	

	二　其ノ他	從價	三割	二八八	革布	同　一、〇七
二七九	地氈			二八九	牀用油布及リノリユーム	同　一、八三
	一　大麻氈及黃麻氈	毎十方ヤールド	一、六〇	二九〇	護謨紐類	從價　三割
	二　ブラツセル氈	同	七、三〇	二九一	インシユレーチングテープ	毎百斤　一七、九〇
	三　パテントタペストリー氈	同	三、七〇	二九二	ランプ心	從價　三割
	四　天鵞絨氈	從價	四割	二九三	ゴンニー嚢	毎百箇　一、三九
	五　フエルト氈	毎十方ヤールド	一、三〇	二九四	故ゴンニー嚢	無稅
	六　其ノ他	從價	四割	二九五	襤褸	無稅
二八〇	旅氈			二九六	其ノ他ノ布帛	從價　三割
	一　絹製又ハ絹入ノモノ	同	五割	二九七	其ノ他別號ニ掲ケサル布帛製品	
	二　其ノ他	同	四割		一　絹製又ハ絹入ノモノ	同　五割
二八一	テーブルクロース				二　其ノ他	同　四割
	一　絹製又ハ絹入ノモノ	同	五割		第十二類　衣服及附屬品	
	二　其ノ他	同	四割	二九八	雨衣	從價　四割
二八二	窻掛			二九九	シヤーツ、カラー及カフス	同　四割
	一　絹製又ハ絹入ノモノ	同	五割	三〇〇	肌衣（上下ヲ別タス）	
	二　其ノ他	同	四割		一　綿メリヤス製ノモノ	毎打　四、〇〇
二八三	蚊帳	同	四割		二　毛メリヤス製ノモノ	同　七、〇〇
二八四	ハンモツク	同	四割		三　毛綿メリヤス製ノモノ	同　四、二〇
二八五	漁網	同	二割五分		四　其ノ他	從價　四割
二八六	靴護謨布			三〇一	手袋	
	一　絹入ノモノ	毎十方ヤールド	一五、八〇		一　革製ノモノ	毎打　四、四〇
	二　其ノ他	同	八、八七		二　絹製又ハ絹入ノモノ	同　三、〇〇
二八七	製本用綿布	同	〇、四二		三　其ノ他	同　一、四〇

三〇二	足袋			三一〇	バツクルス、フツクス及アイス類	
	一　絹製又ハ絹入ノモノ	毎斤	二、五〇		一　バツクルス	毎百斤　一三、六〇
	二　其ノ他	同	〇、八〇		二　フツクス	同　二三、一〇
三〇三	肩掛及襟卷				三　シユーアイレツト	同　三六、二〇
	一　絹製、羽毛製、毛皮製、絹入、羽毛入又ハ毛皮付ノモノ	從價	五割		四　其ノ他	從價　三割五分
	二　其ノ他	同	四割	三一一	身邊粧飾用細貨類	
三〇四	襟飾				一　貴金屬又ハ貴石ヲ用ヰタルモノ	同　六割
	一　絹製又ハ絹入ノモノ	毎斤	五、五〇		二　其ノ他	同　五割
	二　其ノ他	同	二、〇〇	三一二	粧飾料品（平紐、組紐、レース、總、ノツツ、スター、金屬絲及金屬紐類）	
三〇五	袴釣				一　金銀製、絹製、金銀入又ハ絹入ノモノ	同　五割
	一　絹製又ハ絹入ノモノ	從價	五割		二　其ノ他	同　四割
	二　其ノ他	毎打	一、三〇	三一三	其ノ他ノ衣服及附屬品	
三〇六	アームサスペンダー及ストツキングサスペンダー類	從價	四割		一　絹製、羽毛製、毛皮製、絹入、金銀入、毛皮付ノモノ又ハ刺繡シタルモノ	同　五割
三〇七	帽子	同	四割		二　其ノ他	同　四割
三〇八	長靴、短靴其ノ他ノ履物	同	四割		第十三類　紙、紙製品、書籍及繪畫	
三〇九	鈕釦（粧飾用ノモノヲ除ク）			三一四	印刷料紙	
	一　包鈕釦	毎百斤内裝共	八七、五〇		一　一枚千〇八十六方インチヨリ少ナカラサルモノ五百枚毎ニ四十五ポンド以下ノ重量ヲ有スル	
	二　金屬製ノモノ	同	三四、〇〇			
	三　陶磁製又ハ玻瓈製ノモノ	同	一〇、七〇			
	四　アイボリーナツト製ノモノ（模造ノモノヲ含ム）	同	五二、四〇			
	五　其ノ他	從價	三割五分			

	モノ	毎百斤	一、〇〇	三三三	レーベル	毎百斤 三〇、七〇
	二　其ノ他	同	一、九五	三三四	骨牌	從價 六割
三一五	筆記用紙	同	二、四二	三三五	寫眞及書畫	同 五割
三一六	圖畫用紙	同	三、〇八	三三六	廣告用印刷物及繪畫	無稅
三一七	ブロッチングペーパー	同	二、一五	三三七	繪葉書及クリスマスカード類	從價 五割
三一八	濾紙	同	一九、七〇	三三八	書籍、習字本、習畫本、樂譜本、新聞及雜誌	無稅
三一九	フアンシーペーパー	同	三、四五		設計圖	無稅
三二〇	製本用紙	同	三、六五	三三九	地圖、海圖及學術圖	無稅
三二一	包裝用紙（燐寸用紙ヲ含ム）	同	一、二六	三四〇	紙幣、銀行券、利札、株券其ノ他ノ有價證券	無稅
三二二	煙草用紙	同	一二、三〇	三四一	屑紙	無稅
三二三	壁紙	同	五、〇六	三四二	其ノ他別號ニ掲ケサル紙製品	從價 三割
三二四	板紙	同	二、四〇	三四三	第十四類　鑛物及礦石	
三二五	唐紙	同	五、六〇		金屬鑛	無稅
三二六	模造日本紙	同	四、三〇	三四四	貴石	從價 四割
三二七	模造羊皮紙	同	四、一五	三四五	一　工ヲ加ヘサルモノ	同 五割
三二八	其ノ他ノ紙類	從價	三割		二　工ヲ加ヘタルモノ（別號ニ掲ケサルモノ）	同 一割
三二九	白紙帳簿及書式類	同	三割	三四六	石	同 三割
三三〇	書狀用紙（封筒付箱入ノモノ）	毎百斤箱共	一五、八〇		一　工ヲ加ヘサルモノ	
三三一	アルバム	從價	四割		二　工ヲ加ヘタルモノ（別號ニ掲ケサルモノ）	
三三二	寫眞用鷄卵紙及感光紙					
	一　鷄卵紙	毎百斤內裝共	六五、九〇			
	二　ブロマイドペーパー及プラチナムペーパー	同	一一二、〇〇			
	三　其ノ他	同	八九、四〇	三四七	琥珀	同 三割

	一　工ヲ加ヘサルモノ	同	四割		一　塊及錠	從價 七分五厘
	二　工ヲ加ヘタルモノ（別號ニ掲ケサルモノ）	同	五割		二　線及板	毎斤 一五〇、〇〇
三四八	石墨	從價	無稅	三六五	金地金	無稅
三四九	石絨	同	一割	三六六	銀地金	無稅
三五〇	雲母			三六七	鐵及鋼	
	一　板	毎百斤	二八、九〇		一　塊	
	二　其ノ他	從價	一割		甲　ビツグ	毎百斤 〇、一〇
三五一	石膏	毎百斤	〇、一二		乙　其ノ他	同 〇、六〇
三五二	巴黎灰	同	〇、二七		二　條及竿（徑一インチノ四分ノ一ヲ超エタルモノ）	從價 三割
三五三	燐礦石		無稅		三　線及徑一インチノ四分ノ一ヲ超エサル條及竿	毎百斤 二、〇〇
三五四	カイナイト、キーゼライト、カーナライト其ノ他類似ノ鹽類		無稅		四　電鍍線	同 一、八〇
三五五	クリオライト		無稅		五　箍及帶	同 〇、七二
三五六	粘土		無稅		六　リボン	從價 一割
三五七	石炭		無稅		七　凹形線	毎百斤 四、〇五
三五八	コークス	毎英噸	二、一八		八　線索	
三五九	磚炭	從價	一割		甲　電鍍シタルモノ	同 四、五〇
三六〇	白堊及ホワイチング	毎百斤	〇、五四		乙　其ノ他	同 六、〇〇
三六一	金剛砂		無稅		九　葉鐵及葉鋼	
三六二	砥石	從價	一割		甲　無地	同 一、三四
三六三	其ノ他ノ礦物材料	同	一割		乙　其ノ他	同 三、六〇
	第十五類　金屬				一〇　板	
三六四	白金				甲　電鍍シタルモノ	同 二、六〇

		乙　其ノ他	從價	三割	
		一一　テー形、アングル形其ノ他類似ノモノ	每百斤	一、一〇	
		一二　軌條	同	一、〇〇	
		一三　フキツシプレート（軌條用ノモノ）	同	三七二	
		一四　筒及管	從價	一、二〇	三割
		一五　屑及故（改造用ノミニ適スルモノ）		三七三	
三六八		スピーゲルアイゼン	每百斤	〇、一七	
三六九		鋼	同	〇、一六	
		一　塊及錠	從價	七分五厘	
		二　條及竿	每百斤	一〇、二〇	
		三　線	同	一一、二〇	
		四　板	同	一一、〇〇	
		五　筒及管	同	一三、〇〇	
		六　故（改造用ノミニ適スルモノ）	同	一、六六	
三七〇		鉛			
		一　塊及錠	每百斤	〇、三八	
		二　線及板	同	一、六〇	
		三　茶鉛	同	無稅	
		四　管	每百斤	一、九〇	
		五　故（改造用ノミニ適スルモノ）	從價	七分五厘	
三七一		錫			
		一　塊及錠	每百斤	三七四	
		二　板	從價	二割	
		三　管	同	二割	
三七二		亞鉛			
		一　塊及錠	每百斤	〇、七二	
		二　板	從價	三割	
		三　故（改造用ノミニ適スルモノ）		三七三	
三七三		ニツケル			
		一　粒及塊	同	四、六五	
		二　條、竿、線、板及管	從價	二割	
三七四		水銀	每百斤	七、二〇	
三七五		アルミニユーム			
		一　塊及錠	同	三、九六	
		二　條、線、板及管	同	一八、八〇	
三七六		安知母尼	從價	七分五厘	
三七七		眞鍮及黃銅			
		一　條及竿	每百斤	六、七〇	
		二　線及板	同	七、四〇	
		三　筒及管	同	九、四〇	
		四　故（改造用ノミニ適スルモノ）	同	二、〇六	

三七八		日耳曼銀（條、竿、線及板）	同	一四、五〇	
三七九		鎳	從價	七分五厘	
三八〇		バビツツメタル其ノ他ノアンチフリクシヨンメタル	每百斤	三、五〇	
三八一		其ノ他ノ金屬及前記ノ金屬ニシテ別號ニ揭ケサル形狀及性質ノモノ		三八七	
		一　塊及錠	從價	七分五厘	
		二　條、竿、紐、帶、線、板、筒、管、アングル形其ノ他類似ノモノ（粧飾料品ヲ除ク）	同	二割	
		三　屑及故（改造用ノミニ適スルモノ）	同	七分五厘	
		第十六類　金屬製品			
三八二		貨幣		無稅	
		一　本邦通貨及外國金銀貨幣	從價	一割	
		二　其ノ他		三八九	
三八三		金屬箔及粉			
		一　錫箔	每百斤	一九、六〇	
		二　靑銅粉	同	一九、八〇	
		三　其ノ他	從價	二割五分	
三八四		罎口用カプシュール	每千箇	〇、六三	
三八五		クラウンコルク	每グロツス	〇、一〇	
三八六		縫針、編針、留針類			
		一　手縫用針	每斤	〇、四五	
		二　縫衣機用針	同	三、九〇	
		三　其ノ他	從價	三割	
三八七		筆噴			
		一　金製ノモノ	同	六割	
		二　其ノ他	從價	〇、一六	
三八八		釘、リベット、螺旋釘、牝牡螺旋釘類	每グロツス		
		一　釘（鐵製又ハ銅製ノモノ）		三八九	
		甲　鐵製ノモノ			
		イ　電鍍シタルモノ	每百斤	四、二〇	
		ロ　其ノ他	同	一、六〇	
		乙　銅製ノモノ	同	一三、五〇	
		二　螺旋針（鐵製又ハ眞鍮製ノモノ）			
		甲　鐵製ノモノ	從價	二割	
		乙　眞鍮製ノモノ	每百斤	二〇、六〇	
		三　牝牡螺旋釘及ワツシヤー（鐵製ノモノ）	從價	三割	
		四　リベット（鐵製ノモノ）	每百斤	二、〇〇	
		五　ドツクスパイクス（鐵製ノモノ）	同	一、八〇	
		六　プーツプロテクター（鐵製ノモノ）	同	五、四〇	
		七　其ノ他	從價	三割	
三八九		建築材、橋梁材、電線支柱其ノ他類似ノ材料	同	二割五分	

三九〇	海底電線、地下電線其ノ他ノ絕緣電線	同	價	六	割
三九一	戸及家具用金具類	同	斤	二	割
	一　戸鎖（鐵製又ハ眞鍮製ノモノ）	毎百斤	價	五	割
	甲　鐵製ノモノ	同	價	三	割
	乙　眞鍮製ノモノ	同	價	三	割
	二　戸蝶鉸（鐵製又ハ眞鍮製ノモノ）	毎百斤	價	三	割
	甲　鐵製ノモノ	同	價	三	割
	乙　眞鍮製ノモノ	同	價	三	割
	三　其ノ他	從	價	三	割
三九二	工匠具、農具及同部分品				
	一　鐵砧	毎百斤	價	四	割
	二　鐵槌	同	價	四	割
	三　レンチ	同	價	四	割
	四　ヴアイス	同	價	四	割
	五　シヨヴエル及スクープ（柄アルモノ）	同	價	四	割
	六　其ノ他	從	價	四	割
三九三	刃物（金銀製、鍍金銀製及別號ニ揭ケタルモノヲ除ク）	毎百斤	價	六	割
三九四	錨及鎖鏈	同	斤	四	割
三九五	鐵鏈	毎百斤	價	二	割
三九六	懷中時計用鏈	同	價	三	割
三九七	ストーブ	同	價	三	割
三九八	琺瑯ヲ施シタル鐵器	同	斤	九、一二	
三九九	咖啡粉碎器及葅肉器	毎百斤	價	三、六五〇	
四〇〇	コツク及バルブ類	從	價	四、〇〇	
	一　鐵製ノモノ	毎百斤	價	七、六五	
	二　眞鍮製ノモノ	同	價	二五、六〇	
	三　其ノ他	從	價	三、二七	
四〇一	呼鈴及車用警鈴	毎百斤	價	四、〇六	
四〇二	金製品（別號ニ揭ケサルモノ）	毎百斤	價	二、三五	
四〇三	銀製品及鍍金銀製品（別號ニ揭ケサルモノ）	從	價	四、六五	
四〇四	銅製品及眞鍮製品（別號ニ揭ケサルモノ）	同	價	一〇、九〇	
四〇五	アルミニユーム製品（別號ニ揭ケサルモノ）	毎百斤	價	四、〇〇	
四〇六	其ノ他別號ニ揭ケサル金屬製品	同	價	三、二七	
	第十七類　陶磁器、玻瓈及玻瓈製品	從	價	四〇六	
四〇七	瓦類				
	一　耐火煉瓦	毎百斤	價	一、六八	
	二　瓦	同	斤	二、〇三	
	甲　泓藥ヲ施シタルモノ	同	斤	〇、三八	
		同	斤	二、九三	

	乙　其ノ他	同	價	二	割
	三　其ノ他	從	價	二	割
四〇八	陶磁器（別號ニ揭ケサルモノ）	同	斤	四	割
四〇九	玻瓈塊	同	斤	二	割
四一〇	玻瓈棒及玻瓈管	同	斤	二	割
四一一	玻瓈板				
	一　無色平面ノモノ				
	甲　厚四ミリメートルヲ超エサルモノ	同	價	一、五六	
	乙　其ノ他	從	價	四、一三	
	二　有色、著色及砂磨ノモノ	同	斤	四、一四	
	三　其ノ他	從	價	四、一五	
	四　其ノ他	從	價	四、一六	
	乙　其ノ他	同	價	四、一二	
	三　其ノ他	從	價	四、一三	
	四　其ノ他	從	價	四二三	

四一二	鈹窯用玻瓈及スカイライトグラス	同	價	三	割
四一三	ウオツチグラス	同	斤	三	割
四一四	寫眞用乾板	毎百斤	價	四	割
	一　現象セサルモノ	毎百斤	內裝共	一八、二〇	
	二　其ノ他	從	價	四	割
四一五	玻瓈鏡	同	價	四	割
四一六	レンズ其ノ他ノ視學用玻瓈（紋又ハ柄ナキモノ）	同	價	四	割
四一七	屑玻瓈及粉玻瓈	同	斤	三	割
四一八	其ノ他別號ニ揭ケサル玻瓈製品	從	價	四	割
	第十八類　車輛、船舶、學術器、時計及機械類			無稅	
四一九	鐵道機關車及機關車用炭水車	從	價	二	割
四二〇	鐵道機關車及機關車用炭水車部分品				
	一　車輪及車軸	毎百斤		四、七〇	
	二　タイヤー	同		一、五四	
	三　其ノ他	從	價	二	割
四二一	鐵道客車及貨車	同	價	二	割
四二二	鐵道客車及貨車部分品				
	一　車輪及車軸	毎百斤		一、五一	
	二　タイヤー	同		一、三二	
	三　バツフアー	同		二、三三	
	四　スプリング	同		二、〇〇	
	五　其ノ他	從	價	二	割
	鐵道馬車、電氣車其ノ他ノ輕便鐵道				

四二四	車及同部分品	同	二	割	
四二五	乘車、自動車及同部分品	同	五	割	
四二五	自轉車	同	四	割	
四二六	自轉車部分品	同	四	割	
	一　タイヤー	毎百斤	九五、六〇		
	二　其ノ他	従價	四	割	
四二七	荷車	同	二	割	
四二八	浚渫機械及同部分品	同	一割五分		
四二九	汽船、帆船及舟艇	同	一	割	
四三〇	理學器、化學器、醫療器、製圖器、測量器其ノ他ノ學術器	同	四四〇	割	
四三一	眼鏡	同	四四一	割	
四三二	顯微鏡及同部分品	同	四四二	割	
四三三	雙眼鏡	同	四	割	
四三四	望遠鏡	同	四四三	割	
四三五	鍼盤、時計及同部分品（航海用ノモノ）	同	二	割	
四三六	置時計及掛時計	同	一	割	
四三七	置時計及掛時計部分品	同	四四四	割	
	一　機械	毎百斤	四〇		
	二　發條	同	三	割	
	三　發條	従價	一	割	
	四　其ノ他	同	三	割	
四三八	懷中時計	同	五	割	
	一　金側又ハ白金側ノモノ	同	四	割	
	二　其ノ他	同	四	割	
	懷中時計部分品				
	一側				
	甲　金製又ハ白金製ノモノ	同	五	割	
	乙　其ノ他	同	四	割	
	二　發條	毎百箇	一、一〇		
	三　發條	同	〇、八〇		
	四　文字板	同	四、一〇		
	五　其ノ他	従價	四	割	
	懷中時計及掛時計部分品				
四四〇	權衡及尺度	同	四	割	
四四一	寒暖計及晴雨計	同	二	割	
四四二	水量計、瓦斯計、壓力計、アンペーアメートル、ヴオルトメートル其ノ他類似ノ計量器	同	二	割	
四四三	樂器、同部分品及同附屬品	同	四	割	
四四四	幻燈器及同部分品	同	五	割	
四四五	寫眞器及同部分品	同	五	割	
四四六	蓄音器及同部分品	同	五	割	
四四七	縫衣機	同	二	割	
	一　手動ノモノ	毎百斤	一一、一〇		
	二　足動ノモノ	同	八、二五		
四四八	縫衣機部分品	従價	二	割	
四四九	潛水器及同部分品	同	二	割	
四五〇	タイプライター	同	二	割	

四五一	電信機、電話機及同部分品	同	二	割	
四五二	汽罐	同	一	割	
四五三	蒸汽機關、瓦斯機關、石油機關、發電機其ノ他ノ原動力機及同部分品	同	一割五分		
四五四	金屬工機械、木工機械及同部分品	同	一	割	
四五五	紡績機械、製綫機械及同部分品	同	一	割	
四五六	其ノ他ノ機械及同部分品	同	一割五分		
	第十九類　雜品				
四五七	コプラ	無	稅		
四五八	フノリ	無	稅		
四五九	石花菜	無	稅		
四六〇	鞣皮用樹皮	毎百斤	〇、四二		
四六一	籐				
	一　割リタルモノ	同	一、三二		
	二　其ノ他	同	〇、九四		
四六二	竹材	従價	二	割	
四六三	コルク				
	一　樹皮	毎百斤	一、六六		
	二　栓	同	八、九二		
	三　其ノ他	従價	一	割	
四六四	木材				
	一　花梨木、鐵刀木、黃楊木、紅木、紫檀及黑檀	毎百斤	〇、六三		
	二　リグナムヴアイタ	同	〇、六〇		
	三　チーキ	同	一、八〇		
	四　オレゴンパイン、フアー及シダー	厚一インチニテ毎百方フキート	〇、六〇		
	甲　板	毎百立方フキート	四、五六		
	乙　丸材及角材	毎百斤	〇、五二		
	五　桐	従價	一割五分		
	六　其ノ他	毎百斤	〇、〇五		
四六五	薪材	従價	一割五分		
四六六	木炭	毎百斤	〇、七九		
四六七	骨炭	同	六、八六		
四六八	電燈用カーボンロッド	同	〇、二五		
四六九	製紙用パルプ	従價	二	割	
四七〇	スパルテリー				
四七一	麥稈眞田	毎百斤	二〇、三〇		
	一　幅一インチノ四分ノ一ヲ超エサルモノ	同	七、七六		
	二　幅一インチノ八分ノ三ヲ超エサルモノ	同	三、三五		
	三　其ノ他	同	一九、七〇		
四七二	フエルト製帽體	同	三〇、五〇		
四七三	帽子用裏革（模造革ヲ含ム）	同			
四七四	蒂				
	一　包蒂	無	稅		
	二　蘭蒂	従價	三	割	

	三　椰皮蓆	每十方ヤール	一、六一	同
	四　其ノ他	從價	三割	同
四七五	ヲークム	每百斤	〇、六六	同
四七六	タードフエルト、タードペーパー、マルソイド其ノ他類似ノ屋背用又ハ船底用材料			
	一　タードフエルト	同	二、一〇	同
	二　其ノ他	從價	一割五分	從價
四七七	酵母	同		同
四七八	麥芽	每百斤	二、〇〇	每百斤
四七九	飼料			
	一　乾草	同	〇、一六	同
	二　其ノ他	從價	五分	從價
四八〇	天鵞絨	每百斤	一〇八、〇〇	每百斤
四八一	封蠟	從價	二割	從價
四八二	パツテー	每百斤	〇、九七	每百斤
四八三	ローラーコンポジション	同	九、一九	同
四八四	護謨			
	一　生	每百斤	無稅	每百斤
	二　板			
	甲　軟質ノモノ			
	イ　厚一ミリメートルヲ超エサルモノ			
	ロ　其ノ他	同		同

	乙　硬質ノモノ	同		同
	三　竿	同	三七、八〇	同
	四　管		三一、六〇	
	甲　軟質ノモノ	每百斤	八四、二〇	每百斤
	乙　硬質ノモノ	同	六三、二〇	同
	五　其ノ他	從價	二割	從價
四八五	ギユタペルカ			
	一　生	每百斤	無稅	每百斤
	二　板			
	三　其ノ他	從價	三九、四〇	從價
四八六	護謨及ギユタペルカ製品（別號ニ揭ケサルモノ）		二割	
	一　帶	每內裝共百斤	一六一、〇〇	每內裝共百斤
	二　チーツ	同	一七一、〇〇	同
	三　其ノ他	從價	四割	從價
四八七	デンタルラバー	同		同
四八八	インヂヤラバー液	每容器共百斤	一八、〇〇	每容器共百斤
四八九	層護謨及放護謨（改造用ノミニ適スルモノ）		無稅	
四九〇	ハードフアイバー（竿、板及管ノ類）	每百斤	一〇、九〇	每百斤
四九一	セリユロイド（條、帶、竿、板及管ノ類）	同	二五、六〇	同
四九二	セリユロイド製品（別號ニ揭ケサルモノ）			
	一　帶	每內裝共百箇	六七、五〇	每內裝共百箇

	二　其ノ他	從價	四割	從價
四九三	ブラツシ及箒	同		同
四九四	金剛砂布	每百斤	二、六七	每百斤
四九五	砂紙	同	一、八六	同
四九六	金剛砂砥	同	六、一六	同
四九七	坩堝	從價	二割	從價
四九八	ポートランドセメント	每百斤	〇、三三	每百斤
四九九	石絨板	同	二、〇五	同
五〇〇	機關用パツキング	同	七、五一	同
五〇一	機械用帶及管			
	一　革製ノモノ	同	二五、三〇	同
	二　護謨製ノモノ	同	一二、五〇	同
	三　帆布製ノモノ	同	一三、五〇	同
	四　其ノ他	從價	一割五分	從價
五〇二	馬具	同		同
五〇三	旅行、提嚢及佩袋	同		同
五〇四	皮革製品（別號ニ揭ケサルモノ）	同		同
五〇五	額緣及天井絲	同	五割	同
五〇六	木製品（別號ニ揭ケサルモノ）	同	五割	同
五〇七	竹、莖及藤製品（別號ニ揭ケサルモノ）	同	五割	同
五〇八	ラムプ、提燈及同部分品	同	四割	同
	一　インカンデツセントエレクトリツクラムプ			

	甲　三十二燭光ヲ超エサルモノ	每百箇	五、八〇	每百箇
	乙　其ノ他	同	一〇、二〇	同
	二　アスベストスマントル	同	五、一〇	同
	三　其ノ他	從價	三割	從價
五〇九	杖、鞭及傘柄			
	一　金銀製又ハ鍍金銀製ノ金具ヲ付シタルモノ	同	五割	同
	二　其ノ他	同	四割	同
五一〇	傘			
	一　絹製又ハ絹入ノモノ	同	五割	同
	二　其ノ他	同	四割	同
五一一	傘、杖及鞭ノ手			
	一　金銀製又ハ鍍金銀製ノモノ	同	五割	同
	二　其ノ他	從價	四割	從價
五一二	寫眞用フヰルム			
	一　現像セサルモノ	同	四割	同
	二　其ノ他	同	四割	同
五一三	造花	同	五割	同
五一四	人物及動物ノ像（金製ノモノヲ除ク）	同	五割	同
五一五	象牙製品（別號ニ揭ケサルモノ）	同	五割	同
五一六	鼈甲製品（別號ニ揭ケサルモノ）	同	五割	同
五一七	珊瑚製品（別號ニ揭ケサルモノ）	同	五割	同
五一八	假製貴石及假製眞珠	同	五割	同
五一九	化粧具匣	同	五割	同

五二〇	香水、香油、洗齒藥其ノ他各種ノ脂粉、蒸香類	同	六割		
五二一	石鹼				
	一　化粧用ノモノ	毎百斤	二四、七〇		
	二　洗濯用ノモノ				
	甲　マルセーユ石鹼	同	三、九二	五三〇	
	乙　其ノ他	同	三、五四	五三一	
	三　其ノ他	從價	三割	五三二	
五二二	ビリヤード、テニス、クリツケット、象棋其ノ他ノ遊戲ニ用キル器具及同附屬品	同	五割	五三三	
五二三	體操用具	同	三割	五三四	
五二四	瓶具	同	五割	五三五	
五二五	製造煙草	毎百斤内外裝共	二十五割	五三六	
五二六	線香		四、一四	五三七	
五二七	燐寸	從價	四割	五三八	
五二八	煙火	毎百斤	六、四一		
五二九	爆發藥				
	一　火藥（無煙火藥ヲ除ク）	同	六、三〇		
	二　ダイナマイト	毎百斤内外裝共	五、九〇		
	三　デトネートル		三〇、三〇		
	四　フユーズ	毎百斤	二二、八〇		
	五　其ノ他	從價	二割五分		
五三〇	藥莢及銃砲彈	同	四割		
五三一	猟銃	同	四割		
五三二	銃砲、刀劍其ノ他ノ諸兵器	同	四割		
五三三	雛形	無稅			
五三四	看板	無稅			
五三五	肥料（糠、油精、食用ニ適セサル乾魚、骨粉、血粉、骨灰、鳥糞、過燐酸石灰等）	無稅			
五三六	別號ニ揭ケサル未製品	從價一割			
五三七	別號ニ揭ケサル半製品	同	二割		
五三八	別號ニ揭ケサル全製品				
	一　粗ナルモノ	同	三割		
	二　精ナルモノ	同	四割		

備考　從量稅率ノ單位ハ圓トス

第二款　關稅定率法の改正

明治三十九年制定關稅定率法は明治四十三年の全部改正に至る迄、法文の改正はなかりしも、附屬輸入稅表は四回の改正を經たり。每回の改正事項を列擧すれば左の如し。

（一）第一回改正

明治四十年二月第二十三回帝國議會に衆議院議員東尾平太郎外八名は、肥料用に供せらるべき棉子の輸入稅百斤二十錢なるを無稅たらしむるの改正法律案を提出したるが、委員會は之を修正して百斤十錢に改め、次いで修正案は議會の可決する所となりしを以て、同年三月三十日法律第二十九號を以て左の如く公布せられたり。

法律第二十九號（明治四十年三月三十日）

關稅定率法輸入稅表中左ノ通改正ス

二三	棉子	同	一〇

附　則

本法ハ明治四十年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

（二）第二回改正

政府は明治四十一年一月第二十四回帝國議會に各種の稅法改正案を提出し、內國稅一般の增稅を斷行せんとしたるが、此の內酒稅及砂糖消費稅の增率に對する權衡上輸入稅表中改正法律案を提出し、其の協贊を經て、同年二月法律第四號を以て左の如く之を公布し、同年九月一日より之を施行したり（同年二月勅令第十四號）。

法律第四號（明治四十一年二月二十八日）

關稅定率法輸入稅表中左ノ通改正ス

五〇	果汁（砂糖ヲ加ヘタルモノ）及糖水	從價	六	割
五一	葡萄糖、麥芽糖及飴	每百斤	九、二五	
五三	蜂蜜	從價	六	割
五五	菓子	每百斤	二六、〇〇	
五六	ジヤム、フルートゼリー類	容器共	一七、〇〇	
五七	砂糖、糖蜜、糖水又ハ蜂蜜ヲ以テ貯藏シタル蔬菜及果實	同	一〇、五〇	
五八	清酒	同	一〇、一七	
五九	支那酒（釀造シタルモノ）	每リートル	〇、一七	
六〇	麥酒	同	〇、一二	
六一	葡萄酒（各種） 一　樽入ノモノ 二　樽入ノモノ	同 同	〇、九五 〇、三五	
六二	シヤムパン	同	二、四〇	
六三	其ノ他ノ酒類			
	一　樽入ノモノ	同	一、一〇	
	二　其ノ他	同	〇、六〇	
	但シ攝氏十五度ニ於テ〇、七九四七ノ比重ヲ有スルモノヲ純酒精トシ原容量百分中純酒精ノ容量五十以上一ヲ增ス每ニ一リートルニ付一錢ヲ加フ			
六四	酒精	同	〇、七三	
一三七	變性酒精	每リートル	〇、七三	
一五三	酒精劑（阿片丁幾ヲ除ク）	每リートル	〇、七三	

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(三) 第三回改正

明治四十一年三月第二十四回帝國議會に於て衆議院議員矢島中外三名は醋酸・醋酸石灰及アセトンの輸入稅率改正法律案を提出したるが、同案は議會の修正可決を經て、同年三月三十日法律第三十四號を以て左の如く公布せられたり。

法律第三十四號（明治四十一年三月三十日）

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(三) 第三回改正

明治四十一年三月第二十四回帝國議會に於て衆議院議員矢島中外三名は醋酸・醋酸石灰及アセトンの輸入稅率改正法律案を提出したるが、同案は議會の修正可決を經て、同年三月三十日法律第三十四號を以て左の如く公布せられたり。

法律第三十四號（明治四十一年三月三十日）

關稅定率法輸入稅表中左ノ通改正ス

一一二	醋　酸	同	八、〇〇
一三四ノ二	醋酸石灰	同	〇、四一
一三四ノ三	アセトン	同	一五、一三

附　則

本法ハ明治四十一年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

(四) 第四回改正

又政府は現行礦油の稅率中原油と石油との稅率權衡を失せるを認め、同一議會に之が改正法律案を提出したるが、同案は多少の修正を經て議會の可決する所となりたるを以て、同年四月一日法律第四十一號を以て左の如く公布し、翌年四月一日より之を施行したり（明治四十一年八月勅令第百九十三號）。

法律第四十一號（明治四十一年四月一日）

關稅定率法輸入稅表中左ノ通改正ス

一七二	礦油	每十米ガルロン	〇、一七
	一　原油	同	〇、二一
	劃溫蒸餾法ニ依リ攝氏百二十度ヨリ二百七十五度ニ至ル間ニ於テ蒸餾スル液ノ原液容量ニ對スル百分率		
	甲　二十ヲ超エサルモノ		
	乙　二十五ヲ超エサルモノ		

丙	三十ヲ超エサルモノ	同	〇、二五
丁	三十五ヲ超エサルモノ	同	〇、二九
戊	四十ヲ超エサルモノ	同	〇、三三
己	其ノ他	同	〇、三六
	但シ百分率四十五以上一ヲ增ス毎ニ十米ガルロンニ付一錢ヲ加フ		
二	其ノ他		
	攝氏十五度ニ於ケル比重		
甲	〇、七三〇ヲ超エサルモノ	從價	二割
乙	〇、八七五ヲ超エサルモノ	每十米ガルロン	〇、九六
丙	其ノ他	每百斤	一、二三

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四節　明治四十三年制定一般稅率

第一款　關稅定率法の改正準備

既述の如く明治三十二年に國定稅率の實施ありしも、尙ほ一方に片務的なる協定稅率多數に存し、此等は明治三十七八年の非常特別稅の增徵、三十九年の一般稅率の改正に當りても固より除外せら

れたり。而して關稅收入に就て見るに、三十六年以降三十七年十月第一次非常特別稅の增徵前に於ける有稅品に對する收稅額は、全輸入額の九分七厘に當り、第一次非常特別稅の增徵に依り一割餘に增加し、更に第二次非常特別稅の增徵に依りて一割三分五厘に上り、三十九年新定率法實施後（三十九年十月以降）に於ては一割五分に增加せるが、若し協定稅率存在せずして有稅品の全部に亙り改正稅率を課するものとせば、二割三分に達すべき計算なり。斯くの如き開差のある所以は、蓋し輸入有稅品中の約四割は英佛獨等との協定に係り、其の稅率に依りて課せらるるものにして、就中鐵材・毛織物・綿布の如き重要輸入品が概ね協定稅率を課せられ、平均課稅率僅に七分內外に止まるが故に外ならず。今之を關稅實收入に就て見るに、明治四十年は四千六百九十餘萬圓、四十一年は四千四百八十餘萬圓なるが、假に協定稅率なしとして總て國定稅率を課するとせば、夫々二千三百萬圓、二千二百萬圓の增收を得べきものとす。斯くの如く協定稅率は國庫の收入を害し來れるのみならず、關稅の作用を以て保護助長せらるべき內地諸產業も之が爲め發達を阻害せられたること少からず、殊に日露戰役後の諸產業の興隆と相俟ちて協定稅率の撤廢乃至改正は到底已むべからざるものあるを以て、政府は徐ろに其の時機を待ちつつ關稅率大改正の調査を繼續し來れり。卽ち之より先大藏省に於ては將來協定稅率滿期に際し採用せらるべき一般關稅率の大改正を目標として、關稅制度及稅率の調査を爲さしめたるに、茲に其の原案を得たるを以て、明治三十八年九月之を關稅調査委員會に提出して其の決定を求めたり。右委員會に調査を求めたる理由書及調査事項左の如し。

關稅に關する調査委員會の調査を求めたる理由書

我現行關稅定率法は明治三十年の制定に係り、爾後數回の改正を經たれども未だ充分に時勢の變遷に應ずるに到らざるのみならず、歐米各國との通商條約に依りて協定せられたる稅率は、我財政及產業政策を束縛する

所多く、實際に於て多數輸入貨物に適用せらるゝ所の稅率は到底本邦近時の財政狀況に伴はず、又我產業政策と背馳するもの多きを以て、我關稅制度根本の改正は朝野の久しく其必要を確認する所たり。今や我財政上に一大革新を要すべきの時に際し、前記外國との稅率協定も佛蘭西及墺太利の兩國の分は來る明治四十四年八月三日を以て、其他諸國の分は同年七月十六日を以て其有效期間を終るべきが故に、若し現在の協定を繼續するの意なきに於ては、右の期日に先つこと一年に於て之を廢止するの意思を通商國に通知するの必要あり。事已に五年の間に迫れるを以て、今に於て早く將來に於ける關稅制度の大方針を確定し、之に依りて着々準備の步を進むることを要す。是れ本案を提出して調査委員會の決議を求むる所以なり。

明治三十八年九月

關稅率に關する調査事項

第一章　關稅制度の目的

關稅制度を設くるに當り國庫の收入を得んことを目的とすべきか、我國現時の財政及產業の狀態に照せば關稅に依りて收入を增加することを得ば之が增加を圖るべきは相當のことに屬し、之と同時に關稅の作用に依りて內地產業の發達を企圖し得るものは之が實行を期せざるべからず。故に我關稅制度の目的につきては原則として收入主義を採用すべし。但關稅の作用に依り內地產業の發達を企圖し得べき場合に於ては保護主義を加味して關稅率を定むるを可とす。

第二章　課稅の有無輕重を別つべき標準

關稅制度根本の主義目的にして既に第一章の如しとせば、之が課稅の有無輕重は應に各貨物につきて其收入の目的に適すると否と、又其保護の必要あると否とに由りて決せざるべからず、之を別つべき標準は極めて多しと雖も、今其大要を擧ぐれば左の如し。

第一節　貨物の物的性質に基く標準

第一項　當該貨物の性質に基く標準

第一　生產の程度

生產の程度よりすれば凡ての貨物は大略分て精製品粗製品及未製品の三者とすることを得べし。精密に之を論ずれば三者の區別は極めて曖昧にして且困難なりと雖も、大體より之を論ずれば精製品は人工を經ること最も多き物品にして粗製品之に次ぎ、未製品は全く自然の狀態に在るか又は之に對して加へたる人工の最も少き物品とす。今此等大體の區別に基き關稅率の輕重を案ずるに、精製品は其工程最も多きが故に產業保護の必要自ら多く、粗製品之に次ぎ、未製品は最も保護の必要少きを以て、稅率も亦第一に最も重く第三に最も輕きを適當とす。

第二　消費の關係

關稅は結局消費稅たるの性質を有するが故に、之が稅率の高低輕重を定むるには最も其消費に關する狀況を參酌せざるべからず。特に收入主義の場合に於て然りとす。今此點よりすれば人類最終の消費（享有的消費）に供するものは最も重く、之に消費稅を課するも妨なきに反し、生產の原料又は基礎たるもの（收益的消費）は之に重稅を課するを不得策とす。產業保護の點より見るも、生產の原料又は基礎たるものは內地產業保護奬勵の爲めに、成るべく其輸入上の負擔を輕減するを適當とすべし。

第三　內地生產の狀況

內地產業保護の點よりすれば內地に於ける生產の狀況は最も之を注意せざるべからず。蓋し內地に產するものは自ら保護の必要多く、內地に產せざるものは其要少きの理なればなり。尙內地に產するものゝ間に在りても、其重要產物たるものに重く、然らざるものに輕かるべきは理の應に然るべき所たり。重要產物たらざるものゝ中に於ても亦嘗て重要產物たりしものと、然らざるものとは又多少其事情を異にするが故に、自ら稅率を異にするの必要あり。又內地に產せざるものに就きても將來內地に產し得べきものと、全く內地に產し得べからざる性質のものとに由りて輕重の別を別たざるべからず。尙精密に言へば此等現に內地に產し又は將來產し得べきものに於て、其過去及現在の狀況以外更に其將來發達の見込あると否とに由りて之を區別

するの必要あり。蓋し現に內地に產し且內地重要產物たるものと雖も、自然力の制限あるが爲めに到底保護政策に依て生產を增加し得ざるものあればなり。凡そ此等內地に於ける生產の狀況は、皆保護の必要ありや否を別つべき標準たらざるはなし。

第四　生活上の必要の程度

消費稅の性質を有する關稅の賦課につきては、其稅率の輕重は又其物品の人類生活上に於ける必要の程度に由りて區別せざるべからず。此點よりすれば大凡奢侈品・有用品・必要品の三者に分つことを得べし。關稅の性質上第一に最も重く、第三に最も輕からざるべからざるは多辯を要せずして明かなり。但全部生產の原料又は基礎たるものにつきては、其生活上の必要の程度は之を原料又は基礎として生產したる貨物につきて決定せざるべからざるや又明かなりとす。

第五　輸出入の狀況

輸入多きものは之に重稅を課するに由りて收入を確實にするを得べく、且保護の點よりするも重稅を課するに由りて之が多大の輸入を防止するに足るべし。輸出の狀況につきては前者の如く重要なる關係なしと雖も、尙多少之を省みるの必要あり。何となれば輸出多きものは其產業已に我國に確立して保護の必要自ら少きを以て、保護主義の點よりすれば之に輕稅を課すべく、輸出少きものは其產業未だ我國に確立せざるものなるが故に、之に重稅を課するに依りて產業保護の目的を達すべきを以てなり。

第二項　當該貨物を原料又は基礎として生產したる貨物の性質に基く標準

以上第一より第五に至る各般の事項は、皆當該貨物に關する狀況にして稅率の高低に影響すべき條件なり。最終消費にのみ供せらるゝものにつきては、卽以上を以て其要を盡せりと雖も、其全部又は一部にても生產の原料又は基礎たるものに在りては、以上の條件は未だ以て要項を盡したりと云ふべからず。蓋し此等の物品につきては當該貨物に關する此等の事項を參酌すべきのみならず、更に之を原料又は基礎として生產したる貨物に關して、大要如上の事項を參酌せざるべからざればなり。而して其事項は殆ど前述のものと一致せるが故に、此に再び詳論せずと雖も、其關係の全く前者と相反せるものにつきては特に一言せざるべからず。

前者と全く反對の關係を有するものゝ一は卽內地生產に關する狀況なり。當該貨物の內地生產に在りては其重要の度を加ふるに從ひ重稅を課するを以て產業保護の目的を達し得べしとするも、當該貨物を原料又は基礎として生產したる貨物の內地生產に關しては全く之に反し、其重要の度を加ふるに從ひて之に輕稅を課すべきものとす。蓋し成るべく低價に原料又は生產の基礎を供給するは該產業發達の上に利益あればなり。次に輸出入の狀況につきても亦同樣の關係あり。前の場合に於ては輸入多きものは少きものに比して重率を課すべきも、後の場合に於ては全く之に反す。蓋し輸入多きものは少きものに比して其內地產業未だ確立せざるか、又は其產業已に確立せるも其製品の消費國內に洽くして需要の大なるものなるが故に、低廉に原料を供給して之が產業の發達を圖り、又は低廉なる消費物を得せしむるを以て利とすればなり。輸出の狀況につきては產業保護の上よりすれば全く相反せる二つの關係を有す。一方に於ては輸出多く從て已に內地に確立せるものと認むべき產業の原料は、輸出少く從て未だ內地に確立せざるものと認むべき產業の原料に比して稍重稅を課するも妨なきが如しと雖も、他の一方よりすれば前者は主として輸出貿易に關するが故に成るべく低廉に其原料を輸入せしむるの必要あり、等しく內地產業保護の點よりして二者全く相反對せる關係を生ずるは蓋し前者に於ては主として內地に於ける產業上の關係に着眼し、後者に於ては主として外國市場に於ける內外生產品の優劣に着眼するが爲めなり。而して此二個の相反せる關係上遙に後者を以て重しとすべし。

今此結論を以て當該貨物輸出の狀況に於ける關係と比較するに、全然相反せる理由に由りて全く同一の結果に達せるは、又其間に別異の關係を有せるが爲めに外ならず。

以上大體に於て收入主義及保護主義の上より輸入稅の輕重を別つべき標準たる事項を述べたり。今此等の事項を基礎として貨物を分類し、之を表示すれば第一號表の如し。

此等の事項は凡て我輸入稅率を定むる上に於て參考斟酌すべき標準なりと雖も、今別表に由りて貨物の種類

を分てば其數大凡五十餘萬種に別れ、之につきて一々適當の稅率を定むるの困難複雜なるのみならず、之が實益は極めて少かるべきを疑はず。之をして實行し得べく且多少の實益を有せしめんが爲めには、自ら其條件中大同小異の事項を彙類合同して以て分類の標準を減少するを要す。

第三項　稅率等級制定表

今右の目的を以て貨物の物的性質に基く稅率の等級を定めんが爲めに、第一表に揭げたる各種の標準を斟酌して試み、第二號表稅率等級制定表を調製したり。

右の等級制定表につきては聊か之が調製の順序と方法とにつきて說明するを要す。之につきては先づ第一に等級を別つべき基礎たる各種の標準につきて等級指數とも稱すべき一定の指數を設け、之が指數を通計して以て各貨物の稅率等級を定むるの方法を採用せり。例へば貨物生產の程度に應じて0より2までの數を付し、其生活上の必要の程度に應じて0より10までの數を付したるが如し。而して指數の制定につきては大要左の方針を採用せり。

一、稅率の高かるべきものに大なる指數を付すること。

二、表中に揭げたる指數は左右兩端に於て最高最低の兩極を指示するものとし、各貨物の性質に依りて適宜其間に於ける指數を付すべきこと。從て等級指數の總計大なるに從て當該貨物の稅率は高かるべきこと。

三、右の兩端に於ける指數の大小は稅率の高低を別つべき各種の事項につき、其輕重の度に依りて之を區別すること。

四、各指數は或は合計し或は相乘じ、全體に於て其通計總額を以て稅率等級と定むること。

此の如く右の等級制定表は各貨物に通ずべき一般的の事項を標準とせるが故に、之を以て實際の稅率編成の基礎とし、又は之が檢定の具に供せんと欲せば、宜しく左記の參酌を加ふることを要す。

一、內地稅の關係あるものは之を斟酌すること。

二、本表揭載の事項以外特殊の關係あるものは之を斟酌すること。

三、本表の結果に對し從來の稅率其他に照し特別の達觀的斟酌を加ふること。

右等の注意を加ふるときは新稅率の制定につきて本表を利用すること必ずしも困難ならざるべし。

第二節　貨物の人的關係に基く標準

以上は貨物の物的性質に基く標準にして、一般の稅率としては之を以て其高低を分つの標準とせざるべからず。然れども收入及產業保護の目的上更に貨物の人的關係を基礎として其稅率を制定するの必要あり。而して此關係に於ては貿易對手國の如何によりて稅率を高低するの外普通の場合に於ては一般物的關係に基く稅率に對し、之を加重するよりも寧ろ之を輕減し、特に之を免除すべき必要ある場合とす。現行關稅定率法中已に其規定ありと雖も狹きに失するの憾あり。今之に改正を加へ全然免除すべきもの左の如し（○印は現行のもの、△印は改正すべきもの、無印は追加すべきもの）。

○一御料品

二帝國に來遊したる外國帝王其の他の主權者又は其の一族に屬する物品

○三帝國陸海軍の輸入に係る兵器彈藥及爆發物

△四軍　艦

○五帝國に派遣せられたる各國公使に屬する自用品

○六勳章賞牌

○七記錄文書其の他の書類

△八官立公立の學校博物館物品陳列所其の他の營造物に陳列する標本又は參考品として輸入する物品

九慈善又は救恤の目的の爲に輸入する寄贈品

○一〇政府の輸入に係る政府の專賣品

○一一商品の見本但し見本用にのみ適するものに限る

△一二、旅客の用具及旅客の職務上必要なる器具但し旅客の身分に相當したるものにして稅關が適當と認めたるものに限る

一三、在外帝國軍隊及軍艦より送還せる物品

一四、帝國に轉居する者に屬する家具什器衣服類乘車其の他家事用の物品及職業上必要なる器具但し既に使用したるものにして稅關が其の者の常用に供するものと認めたるものに限る

△一五、輸出品にして五箇年以內に再び輸入せられ輸出の時の性質及形狀を變ぜざるもの（但し酒類・酒精・酒精含有飮料・醬油・砂糖・賣藥・織物幷煙草等內地稅の免除又は戾稅等の特典あるもの、專賣法上特別の關係を有するもの及再輸出品にして其の物品の輸入に際し關稅免除の特典を受けたるものを除外すべきこと）

○一六、修繕の爲外國に輸出し豫定の期限內に再び輸入するもの

一七、命令を以て特に指定すべき輸出貨物の容器及包裝にして再び輸入するもの

一八、帝國より出漁せる船舶を以て捕獲採取したる魚介類海獸海藻其の他の水產品及其の成品にして工程の簡單なるもの但し當該船舶又は之に附屬せる船舶を以て輸入したるものに限る

一九、外國貿易船の船用品として積込む外國貨物

二〇、不用に屬したる爲外國貿易船舶より陸揚する內國產船用品（但し第十五と同一の除外例を設くべきこと）

二一、難破したる帝國船舶の解體材及艤裝品但し其の事實が明白にして物品に疑なきものに限る

二二、帝國の港より出港したる船舶航海中難破の爲積戾りたる該船搭載の內國貨物但し其の事實が明白にして物品に疑なきものに限る

○二三、加工の爲に輸入する物品但し特に命令を以て指定すべき加工業に限る

二四、特に命令を以て指定すべき輸出品の製造原料として輸入する物品

第三章　稅率制定の主義

第一節　國定稅率制定の方針

我關稅率の制定につきては如何なる主義を採用すべきか、近世文明國の關稅制度を見るに大樣三種の區別あり。

一、國定稅率制度（The general tariff system）

二、國定及協定稅率制度（The general and conventional tariff system or the double tariff system）

三、複稅率制度（The maximum and minimum tariff system）是なり。此等諸種の主義制度は自ら各國々情の如何、詳言すれば其經濟財政上の狀況と國際的地位の如何に依りて其利害得失を異にすべく、一概に之を斷定することを得ずと雖も、從來の關係と現時の國情よりすれば我國に於ては寧ろ第二の主義を採用するを以て得策とすべし。卽ち我關稅率制定の主義としては原則として國定稅率を採用し、例外として特殊の場合に特殊の貨物につきて外國と稅率を協定するの餘地を存するを利ありとす。而して我現行關稅定率法に於て稅率の改正は公布後六ケ月を經ざれば實施せざる旨を規定せるも、右の規定は畢竟通商條約の規定に由來するものにして、一國立法の自由を束縛し關稅政策の運用を妨害すること甚しきものなるが故に、將來我が稅法に此の如き規定を設けざるは勿論、之に關して束縛を受くべき何等條約を締結せざることを必要とす。

第二節　關稅率の適用に關する最惠國條款締結の方針

我關稅率制定の主義にして已に前項の如しとせば、將來外國と特殊の稅率を協定する場合あるべきのみならず、假令特殊の稅率を協定せざる場合に於ても、近世文明各國の通則よりすれば國際通商條約中關稅率の適用に關する最惠國條款を設けざるもの極めて罕なるが故に、此等條款の締結に關する主義方針は關稅制度上最も密接重要の關係あり。

關稅率の適用に關する最惠國條款中絕對的無償的なるものと相對的有償的なるものとの別あり。二者何れを以て得策とすべきかは自ら各國々情の如何に依りて岐るべしと雖も、之を現今世界の大勢に照し又之を本邦過去及現在の國情に鑑み將來本邦に於て凡ての通商國と有償的の條款を設くることを得ずとせば寧ろ凡

ての國に對して絕對的無償的の條款を採用するを以て得策とすべし。

卽ち將來本邦に於て外國と締結する通商條約中規定せらるべき關稅率の適用に關する最惠國條款は、凡ての通商國條約に於て皆有償的の條款を採用するに非れば寧ろ全部絕對的無償的のものたるを可とす。而して其解釋上疑義の生ずるを防ぐが爲めに、將來に於ては我通商條約中其趣旨を明言するを適當とす。

第三節　關稅率の協定に關する方針

將來特殊の事情ある場合に於て外國と關稅率を協定することあるべきものとし、而して之が協定稅率は彼我兩國に於て多くの場合に絕對的無償的最惠國條款の效果に依りて、本邦又は對手國と此等條款の存する條約を締結せる多數第三國の生產品にも亦適用せらるべきものとせば將來稅率の協定に關する我國の主義方針は應に左の如くなるべし。

第一項　稅率協定に關する實質上の要件

協定稅率の適用を受くべき彼我兩國の生產品幷に彼我兩國交護の程度に關しては、左記の條件を具備することを要す。

第一　我生產品に關する要件

我に於ては協定稅率の適用に依りて輸出貿易上左記各項の一に該當する相當の利益を收むることを要す。

(一)現在の不利益を除去し得ること。

對手國に於て我生產品に對し第三國の生產品よりも高き稅率を適用する場合に於て、協定に依り其不利益を除き將來輸出貿易の發達を見得る場合是なり。

(二)將來の利益を獲得し得ること。

左の場合に於て此結果を生ずべし。

(1)我生產品のみ協定稅率の利益を獨占し得べき場合

對手國が米國の如く外國と條件付の最惠國條款を有する場合に於て然り。

(2)協定稅率の利益は我の獨占に歸せざるも、尙次の事情の一の存する場合

(イ)低率適用の結果對手國に於ける該物品の需要を增加し、第三國と共に我國に於ても亦利益を得べきこと。

(ロ)第三國の生產力には自ら限ありて低率適用の利益は主として我國に歸すること。

(三)將來の不利益を豫防し得ること。

現在に於ては對手國に於て低率を課するも其國定稅率たるが爲めに、將來其關稅率變更の爲めに我輸出貿易上打擊を受くべき危險あるに於ては、假令國定率同樣の稅率を協定するも尙我貿易上の地位を確保し得べき場合是なり。

第二　對手國の生產品に關する要件

稅率の協定は將來我國の財政及產業政策を束縛するものなるが故に、協定すべき對手國の生產品は左記各號の一に該當せざることを要す。

(一)我國に於て現に內地稅を課し又は將來條約有效期間內に於て內地稅を課するの見込ある物品。

又は此等の物品を原料として製造したる物品。

(二)我國に於て現に重要產物たるもの又は關稅の作用に依りて將來發達の見込ある物品。

第三　相互交讓の程度に關する要件

稅率の協定は相互に利益を交換するに在るを以て、双方の利益大凡相等しきを以て程度とすべきに似たれども、協定稅率は多くの場合に於て第三國も亦其適用を受くべきが故に、我の失ふ所は必ずしも彼の得る所とならざるの結果、相互の利益は相等しきも而かも我の失ふ所は得る所に比して多き場合に於ては、其協定は我に利ありと云ふべからず。從て稅率の協定上相互交讓の程度は左の二つの條件に適ふことを必要とすべし。

(一)我の得る所は失ふ所に比して少からざること。

(二)我の得る所は彼の得る所に比して少からざること。

第二項　稅率協定に關する形式上の要件

關稅行政上成るべく我不利益を避くる爲め稅率の協定に關する條約は左の條件を具備するを要す。

(一)對手國の生產品にして稅率を協定すべきものは成るべく詳細に之を分類列擧すること。

協定後に至り協定當時に豫想せざりし新なる生產品の發明に依り協定物品の範圍を豫想外に擴張せらるるの不利あるが故に協定品目は成るべく概括的の名稱を避くることを要す。

(二)協定の有效期間を六年以內とすること。

第四章　課稅の標準

稅率を定むるに當り從價稅を採用すべきか將從量稅を採用すべきか蓋し從價稅は理論に適するも實行に便ならず從量稅は實行に便なるも理論に適せざるの欠點あり。故に品質に優劣少く價格の相違甚しからざるものは初より法律を以て從量稅を定め其他のものにつきては從價稅を採用すべし。而して其の從價稅を採用したるものにして其實際の適用上從量稅を便とするものにつきては時價に據りて從價稅より換算したる從量稅を適用する現今の制度を存置するを可とす。

從價稅を採用したる場合に於て輸入品の課稅價格を定むるには大體に於て現行法の主義を採用し只仕入地・產出地若は製造地に於ける原價とあるを價格と改むるを可とす。但其價格荷造費運送費又は保險料に疑ある場合に於ては稅關は該貨物の到着港に於ける關稅及陸上費用支拂前の價格に依りて課稅することを得るものとすべし。

第五章　稅目の編成

第一節　分　類

稅目の編成につきて其分類は繁簡何れに從ふべきか蓋し稅目は理論に反せざる限りは成るべく簡單にして適用に便なるを利とす。稅目の名稱又は規定不備なるが爲めに一の物品にして甲乙何れの目に屬すべきか明ならず又は甲乙兩稅目の分界不明なるが如きは甚だ不可なり。故に

一、稅目の分界は成るべく明確なるを要す。

二、稅目は成るべく簡單なるを可とす。但重要なる物品につきては各別に稅目を設け所屬不明なるが如き物品につきては其主要ならざる場合と雖も相當に各別の稅目を掲ぐることを要す。

三、初より從量稅の主義を採り又は從價稅を從量稅に換算適用する場合に於ては其稅目は自ら細密の分類を必要とす。但此場合に於ても尙ほ出來得る限り簡單明確なるを力むべし。

第二節　稅　目

稅率に揭載する品目は如何なる種類の名稱に依るべきか物を特定するの方法は或は其物の經濟上の用途に依り或は其商業上の名稱に從ひ或は其物質に基き若は其組織に依る等種々の方法あるべし。今何れの方法に從ふを可とすべきか。

思ふに稅率は一國商業上密接至大の關係あるが故に其品目も亦主として商業上の用語名稱に從ふを可とすべし。但商業上の用語に從ふの結果其意義範圍漠然として區別すべからず稅率の適用上甚しく不便なる場合に於ては例外として物質に依り又は組織に基きて之を特定するも妨なかるべし。而して其何れのものにつきて斯かる例外的主義を採るべきかは又自ら之が調査を必要とす。

第六章　輸　出　稅

輸出稅は原則として之を課せざるものとす。但左の場合に於ては例外として之を課するも妨なし。

一、輸出稅を課するも其稅額は外國に於ける消費者の負擔に歸し、輸出貿易を阻礙するの虞なき場合。

二、內地產業保護の爲めに其原料の輸出を制限するの必要ある場合。

第七章　輸出貿易に關する保護奬勵の設備

一、輸出奬勵金

は之を下付するの必要を見ず。蓋し輸出國に於ける奬勵金の制度は之に對する輸入國の報復的輸入稅の政策に依りて全然失敗に歸すべければなり。但海陸運輸上輸出品に對しては特殊の運賃を適用し間接に

輸出奬勵の方法を講ずるを利とす。

二、內地稅の免稅又は戾稅

內地稅を課すべきものにして輸出に供せられ又は輸出品の製造原料に供せらるゝものに對しては、初より內地稅を免除するか然らずんば此等內地稅を課せられたる物品又は之を原料として製造せられたる物品の輸出に際し適當の戾稅を交付することを要す。但免稅と戾稅との利害得失は尙研究調査を要す。

第八章　調査事項

以上の主義を實行し又は其利害得失を判斷するが爲めには、各般の事項に亙りて詳細なる調査を遂ぐるを必要とす。其事項は頗る多岐に亙るべしと雖も差當り調査を要するものを擧ぐれば左の如し。

一、關稅行政に關する調査

二、外國貿易に關する調査

第一節　關稅行政に關する調査

第一項　第一章及第二章に關する調査

第一　關稅率の割合

本邦竝外國の關稅率に關し左の事項を調査すること。

一、輸入總額と收稅額との割合

二、有稅品輸入總額と收稅額との割合

三、各國の重要輸入品に對する稅率

四、本邦の重要輸入品に對する各國稅率の比較

第二　人的關係に基き免稅すべき物品

人的關係に基き免稅すべき物品に關し左の調査を爲すこと。

一、輸出貨物の容器及包裝にして再輸入せられたる場合に免稅すべきもの

二、寶石類郵便物等行政上特殊の事情に因り免稅を可とすべきものの有無及其得失

三、加工の爲め輸入すべき物品を免稅すべき加工業

四、輸出品の製造原料として輸入したる場合に之を免稅するの可否及其免稅すべき製造工業の範圍

第三　船舶の國籍得喪は同時に其輸出入となるや否

從來の解釋に依れば、船舶につきては現に本邦開港に於ける出入の事實あるに非ざれば單に其國籍を得喪するのみにては之を輸出入と看做さざるもの、如し。右の見解は果して正當なりや否、外國の實例をも參酌して適當の立法をなす爲め之が調査を爲すこと。

第二項　第三章に關する調査

第一　最惠國條款に關すること

最惠國條款に關し左の調査を必要とす。

一、最惠國條款の解釋適用に關すること。

甲乙兩國間の條約に單純なる最惠國約款を付したるときは、甲國が丙國に與へたる關稅上の特典は、乙國に於て無條件に之が均霑を甲國に對して主張し得るや否。

二　最惠國條款は絕對的無償的のものを可とするや將又對的有償的のものを可とすべきや。

三、通商條約中に規定すべき最惠國條款の形式に關すること。

第二　附加關稅率制定の利害

外國に於て自國よりの輸入品に對し他國よりの輸入品よりも高き稅率を適用する場合に於て、該外國より自國へ輸入する物品に對し「ジエネラル、レート」以上に附加稅を課するの實例及其利害如何。

第三　複稅率制度の利害

第二の如き制度を採用するよりも寧ろ複稅率の制度を採用するを可とすべきか、其利害得失如何。

第三項　第四章に關する調査

第一　從價稅主義と從量稅主義との採用に關する外國の實例
之につきては各國の主義を分類し、其標本的のものを提へて之を說明し、適宜之に類似の各國を彙類すること。
第二　本邦に於て初より從量稅を規定し置くの可否如何。若し之を規定すべしとせば其方法如何。
第三　風袋量目に關すること
從量稅を採用する場合に於て、其課稅上風袋量目を規定すべきものゝ、品目を調査すること

第四　課稅價格の定め方に關すること
從價稅の場合に於ける課稅價格の定め方につきては各國其規定を異にするが故に、參考の爲め之を調査するの必要あり。

第四項　第五章に關する調査
稅目を定むるに普通商業上に用ひざる物質又は組織を以て品目を定むべきものゝ種類に關すること。

第五項　第六章及第七章に關する調査

第一　輸出奬勵の爲めにする輸出稅の賦課
海外に於ける販路の擴張等を民間當業者の施設に一任するの政策上不得策なる場合に於て、政府に於て進で其衝に當り而して其の費用を當業者に負擔せしむるの目的を以て輸出稅を課するの例は、印度の茶業等に關して存するが如し。其他外國に實例ありとせば其の狀況並利害如何。

第二　輸出奬勵の爲めにする內國稅の免除と戻稅との利害得失
之に關して外國の實例並本邦に於ける實績を調査するの必要あり。蓋し戻稅の制度には不正の手段に因りて交付金を詐取せらるゝの虞あり、同時に免稅の制度に於ては又自ら脫稅の弊あるを免れざればなり。

第六項　貨物の品質に關する調査
貨物の品質及區分を明にする爲め重要なるものを選擇して之を分析鑑定するを必要とす。依て左の事項を實行すること。

一、分析鑑定を要すべき品目の取調。
二、右の標本を蒐集すること。
三、右の各品に就き實地の分析鑑定を施すこと。

第二節　外國貿易に關する調査

は又分て四とすべし。

一、貿易統計上の調査
二、內外產業に關する調査
三、輸出加工業に關する調査
四、輸入の原料を使用する輸出品製造業に關する調査

第一項　貿易統計上の調査

關稅行政上各種の貿易統計を必要とするは當然なるも差當り關稅率に關する調査材料として將來制定せらるゝことあるべき稅目、並に稅率の單位に適合したる分類並に單位に依りて輸入貨物の種類數量を統計的に調査するの必要あり。現今各稅關をして普通の貿易年月表調製の材料以外に、別に調製せしめ居る所謂乙號統計なるものは之が目的に出づるものなるも、其範圍は尙一層之を擴張するの必要あり。依て別冊乙號統計項目改正案に準據し、各稅關に對して至急之が調査を命ずるを必要とす。蓋し稅率制定の調査材料として貿易統計を利用せんとせば、少くとも數年間に亙るの計數を必要とすればなり。

第二項　內外產業に關する調査

關稅率につきて適當なる施設を試みんとせば、須く先づ輸出入の目的たる各貨物につきて內外生產の狀況と、其需給の關係とを明にせざるべからず。之が調査の要領左の如し。

一、調査すべき貨物の範圍は主として輸入貿易の目的たるものたるべきは勿論なるも、尙ほ現に輸入なきも

の又は輸出貿易の目的たるものも亦其種類に依りては之を調査することを要す。何となれば輸出入の關係は一に內外產業の狀況と關稅率の高低とに依りて岐るればなり。而して其調査すべき貨物につきても亦成るべく詳密に其種類を分ちて各種別に之を研究するの要あり。蓋し稅目編成に關する繁簡多少の利害得失も亦自ら詳密なる分類調査の結果に依りて之を判斷し得べければなり。然れども幾百千種の貨物につき今遽に以上の主義を實行するは難し、宜しく先づ別表揭載の重要品につきて之が調査の步を進むるを可とす。

二、調査すべき事項左の如し。

(一)外國に於ける產業の狀況
(二)內地に於ける產業の狀況
(三)生產品內外交通の狀況

今之が內容を分析說明すれば左の如し。但貨物の種類に於ては到底詳細に此等の事項を網羅し難きもの多かるべきが故に、此等は其調査し得べき範圍に止むるの外なしと雖も、大體の方針としては之を標準として出來得る限り調査を遂ぐるを要す。

第一部　調査事項要目

第一、外國に於ける產業の狀況

一、生產地
二、生產額
三、生產方法
四、生產原料
五、生產費及生產品の價格
六、生產品の品質
七、生產品の用途
八、代用品
九、生產品の販路
一〇、當該國に於ける消費額

第二、內國に於ける產業の狀況

一、生產地
二、生產額
三、生產方法
四、生產原料
五、生產費及生產品の價格
六、生產品の品質
七、生產品の用途
八、代用品
九、生產品の販路
一〇、內地に於ける消費額

第三、生產品內外交通の狀況

一、通商地
二、貿易額
三、荷　造
四、運　輸
五、貿易上の負擔又は保護

六、內外生產品の比較
七、內外代用品の比較

第二部　調査事項細目

以上揭げたる要目につき更に其細目を揭ぐれば左の如し。

第一、外國に於ける產業の狀況

一、生產地
(1)生產國名
(2)生產地名
右は何れも本邦との貿易の有無に關せず成るべく廣く之を調査すること。

二、生產額
右は最近五ケ年間の統計を揭げ尙其增減の理由を付すること。
生產額の外生產力の程度をも示すこと。

三、生產方法
以下各項は凡て生產國又は生產地方別に之を調査すること。
(1)機械使用の有無並に原動力の種類
(2)工場工業又は家庭工業の別
(3)其他生產方法に關する特異の點
(4)生產方法に關する改良の手段計畫又は餘地ありや否

四、生產原料
(1)原料の種類
(2)原料の供給

(一)產　地
(二)生產又は輸入の關係
(イ)生產費及生產品の價格
(ロ)輸入品の價格
(a)輸入原價
(b)輸入に關する費用
(ハ)生產費又は輸入額若は其割合

五、生產費及生產品の價格
(1)生產費
(一)原料代價
(二)工　費
(三)地　代
(四)利息其他の費用
(五)生產稅
(六)包裝費
(七)輸出港迄の運賃
(八)利　益
(2)生產品の價格
右生產費と生產品の價格とを區別するは如何なる程度迄其間に差異あり從て如何なる程度迄輸入稅の負擔を外國製造家に歸せしめ得るかを知らんとするが爲めなり。

六、生產品の品質

右は貨物の理化學的性狀其他貨物の用途嗜好等に影響すべき要點を擧ぐること。

右は各生產地の物品に付特徵を示すこと。

七、生產品の用途

右は生產品の各種の用途を成るべく詳細に示すこと。

八、代用品

(1)代用品の有無

(2)代用の範圍

(3)代用品の價格

(4)其他本品の需要に影響を及ぼすべき事項

九、生產品の販路

(1)內國(當該生產國)に於ける需要

(2)外國に於ける(日本をも含む需要

一〇、當該國に於ける消費額

右は外國よりの輸入をも含めたる該國に於ける該貨物の凡ての消費額を示すこと。

第二、內國に於ける產業の狀況

一、生產地

右は主なる產地を擧げ當該地方生產品の輸出あると否とを問はざること。

二、生產額

右は第一に同じ。

三、生產方法

右同斷。

四、生產原料

右同斷。

五、生產費及生產品の價格

右同斷。

此に生產費と生產品の價格とを區別するは、其間の差異に依りて如何なる程度迄我製造家が外國の關稅を負擔し、又は外國製造家と競爭し得べきかを知らんとするに在り。

六、生產品の品質

右は第一に同じ。

七、生產品の用途

右同斷。

八、代用品

右同斷。

九、生產品の販路

(1)內國に於ける需要

(2)外國に於ける需要

一〇、內地に於ける消費額

右は外國よりの輸入をも加へて本邦に於ける消費の總額を示すこと。

第三、生產品內外交通の狀況

一、通商地

(1)輸　入

(一)生產地

（二）仕入地
(2)輸　出
（一）需要地
（二）仕向地
二、貿易額
(1)輸入額
(2)輸出額
右は最近十ヶ年間の統計を掲げ、其増減の理由を付すること。
三、荷　造
(1)輸　入
（一）荷造の方法
（二）風袋量目
（三）荷造費
(2)輸　出
（一）荷造の方法
（二）風袋量目
（三）荷造費
四、運　輸
(1)輸入品
（一）水陸運輸の別竝に其改良方法の有無
（二）運　賃

（三）保險料
（四）其他の費用
(2)輸出品
前同斷
五、貿易上の負擔又は保護
(1)外國生產品
（一）負　擔
（イ）生產國に於ける輸出稅
（ロ）本邦に於ける輸入稅
（二）保　護
（イ）內國稅の免除又は戾稅
（ロ）輸出奬勵金
(2)內國生產品
（一）負　擔
（イ）內國に於ける輸出稅
（ロ）外國に於ける輸入稅
（二）保　護
（イ）前同斷
（ロ）前同斷
六、內外生產品の比較
(1)品質上の比較

(2)價格上の比較
(一)外國市場に於ける兩者の比較
(二)內國市場に於ける兩者の比較
七、內外代用品の比較
(1)外國市場に於ける內國生產品と外國產代用品との比較
(2)內國市場に於ける外國生產品と內國產代用品との比較
第三項　輸出加工業に關する調査
加工の上再び之を輸出するの目的を以て外國品を輸入する場合に於ては、之に對して特例を設くるの必要あるが故に、之につきて詳細なる調査を必要とす。而して之が爲めには前項產業に關する調査と同じく、先づ適當なる品目を選定し、之につきて大略左の事項を調査すべし。
第一、加工の爲めにする輸入
一、原產地
二、仕入地
三、本邦に於ける加工地
四、加工品の需要地竝に需要額
(1)輸入品原產地
(2)輸入品仕入地
(3)第三國
五、加工の種類
六、加工業の地位
(1)仕入原價

(2)本邦への輸入費用
(3)加工の費用
(4)本邦よりの再輸出費用
(5)需要地に於ける加工品の價格
(6)原產地及需要地に於ける加工產業の狀態
七、貿易額
(1)加工の爲めにする輸入額
(2)加工品の再輸出額
第二、加工の爲めにする輸出
一、仕向地
二、外國に於ける加工地
三、加工品の需要地竝に其需要額
(1)本　邦
(2)第三國
四、加工の種類
五、加工業の地位
(1)本邦に於ける仕入原價
(2)本邦よりの輸入費用
(3)加工の費用
(4)加工地よりの再輸出費用
(5)需要地に於ける加工品の價格

(6)本邦又は需要地に於ける加工産業の狀態

六、貿易額

(1)加工の爲めにする輸出額

(2)加工品の再輸入額

第四項　輸入の原料を使用する輸出品製造業に關する調査

本邦に於て特に奬勵發達せしむべき輸出貿易につきては其製造原料として輸入する貨物に對して特に免稅の制度を設くるの必要あるべきが故に之が産業の狀況につきて詳細なる調査を必要とす。而して之が爲めには前項加工産業に關するものと同じく先づ緊要なる製造業の種類を選擇し之につきて大略左記の事項を調査するを要す。

第一、製造の爲めにする輸入

一、原料の原産地

二、原料の仕入地

三、本邦に於ける製造地

四、製品の需要地竝に其需要額

(1)原料原産地

(2)原料仕入地

(3)第三國

(4)本　邦

五、製造業の地位

(1)原料仕入原價

(2)本邦への輸入費用

(3)製造費用

(4)製品の再輸出費用

(5)需要地に於ける製造品の價格

(6)原料原産地及製品需要地に於ける製造業の狀態

六、貿易額

(1)原料の輸入額

(2)製品の輸出額

第二、製造の爲めにする輸出

一、原料の仕向地

二、外國に於ける製造地

三、製品の需要地竝其需要額

(1)本　邦

(2)原料の仕向地

(3)第三國

(4)製造國

四、製造業の地位

(1)本邦に於ける原料の仕入原價

(2)本邦よりの原料輸入費用

(3)製造費用

(4)製品の再輸出費用

(5)需要地に於ける製品の價格

(6)本邦又は需要地に於ける製造業の狀態
五、貿易額
(1)原料の輸出額
(2)製造品の輸入額

附屬書類
一第一號表　貨物分類表
二第二號表　稅率等級制定表
三甲號書類
第一部　稅率の協定に關する參考書
(一)　最惠國條款論
(二)　最惠國條款の解釋及適用に關する調査
(三)　最惠國條款に關する諸問題
(四)　稅率協定の國別先後に關する問題
第二部　從價稅の課稅價格に關する參考書
四乙號書類
乙號貿易統計項目改正案
附　產業に關する狀況を調査すべき品目
(以上附屬書類省略)

本調査事項は調査委員會の議決する所となりしを以て、大藏省に於ては此の方針に基き更に調査を續行せしが會〻明治三十九年の一般關稅率の大改正に當り、前記調査事項中の主要部分は之を採用し、唯協定稅率關係の部分のみは尙ほ宿題として調査を繼續したり。而して條約改正の時機も漸く切迫し、且つ又世上にも關稅の調査に著手し、論議を闘はす者あるに至りしを以て、大藏省は外部との交涉上省議を一定し置くの必要を認め、明治四十一年七月調査委員會に於て左の如く其の方針を決定したり。

第一　現行協定稅率は其の有效期間の終了と共に之を打切ること。
現行協定稅率は彼に利にして我に不利なり。彼は之が存續を希望すべきも、我より之を觀れば之を終了するを得策とす。故に假りに新協定を結ぶとするも、現協定は一旦之を打切るを可とす。
第二　新協定は我よりは申出でざること。我は可成受働的の位置に立つこと。苦し協定を結ぶ場合に於ては双務的なるを要す。
主義としては關稅に關し一國に有條件有償にて許與したる利益は他國にも同樣の條件及對償を得て之を許與すること。
國際賣買上概して我は原料又は粗製品を賣り精製品を買ふの位置に立てり。故に協定の利益を享くべきは我に非らずして主として彼なり。隨て我より進んで協定を申出づるの必要を感ぜず、寧ろ我は默して彼の請求を待つに如かず。而して苦し協定を結ぶ場合に於ては双務的とするを要す。近時の條約に於て最惠國條款の種類は結局二にして、一は現行日英條約の如く無條件無償なるもの、一は日米條約の如く有條件有償なるもの是なり。而して現今最も普通に行はるゝは前者にして、歐洲各國に於ても皆此主義を採れり。蓋し從來の趨勢及現行の狀態に徵し、通商國の總てに對し有條件有償とすること難しとせば、寧ろ一般に無條件無償なるを可とするも、能ふべくんば關稅に關しては一國に有條件にて許與したる利益は、他國にも同樣の條件を以てするにあらざれば之を許與せざることとすべし。
第三　條約改正以前に國定稅率の整理を行ふこと。

新に協定を結ぶとするも將又現行協定を打切り國定稅率にて進むとするも先づ國定稅率を整理するを必要とす。

第四　國定稅率は單稅率とすること。

複稅率制は稅率煩雜にして而も其の實行上の結果は單稅率制と擇なし。寧ろ單稅率制を採るを可とす。

第五　關稅制度は原則としては收入主義を採り必要に應じ保護主義を加味すること。

我關稅制度の目的につきては原則として收入主義を採用すべし。但關稅の作用に依り內地產業の發達を企圖し得べき場合に於ては保護主義を加味して關稅率を定むるを可とす。

第六　稅率の協定を爲したる場合に於て其の有效期間は短期なるを可とすること。

期間長きに過ぐるときは稅率が我經濟狀態に適合せざるに至るの弊あり。短きに失するときは通商貿易の安固を缺くの虞あり。然れども我邦の現狀及び近き將來に於ける狀態より之を言へば長きに過ぎんよりは短きを可とす。現行協定有效期間の十二年なるが如きは長きに過ぐるの感あり。

第七　條約上に於て我關稅規則の施行に制限を加ふるが如き條項を設けざること。

現行日獨通商航海條約議定書に定むる國定稅率は其の實際の適用を爲す六ケ月以前に公布すべしといふが如き條項は、我關稅率の施行上妨害となること少なからず。此の如き條項は之を避くるを要す。

爾後大藏省は更に國內產業の現狀を調べ、當業者の意向に聽き、精査に精査を重ねし結果、明治四十二年夏に至り漸く改正稅率表の草案を脫稿するに至れり。一方外務省に於ても明治三十九年頃より條約改正調査係を置きて、條約改正に關する調査を爲さしめ來りしが、四十一年七月に至り大體の草案を得るに至り、又農商務省も其の立場より案を練る所ありたり。斯くして四十二年に入りて各省の準備略ぼ成りしを以て、外務省は關係各省より委員を出さしめて條約改正準備委員會を設け、愈改正條約草案の審議に從事せしめしが、關稅稅率に就ては、別に同委員會に於て「國定稅率に關する特別委員會」を設置し、四十二年八、九月に亙り、大藏省原案に農商務省案を參酌して討議を重ねしめたる結果、玆に漸く成案を得、該成案は同年十月一日の準備委員會總會の可決確定する所となれり。之れ卽ち同年十二月大藏大臣が閣議に提出したる改正原案なり。

尙ほ大藏省は關稅改正草案を練るに際し、努めて經濟界の現狀に卽し、又當業者の希望を參酌せんと欲し、諸問事項を揭げて各地の商業會議所を始め關係業者の意向を質せしに、各當業者は之に對して夫々答申を爲す所あり、又此の外にも本省に出頭陳情し、或は建議請願を爲し、或は又意見書を公表する者も少からざりしが、今其の大要を知る爲に大藏省主稅局の調査したる「關稅に關する諸問答申・建議請願の要領」を左に揭げて參考に供すべし。尙ほ農商務省に於ても大藏省と獨立に、(一)本邦現行關稅率に付改正を要すべしと認むる事項及其理由、(二)輸出先に於ける諸外國の關稅率其他に付改正を要すべしと認むる事項及其理由、(三)關稅に關し其の他參考となるべき事項の三項に付き、各府縣農會・各地商業會議所及當業者等に諸問を發したれども、其の答申等に就きては玆には省略す。

關稅に關する諸問答申・建議請願の要領

諸問事項

商業會議所聯合會に對するもの

一、關稅定率中稅率の當を得ざるもの

甲　稅率を低減すべきもの

乙　稅率を、高むべきもの

丙　分類を變更すべきもの

丁　從價稅を從量稅に、從量稅を從價稅に改むべきもの

二、協定稅率滿期の結果定率を變更すべきもの
三、諸外國現在の關稅が我輸出貿易に及ぼせる影響
四、條約の改訂に際し稅率の協定を爲すを有利とする物品あらば其種類竝に稅率の程度
其他に對するもの

物品の關稅上の意見

品名	意見の要領	意見提出者
馬	第一類　植物及動物（生活力を有するもの） 現行定率にて差支なし	馬政長官
麥芽	第二類　穀物、穀粉、澱粉及種子 內地に產し其品質外產に優れるを以て增稅せらるゝも差支なし	大日本麥酒株式會社
同	內地に於ては未だ善良品を產せざるを以て無稅又は現行率の三分の一に輕減せられたし	麒麟麥酒株式會社
小麥	他の穀物の稅率變更せらるゝ場合は之と權衡を保たしむることを要す	日本製粉株式會社
小麥粉	原料小麥の輸入稅率及製粉步合等を計算せば現行率は比較的低廉なるを以て、從價四割より換算したる從量稅とせられたし	同
コーンスターチ	內地產は混交物多く、糊として使用するに不適當なるを以て低率を望む	東京キヤリコ製織株式會社 東京モスリン製織株式會社
タピオカ及マニオカ	內地に於て產出充分なれば高率を望む	繪具染料工業藥品問屋組合
亞麻子	ペーントの原料なるを以て無稅とせられたし	彌富商會
ココアビーン	第三類　飲食物及煙草 內地に產せざるものにして、チヨコレート・ココア等の原料となるものなるを以て無稅とせられたし	森永太一郎
砂糖	第三種及第四種糖の稅率は現行國定の程度に定められたし	大日本製糖株式會社 橫濱精糖株式會社 神戶精糖株式會社
同	第一種三圓五十錢、第二種四圓、第三種五圓、第四種五圓五十錢の課稅を適當とす	臺灣總督府
同	第一種乃至第四種糖の稅率は現行國定率とし、輸入原料糖を以て製したる精製糖に對しては消費稅約二圓方減額し、精製糖を輸出するときは使用原料糖の外產たると內產たるとに拘らず、原料糖の關稅額丈戾稅することゝせられたし	橫濱精糖株式會社
鹽鮭及鱒	露領沿海州より輸入するものは無稅なるため、英領加奈太及米國に於て本邦渡航民の經營せる漁業に大なる打擊を與へられたるを以て、英米國產出のものに對し減稅を望む	日本橋四日市魚市場組合 露領沿海州水產組合
同	相場下落し不引合なるを以て關稅引上を望む	明治屋東京支店
コンデンスドミルク	主として育兒用に供せられ、內地產額にては到底需用を充すこと能はざるを以て低稅を望む	內外鷄卵株式會社 市原合資會社
鷄卵	內地の供給不足なるを以て現行率以上に增稅せられざらんことを望む	英國アボリナリー會社
礦水	罎の大小に拘らず其容量に應じて課稅する樣改められたし	大日本麥酒株式會社
麥酒	輸入するものはスタウト、ポルターの類にて、內地品に影響なきを以て增稅の希望を有せず	甲州葡萄酒釀造同業組合
葡萄酒	現今輸入の樽入葡萄酒は人工的贋造のもの多數を占む、內產は之に壓倒され發達する能はざるの狀態なるを以て、樽入のものゝ稅率は現行國定率の程度に定められたし	同
同	罎入の上等品は內地にて製造せざるを以て之に對する稅率は如何に制定せらるゝも異論なし	川上善兵衞
同	葡萄酒に對しては協定を結ばざることとせられたし	明治屋東京支店
同	樽入と罎入との稅率の差は一リートルに付十錢乃至十五錢を限度とし、罎入の現行國定率を引下げ、下等品の輸入を防ぐを可とす	同
シヤンパン	現行國定率より高むるは不得止るも、急激の增率は避けられたし	專賣局
煙草	咀嚼煙草每斤二圓二十三錢、嗅煙草五圓十七錢、葉卷煙草・紙卷煙草・刻煙草其の他三十五割五分とせられたし	
靴甲革	第四類　皮毛骨角齒牙甲殼及其の製品 少しく增稅せらるれば發達しつゝある本邦製革業は價格に於て競爭の餘地を存するに至る	

ローラー革類	べし	東洋製革株式會社
ビッキングバンド	幾分の減稅を望む	富士瓦斯紡績株式會社
獸毛	同	同
象牙	帽子用原料は無稅とせられたし	東京帽子株式會社
象牙製品	ピアノ鍵盤に用ゆるものにして、內地に產せざるを以て輕稅を望む	日本樂器製造株式會社
鼈甲製品	內地に產するを以て現行率の通り定められたし	東京小間物化粧品卸商同業組合
珊瑚製品	同	同
眞珠	同	同
	現行率は過重に失し、却て國庫收入に些益なくして徒に密輸入を誘致するの虞あるを以て從價一割とせられたし	
	第五類　油脂蠟及其の製品	
植物性揮發油	石鹼及化粧品の原料にして內地に產せざるを以て無稅とせられたし	服部金太郎
同	同	東京小間物化粧品卸商同業組合
松精油	內地に產するものは塗料の原料に適せざるを以て無稅とせられたし	東京・京都・大阪・名古屋・神戶石鹼業組合
同	ペーントの原料なるを以て無稅とせられたし	日本ペイント製造株式會社
亞麻子油	ペーント溶解油として使用するものなるを以て、生を無稅、煮を從價三割より換算したる從量稅とせられたし	彌富商會
同	ペーントの原料なるを以て無稅とせられたし	日本ペイント製造株式會社
蓖麻子油	石鹼の原料なるを以て無稅とせられたし	彌富商會
同	內地に產するも工業材料に不足なるを以て稅率輕減を望む	東京小間物化粧品卸商同業組合
同	內地には上等品を產せざるを以て低稅を望む	繪具染料工業藥品問屋組合
阿列布油	內地には上等品を產せざるを以て低稅を望む	東京製絨株式會社
同	石鹼の原料なるを以て無稅とせられたし	同
椰子油	石鹼の原料なるを以て無稅とせられたし	東京小間物化粧品卸商同業組合
		同

同	同	東京・京都・大阪・名古屋・神戶石鹼業組合
同	內地の生產額は石鹼業者の需用を充すに充分なるを以て現行率の程度に定められたし	橫濱魚油株式會社
同	同	南洋貿易會社
落花生油	內地に產するを以て高率を望む	清水兄弟商會
綿種子油	石鹼の原料にも用ゆるも稅率に對する利害關係少し	繪具染料工業藥品問屋組合
同	內地に產出するも工業材料に不足なるを以て低率を望む	東京小間物化粧品卸商同業組合
菜種子油	石鹼の原料にも用ゆるも稅率に對する利害關係少し	繪具染料工業藥品問屋組合
魚油	無稅を可とす	東京小間物化粧品卸商同業組合
獸脂	石鹼の原料にして內地製品の供給極めて少なきを以て無稅とせられたし	橫濱魚油株式會社
同	同	東京小間物化粧品卸商同業組合
同	內地には上等品を產せざるを以て低率を望む	東京・京都・大阪・名古屋・神戶石鹼業組合
同	幾分の減稅を望む	東京製絨株式會社
同	豚脂は內地に產するを以て高率を望む	富士瓦斯紡績株式會社
ステアリン	本邦木蠟の混用材料又は代用品として輸入せられ、木蠟業の發達を阻害するを以て稅率を增加せられたし	繪具染料工業藥品問屋組合
オレイン	內地には上等品を產せざるを以て低稅を望む	第十三回西南區實業大會
燈油	現行率より三割以上の增加をなすも外國の輸入稅に比し適當にあらず	東京製絨株式會社
原油	同	日本石油株式會社
揮發油	同　且從量稅とし單位を每十ガルロンとせられたし	同
機械油	現行率より五割以上增加し每十ガルロンを單位とせる從量稅とせられたし	同
礦油	本邦石油關稅は世界各國の例に比し低率なるを以て更に相當の增率せられんことを望む	長岡鑛業會議所
パラフキンワックス	本邦木蠟の混用材料又は代用品として輸入せられ、木蠟業の發達を阻害するを以て稅率を增加せられたし	第十三回西南區實業大會
同	攝氏五十度の制限は高きに失するがため之を蠟燭の製造に使用するものあるを以て、全部	

支那漆油	現行率の倍額となし、燒寸用のものに對しては戻稅せられたし	
同	本邦木蠟に比し品質劣等なるも價格低廉なるため輸入著しく增加し、木蠟等の發達を阻害するを以て稅率を增加せられたし	
同	日本木蠟の市場を壟斷するのみならず、輸出木蠟の品位を下ぐるを以て現行率の倍額とせられたし	
支那木油	石鹼の原料なるを以て無稅とせられたし	
石鹼	內地に於て完全なるものを製造し得るを以て現行國定率の通り定められたし	
同	香料を加へたるもの從價六割、香料を加へざるものにして松脂十五パーセントを含むもの從價二割五分、其他從價四割とせられたし	
マルセーユ石鹼	オリーブ油を原料として製したるものは內地に產せざるを以て低率を望む	
洗濯用石鹼	內地に於て產出充分なれば高率を望む	
香水香油洗齒藥其の他各種の脂粉薰香類	內地に於て完全なるものを製造し得るを以て現行國定率の通り定められたし	
	第六類　藥材、化學藥、製藥其の調合品及爆發藥	
ホップ	內地に產せざるを以て絕對的增稅を不可とす	
同	內地に產せざるを以て從價五分若くは一割とせられたし	
麝香	石鹼及化粧品の原料に使用せざるを以て現行率にて可なり	
人造麝香	化粧品製造に欠くべからざる原料にして、內地に產せざるものなるを以て無稅とせられたし	
同	同	
同	化粧品の原料に使用せざるを以て現行率にて可なり	
丁香	內地に產するものは塗料の原料に適せざるを以て無稅とせられたし	
松脂	洗濯石鹼の原料なるを以て無稅とせられたし	
同	製紙用の必要物なるを以て無稅とせられたし	
同	工業原料なるを以て低率を望む	

九州木蠟組合聯合會	第十三回西南區實業大會	
九州木蠟組合聯合會	東京・京都・大阪・名古屋・神戶石鹼業組合	
東京・京都・大阪・名古屋・神戶石鹼業組合	東京小間物化粧品卸商同業組合	
東京小間物化粧品卸商同業組合	東京・京都・大阪・名古屋・神戶石鹼業組合	
東京・京都・大阪・名古屋・神戶石鹼業組合	稻畑染工場	
稻畑染工場	繪具染料工業藥品問屋組合	
繪具染料工業藥品問屋組合	東京小間物化粧品卸商同業組合	
東京小間物化粧品卸商同業組合	麒麟麥酒株式會社	
麒麟麥酒株式會社	大日本麥酒株式會社	
大日本麥酒株式會社	東京小間物化粧品卸商同業組合	
東京小間物化粧品卸商同業組合	同	
同	東京・京都・大阪・名古屋・神戶石鹼業組合	
東京・京都・大阪・名古屋・神戶石鹼業組合	東京小間物化粧品卸商同業組合	
東京小間物化粧品卸商同業組合	日本ペイント製造株式會社	
日本ペイント製造株式會社	東京小間物化粧品卸商同業組合	
東京小間物化粧品卸商同業組合	日本製紙聯合會	
日本製紙聯合會	繪具染料工業藥品問屋組合	

セラック、ホワイトラック、スチックラックコーパル、ガムマスチック、ガムサンダラック、ガム亞拉毘亞ゴム、トラガカントゴム、セルラック	內地に產せざるを以て無稅とせられたし	
阿仙藥及檳榔青	內地に產出なく工業用品なるを以て低率を望む	
硼酸	石鹼製造に使用すれども藥用に供する方多きを以て現行率にて可なり	
單寧酸	內地に產するを以て高率を望む	
苛性曹達	強度品と並度品とに別ち強度品を高率とせられたし	
同	製紙用の必要物なるを以て無稅とせられたし	
同	內地產は不良にして且少量なるを以て無稅とせられたし	
同	內地石油事業を保護するの方針に改正せらるゝ以上は本品にも保護稅率を課せられたし	
曹達灰	硝子製造の際配合劑として必要なるものなるを以て無稅とせられたし	
同	硝子の原料なるを以て無稅とせられたし	
同	內外鹽價の差に匹敵し得る程度に關稅を重課せられたし	
同	硝子製紙洗濯用品にして內地品にて代用をなすを得ざるを以て低率を望む	
同	硝子製造原料なるを以て現行率の程度より增加せざらんことを望む	
硫酸曹達（ぜ硝）	硝子製造の際配合劑として必要なるものなるを以て無稅とせられたし	
同	無稅若は百斤十五錢以內に改定せられたし	
硝酸安母尼亞、硝酸曹達、硫酸加里	無稅とせられたし	
礬明	內地に於て製造充分なるを以て高率を望む	
火硝酸蒼鉛	白粉の原料に用ゆるも現行率にて可なり	
硝酸トリユーム	瓦斯マントル製造に使用するものなるを以て低率を望む	
硝酸セリユーム	同	
フォルマリン	美濃用消毒劑にして內地に產せざるを以て無稅を望む	
個里設林	將來內地に產する見込あるを以て現行率にて可なり	

日本ペイント製造株式會社	繪具染料工業藥品問屋組合
繪具染料工業藥品問屋組合	同
同	東京小間物化粧品卸商同業組合
東京小間物化粧品卸商同業組合	繪具染料工業藥品問屋組合
繪具染料工業藥品問屋組合	日本合密工業株式會社
日本合密工業株式會社	關東酸曹株式會社
關東酸曹株式會社	日本製紙聯合會
日本製紙聯合會	東京小間物化粧品卸商同業組合
東京小間物化粧品卸商同業組合	日本石油株式會社
日本石油株式會社	旭硝子株式會社
旭硝子株式會社	橫濱硝子製造株式會社
橫濱硝子製造株式會社	關東酸曹株式會社
關東酸曹株式會社	繪具染料工業藥品問屋組合
繪具染料工業藥品問屋組合	大阪府硝子製造同業組合
大阪府硝子製造同業組合	旭硝子株式會社
旭硝子株式會社	大阪府硝子製造同業組合
大阪府硝子製造同業組合	人造肥料聯合會
人造肥料聯合會	繪具染料工業藥品問屋組合
繪具染料工業藥品問屋組合	東京小間物化粧品卸商同業組合
東京小間物化粧品卸商同業組合	田中瓦斯マントル製造所
田中瓦斯マントル製造所	同
同	繪具染料工業藥品問屋組合
繪具染料工業藥品問屋組合	東京小間物化粧品卸商同業組合
東京小間物化粧品卸商同業組合	

龍腦及艾片	化粧品の原料にして內地に產せざるを以て無稅とせられたし	
ボルネオール	化粧品の原料にして內地に產せざるを以て無稅とせられたし	
同	龍腦は內地に於て製造し品質及價格に於て清國產と撰ぶ處なきを以て、蒸香類協定率を適用せずして國定率每斤三圓を課せられたし	
炭酸マグネシヤ	內地に產するを以て現行率にて可なり	
蒸香性化學藥	化粧品の原料に使用せざるを以て現行率にて可なり	
バライテス	內地に產せざるを以て無稅とせられたし	
燒寸	內地に於て產出充分なれば高率を望む	
藍	第七類　染料、顏料、塗料及塡充料 人造藍は內地に產出なく、天然藍は內地產額內地の需用を充すに足らず、又價格に於ても外產に對抗し得べき見込なきを以て、從價五分以下に低減せられんことを望む	
ロゲード越幾斯	內地に產せざるを以て從量稅として輕稅に改められたし	
同	內地に產せざるを以て從價五分若は從量稅百斤一圓未滿とせられたし	
アニリン染料	近き將來に於て內地に產するの見込なきものにして、稅率の引上は染色業の萎微を來すべきを以て、從價五分とせられたし、又價格の差異大なるを以て從量稅は不適當なり	
アリザニン染料	近き將來に於て內地に產するの見込なきを以て低率を望む	
同	內地に於て產出するの見込なきを以て低率を望む	
同	內地に於て產出するの見込なく、其價格の如何によりて織物其他工業の發展に關するや大なり、故に無稅を望む	
染料	稅率輕減を望む	
同	現行稅目第二百七號其他の染料も乾きたるものと否とを區分し、從量稅に改められたし可成低稅を望む	
靑粉	內地に產するを以て高率を望む	
鋼粉	重に塗料として使用するものなるを以て從價三割より換算したる從量稅とせられたし	
鉛粉	內地に產するを以て高率を望む	
亞鉛白色顏料		

東京小間物化粧品卸商同業組合	東京・京都・大阪・名古屋・神戶石鹼業組合	
藤澤友吉	東京小間物化粧品卸商同業組合	
東京・京都・大阪・名古屋・神戶石鹼業組合		
日本ペイント製造株式會社	繪具染料工業藥品問屋組合	
繪具染料工業藥品問屋組合		
〔繪具染料工業藥品問屋組合 日本ペイント製造株式會社		
稻畑染工場	繪具染料工業藥品問屋組合	
長瀨染工場	日本ペイント製造株式會社	
同	繪具染料工業藥品問屋組合	
東京製絨株式會社	繪具染料工業藥品問屋組合	

朱及辰砂	內地に產するものは塗料の原料に適せざるを以て無稅とせられたし	
ランプブラック	石版用と塗料用とを區分し稅率を定められたし	
ヴアニシユ	製造後一ケ年貯藏を要するを以て從價四割より換算したる從量稅とせられたし	
同	內地製造家に影響せざる限度に於て幾分の減稅を望む	
同	木精に入りたるもの及滑謨を固着せしめたるものは每グロス一圓以上、金屬の金具及護謨を付したるものは一圓五十錢、金屬の輸入のものは三圓以上に稅率を定められたし	
鉛筆	內地產額僅少なるを以て增率をなさずして普通消費品と同樣の程度に稅率を定められたし	
心	長さ十吋を超へざるもの每哥一圓以上、十吋を超ゆるものは十吋に付每哥二圓以上とせられたし	
印刷用インキ	新開用低價品の外は何版用を問はず石版用と同樣高率とせられたし	
同	新開インキも內地に產するを以て低率となすの必要なし	
ペーント	內地に產するを以て現行率通りにて可なり	
	原料の化合するまで六ケ月乃至一ケ年貯藏を要するを以て、從價四割より換算したる從量稅とせられたし	
同	從價一割とせられたし	
塗	五分に止めんことを望む	
アーチストカラー及アーチストペーント	現行定率にて可なり	
コッパーペイント	船底塗料と同樣從價四割より換算したる從量稅とせられたし	
パテントドライヤー	ペイントと並用すべきものなるを以てペイントと同率とせられたし	
船底塗料	內地產保護奬勵を要する時期なるを以て從價四割より換算したる從量稅とせられたし	
同	內外各船主の希望により各其欲する塗料に使用せざるべからざる習慣なるが故に、重稅を課するときは上海香港等の同業者と競爭すること能はざるを以て輕稅を望む	
其他の塗料	從價四割とせられたし	

同	日本ペイント製造株式會社	
諸星千代吉	日本ペイント製造株式會社	
富士瓦斯紡績株式會社		
眞崎仁吉	日本鉛筆製造株式會社	
諸星千代吉	日本印刷インキ製造株式會社	
眞崎仁吉		
日本ペイント製造株式會社		
三菱造船所		
東京石川島造船所		
服部金太郎	日本ペイント製造株式會社	
同		
同		
三菱造船所	日本ペイント製造株式會社	

パツテイ	内地に産するを以て百斤二圓とせられたし	日本ペイント製造株式會社
クロームレツト	鉛粉亞鉛粉の如く從價三割より換算したる從量稅とせられたし	同
クロームエロー		
レツドヲーカーリトポン		
綿織糸	第八類　絲縷繩索及同材料	
同	番手即ち一枠八千四百碼を超へざるもの毎番手に付二錢五厘とせられたし	富士瓦斯紡績株式會社
綿縫絲	瓦斯燒したるものは現行國定率の如く定められたし	日本紡績株式會社
ヒールド、ヤーン	二萬八千八百ヤードを超へざるもの毎グロスに付二圓七十三錢とせられたし	富士瓦斯紡績株式會社
麻糸	内地に産せざるを以て低稅を望む	東京モスリン紡織株式會社 東京キヤリコ製織株式會社
毛糸	内地生産力充分にして輸入を要せざるを以て現行率の通り定められたし	帝國製麻株式會社
	紡毛糸と梳毛糸とに區別し、更に番手別とし、五十番以下は高率とし、其の他は低率とし、可成從價稅とせられたし	
同	織物用のものは單撚細糸（五十二番以上）同太糸（三十二番以上）撚合細糸（六十番以上）撚料太糸（二十番以上）の四種に分ち、現行國定率を標準とせられたし	東京製絨株式會社
同	三十番までの織物用のものは内地に産するを以て現行國定率の如く定められたし	東京モスリン紡織株式會社 日本フランネル株式會社
綿織物	第九類　布帛及布帛製品	
	經糸百本一碼に付一厘五毛とし、晒又は起毛したるもの一割增、染色又は捺色したるもの一割五分增、模樣を織出したるもの二割增とせられたし	富士瓦斯紡績株式會社
生金巾晒金巾	價格と斤量とは必ずしも平衡せず、且斤量稅は其課稅の基礎一定せざるため賣買取引上不便なるを以て面積稅とし、現行率の程度に稅率を定められたし	東京キヤリコ製織株式會社
捺染綿フランネル	内地に産するを以て重稅を課せられたし	日本製布株式會社
綿繻子及綿イタリアン	瓦斯燒綿糸の稅率とは二割の差を設け、本品は毎百斤三十三圓とせられたし	同
織物	生地のものと染、晒、糊張艷張等の整理したるものとの間に稅率の差等を大ならしむる樣改正せられたし	稻畑染工場
麻帆布	内地に産するを以て現行國定率の通り定められたし	帝國製麻株式會社
麻布	モスリン、旗布の如きは品質略一定せるを以て從量稅にても可なりと雖、羅紗は種類多數にして其價格は重量の輕重に比例せざるを以て可成從價稅とせられたし、又フランネルは綿の重量の多少に依り價格差異あるを以て一定の從量稅にては不可なり	同
毛織物	薄地のものは生地、晒、縞及染に區分し現行國定率を標準とせられたし、面積、斤量の何れを採らるゝも可なり	東京製絨株式會社
	低稅を望む	東京モスリン紡績株式會社 東京モスリン紡績株式會社 東京キヤラコ紡織株式會社
	同	同
ローラークロース	内地に産するを以て現行國定率の如く定められたし	日本フランネル株式會社
クリアラークロース	純毛のものと混綿のものとに區別し、後者は内地に産するものを以て課稅とせられたし	東京製絨株式會社
純毛及混綿フランネル	内地に産するを以て現行國定率の如く定められたし	日本フランネル株式會社
ブランケツト	同	同
同	染色したるものと否とに區別し、一打に付染めたるもの七圓、染めざるもの四圓五十錢とせられたし	東京帽子株式會社
旅氈	從價五割以上とせられたし、又從量稅とすれば羊毛製と其他とを區別せられたし	株式合資濱谷帽子會社
フエルト帽體	第十類　衣類及同附屬品	
同	羊毛製のものは内産にて充分需要を充し得るを以て、兎毛製羊毛製を別たず一打九圓とせられたし	東京帽子株式會社
フエルト帽子	既製品七割半製品六割以上とせられたし	株式合資濱谷帽子會社
同	内地に於て製出せらるゝを以て現行國定稅率の通り定められたし	東京小間物化粧品卸商同業組合
身邊裝飾用綱貨類	現行國定率にて可なり	服部金太郎
同	第十一類　製紙用パルプ紙紙製品書籍及繪畫	
パルプ	無稅たらんことを望むも、政府に於て關稅收入の必要あらば現行率に据置かれたし	日本製紙聯合會 富士製紙株式會社 東京板紙株式會社 王子製紙株式會社
紙類	印刷料紙は揩木原料を用ゐたるものと否と及卷取のものと否とに區別し、稅率は毎百斤一圓五十六錢と一圓九十五錢とす、又國定稅率となさば年々新聞業者の運動により變化する	

	ことあるべきを以て、寧ろ協定條約に若干年束縛するを可とす	
	其他の紙類は現行國定率を概して穩當と認む	同
紙類	印刷料紙は巻取のものと否とを區分するの必要なし、模造鳥子紙は印刷料紙に分類せられたし、又ロール紙は本邦産半紙の競爭品なるを以て高率を望む 急激に稅率を增加するは商業上に影響するを以て之を避けられたし	東京用紙商同業組合
	第十二類　礦物及礦物製品	
金剛砂砥石	內地に產し然かも研磨機械の部分品なるを以て機械と同率に引上られたし 現行率は過重に失し却て國庫收入に些益なくして徒に密輸入を誘致するの慮あるを以て、工を加へざるもの從價五分、其他從價一割とせられたし	日本金剛砥株式會社
貴琥珀（工を加へざるもの）	我國に產せざるを以て無稅とせられたし	服部金太郎
燐礦石	無稅とせられたし	日本ペイント製造株式會社
黑鉛（鉛筆眞に用ゆるもの）	內地に產するを以て高率を望む 內產は不良なるを以て低稅とせられたし	人造肥料聯合會
耐火粘土	硝子熔解窯の築造に用ゆるものにして、內地產は高熱度に堪ゆるものなきを以て免稅を望む	繪具染料工業藥品問屋組合 日本鉛筆製造株式會社
白砂	硝子製造の主要原料なるを以て無稅を望む	旭硝子株式會社
苦灰石	鑄鋼業に於て古鐵屑利用に欠くべからざるものなるを以て無稅とせられたし	同
耐火煉瓦	第十三類　陶磁器玻璃及玻璃製品	住友總本店
	硝子熔解窯の築造に用ゆるものにして、內地產は高熱度に堪ゆるものなきを以て免稅を望む	旭硝子株式會社
	同	大阪府硝子製造同業組合
	同	同
玻璃板	產業奬勵の爲め稅率引上を望む	旭硝子株式會社
	內地に產するを以て稅率引上を望む	同
	急激なる增率は避けられたし	東京硝子商組合

玻璃塊、棒、管其他の玻璃製品	總て從價稅五割に改定せられたし	大阪府硝子製造同業組合
光學用玻璃（磨かざるもの）	現行率の通り定められたし	藤井レンズ製造所
玻璃礦石及金屬製のレンズ各種凸凹反射鏡光學器械用平面硝子	近年光學器械の設計の發達は分業制度に傾かしめ、各種プリズム、望遠鏡、顯微鏡等の注文に應じ如何なる形狀にても製造し單獨に販賣せるを以て、使用者は之等を輳合して光學器械を組出づるを得、且設計進歩の結果其用途により區別し難きを以て、一括して從價五割とせられたし	同
眼鏡	金製又は白金製のもの從價五割、其他は從價を標準とし從量稅に改められたし	服部金太郎
假製貴石及眞珠	內地に於て產出せらるるを以て現行率の通り定められたし	東京小間物化粧品卸商同業組合
同	現行國定率にて可なり	服部金太郎
	第十四類　鐵及金屬	
鐵及鋼塊	造船鐵工其他の製作工業の原料として必要なるものなるを以て無稅とせられたし	三菱造船所
同	內地に產するを以て從價三割以上に引上を望む	釜石鑛山田中製鐵所
鐵及鋼材	製鐵所が帝國內の需用に對し充分供給をなし得るまでに完備するは前途頗る遠しと信ずるが故に、現行協定稅率の程度に止められんことを望む、殊にテイ形アングル形等の材料の如きは大に輕減せられんことを望む	三菱造船所
同	製鐵所は單價用材及軌條を製し、一般の工事材料を製せざるを以て、現在は勿論近き將來に於ても本邦製品を以て需用に應ずべきは望むべからず、而して船舶及機關の製造並に修繕は常に上海香港等と競爭中にあるを以て、從價一割の程度に稅率を定められたし	東京石川島造船所
同	現行率を最少限度とせられたし	横濱船渠株式會社
同（條、竿、板、テイ形アングル形等）	諸般の工業上必要品にして船舶の修繕に對しては上海香港等の同業者と競爭の位置にあるを以て從價五分とせられたし	釜石礦山田中製鐵所
鐵及鋼材	內地產額少なく未だ保護するの程度まで進歩せざるを以て稅率輕減を望む	三菱造船所
ワイヤロッド	內地に產せざるを以て繰素の原料に供するものは無稅とせられたし	大阪鐵工所
同	製鐵所にて製造するを以て高率とせられたし	東京製鋼株式會社 安田商事合名會社 深川製釘所

鐵板	內地石油事業を保護するの方針に改正せらるる以上は本品にも保護稅率を課せられたし	日本石油株式會社	三二六
鐵、鋼板	從價七分五厘とせられたし	三菱造船所	
鐵葉	同	同	
同	工業上の必要品なるを以て從價一割二分とせられたし	東京瓦斯株式會社	
同	內地石油事業を保護するの方針に改正せらるる以上は本品にも保護稅率を課せられたし	日本石油株式會社	
鐵線	從價七分五厘とせられたし	三菱造船所	
鐵線索	ワイヤ、ロッドを無稅とせらるるに於ては線索の稅率を高められたし	東京製鋼株式會社	
同	內地石油事業を保護するの方針に改正せらるる以上は本品にも保護稅率を課せられたし	日本石油株式會社	
鐵管	同	同	
同	從價七分五厘とせられたし	三菱造船所	
同	鑄鐵管は內地に產するも工業に欠くべからざる材料なるを以て、從價一割乃至一割五分に止むるを可とす	東京瓦斯株式會社	
銅管	鍊鐵管は內地に產せざるを以て從價一割とせられたし	大倉組	
銅及眞鍮製材料品	鑄鐵製、鍛着製、引拔製に區別し從價三割又は四割とせられたし	住友吉左衞門	
同	每百斤十五圓に增加せられたし	橫濱船渠株式會社	
銅及黃銅の棒、板及管	船舶用材料は從價一割の程度に定められたし	東京石川島造船所	
同	五分乃至一割とせられたし	大阪鐵工所	
水銀	內地產額は需用を充すに足らざるを以て稅率輕減を望む	日本ペイント製造株式會社	
同	內地に產せざるを以て無稅とせられたし	繪具染料工業藥品問屋組合	
眞鍮管	內地に產するもの工業材料に不足なるを以て無稅とせられたし	東京瓦斯株式會社	
同	內地に產せざるを以て從價一割とせられたし	住友吉左衞門	
鉛塊及錠	每百斤十一圓五十錢に增加せられたし	日本ペイント製造株式會社	
同	內產は燈料原料に適せざるを以て無稅とせられたし	日本石油株式會社	
	內產は品質良好ならずして鉛管の製作に不適當なるを以て現行率以上ならざらんことを望む		

錫箔	む	東京瓦斯株式會社	三二七
亞鉛塊錠及故	內地に產するを以て高率を望む	繪具染料工業藥品問屋組合	
	我國にては精煉せざるを以て無稅とせられたし	日本ペイント製造株式會社	
	第十五類　金屬製品		
鐵釘	內地に產するを以て現行國定率の程度に定められたし	安田商事合名會社	
釘及螺旋釘	從價一割とせられたし	三菱造船所	
電線ケーブル類	從價四割とせられたし	住友吉左衞門	
懷中時計用鏈	金製及白金製のものは從價五割、其他は從價四割を標準とし、從量稅に改められたし	服部金太郎	
ストーブ及料理器類	上等品は外國の供給を仰がざるべからざるの狀況なるを以て現行率の程度に据置かれたし	東京瓦斯株式會社	
キャブシュールクラウンコルク	內地に產せざるを以て低率を望む	大日本麥酒株式會社	
	同	同	
	第十六類　時計學術器械砲車輪船舶及機械類		
懷中時計及機械	現行國定の從價率を超へざる範圍內に於て評價の煩瑣を避んがため從量稅に改め、側及機械は各別に課稅せられたし	服部金太郎	
懷中時計部分品	發條、鏡發條、文字板及石は近き將來に於て內地にて製造の見込なきにより從價一割より換算したる從量稅とせられたし	同	
置時計及掛時計	內地に於ける製造業充分發達せるを以て從價三割より換算したる從量稅とせられたし	同	
置時計及掛時計部分品	鏡發條は內地に於て製造の見込なきを以て從價一割、其他は從價三割より換算したる從量稅とせられたし	同	
航海用鍼盤及時計	內地製品奬勵の爲め從價二割とせられたし	同	
雙眼鏡	普通双眼鏡と「プリズム」双眼鏡とに分ち、從價四割の標準を以て從量稅とせられたし	藤井レンズ製造所	
同	「プリズム」鏡の裝置あるものと其他とに分ち從價二割の標準を以て從量稅とせられたし	服部金太郎	
望遠鏡	現行定率にて可なり	同	
同	「プリズム」雙眼鏡と望遠鏡とを區別せられたし	藤井レンズ製造所	

權衡及尺度	現行國定率にて可なり	服部金太郎	三二八
寒暖計及晴雨計	同	同	
水量計及瓦斯計壓力計及其他類似の計量器	同	同	
瓦斯計理學器化學器醫療器製圖器測量器其他の學術器	未だ內地品に於て所要に應ずる能はざるを以て從價二割を最高限とせられたし	東京瓦斯株式會社	
樂器	現行國定率にて可なり	服部金太郎	
オルガン及ピアノリード、ピアノワイヤー、ピン	既成品と未成品とに別ち稅率を定められたし	西川虎吉	
機關車	內地製にて充分なるを以て現行稅率若は從價五割に引上て差支なし	日本樂器製造株式會社	
汽船帆船舟艇	內地にて製造するは經濟上不可能なるを以て輕稅を望む	東京石川島造船所	
汽船	從價三割以上に高められたし	同	
瓦斯ホルダー材料	造船業の保護は關稅に求めずして造船奬勵法を以てするを以て從價一割とせられたし	三菱造船所	
汽機	機械部分品として課稅することに改められたし	東京瓦斯株式會社	
同	從價三割以上に定められたし	東京石川島造船所	
汽鑵	從價二割とせられたし	三菱造船所	
同	同	同	
瓦斯機關	從價三割以上に高められたし	東京石川島造船所	
船用及陸上用諸器械器具	內地に於ては未だ需用に應ずる設備不充分なるを以て、工業發展の基礎たるべき本品に對しては從價一割とせられたし	東京瓦斯株式會社	
諸器械類	從價三割以上に高められたし	東京石川島造船所	
喞筒機	從價二割とせられたし	三菱造船所	
織物機械	從價三割以上に高められたし	東京石川島造船所	
紡績機械、織物機械及同附屬品	紡機、織機、仕上機は內地にて製造せざるを以て稅率を低減せられたし	東京瓦斯株式會社	
染色及整理機械	內地製造家に影響せざる限度に於て幾分の減稅を望む	富士瓦斯紡績株式會社	
	可成低稅を望む	日本製布株式會社	

コプラ	第十七類 雜品	橫濱魚油株式會社	三二九
コルク	石綿の原料なるを以て依然無稅とせられたし	大日本麥酒株式會社	
木材	樹皮を低率とせば栓は高率となるも可なり	東京石川島造船所	
同	五分に止めんことを望む	橫濱船渠株式會社	
同	輕稅を望む	三菱造船所	
同	內地に於ては代用品少量且高價なるを以て從價三分とせられたし	大阪鐵工所	
同	內產に比し外產は使用目的に適應し且價格廉なるを以て輕稅を望む	眞崎仁六	
シダー板	無稅又は現行從量稅の通りを望む	日本鉛筆製造株式會社	
同	低稅を望む	明治護謨製造所	
護謨製品	內產保護のため從價四割を標準とし各品種毎に從量稅を定められたし	日本護謨株式會社	
同	從價二割乃至三割とせられたし	東京瓦斯株式會社	
ランプ及部分品	內地にては未だ本品の製作工業發達せざるを以て從價二割とせられたし	東京電氣株式會社	
同	完成ランプと其原料と同率となすは不定理なるを以て從價二割とせられたし	同	
金口	同	同	
フイラメント	カーボンフイラメントのものと否とを燭光とワット數を併用し從價六割を標準として稅率を定められたし	同	
電球	內地に產するを以て高率を望む	田中瓦斯マントル製造所	
瓦斯マントル及切れ尻マントル(未燒マントル)	內地に多少產出あるも頭飾品の原料なるを以て現行率の通り定められたし	東京小間物化粧品卸商同業組合	
セリユロイド製品	內地に於て產出せらるるを以て現行率の通り定められたし	同	
造花	同	同	
化粧具	同	日本製粉株式會社	
匣	一種の加工品なるを以て從價二割とせられたし	人造肥料聯合會	
鼈	從價五分とせられたし	同	
大豆粕、油粕、魚肥	從價一割とせられたし		
過燐酸石灰重過燐酸石灰			

織物仕上用糊	内地に產せざるを以て低稅を望む	東京モスリン紡績株式會社 東京キヤリコ製織株式會社
	現行關稅は從價稅率のもの多きため輸入者に仕入書の價格を減殺し、納稅額を少くせしむるの機會を與へ、虛僞の申告によりて通關するもの多數ありて、啻に帝國の商業關係に害を與ふるのみならず、關稅收入に大なる損失を來すの恐あるを以て、關稅改正は出來得べき丈け從量稅を採用せられんことを望む	神戸外人商業會議所
	意見書を提出したるも大部のものなるを以て玆に記載せざりしもの	長崎商業會議所
工業協會	橫濱商業會議所	
回答せるも意見なきもの		
函館船渠株式會社	東京硝子工場	
未回答のもの		
商業會議所聯合會	川崎造船所	浦賀船渠株式會社
大日本紡績聯合會	瀨戸陶磁工商同業組合	鐘淵紡績株式會社
日本皮革株式會社	日本製革株式會社	東京製藥株式會社
帝國製藥株式會社	村井カタン糸製造所	三田土護謨製造合資會社
東京築地活版製造所	日本牧牛株式會社	秀英舍
東京電燈株式會社	矢部電線合資會社	龜屋杉本鶴五郎
岩城岩太郎	新田長太郎	罐詰聯合會
洋酒問屋組合	京濱羅紗商聯合會	東京モスリン株式會社
後藤毛織株式會社	東京堅鐵製作所	寶田石油株式會社
日本寶藥株式會社	藥種貿易商組合	銅鐵商同業組合
日清染布株式會社	山崎染工場	東京硝子製造株式會社
東京蠟燭製造組合		
大阪毛斯倫紡織株式會社		
阿部製品所		
日本アスベスト株式會社		
帝國製帽株式會社		
森村組		
食料品罐詰組合		
東京毛織物株式會社		
松本樂器合資會社		
日本染絨株式會社		
東京硝子株式會社		

東京製壜合資會社　　愛知時計組合

右に依りて民間の要望は大體之を想察するを得べしと雖、此の外に商工界の有力團體にして意見書を發表し、改正私案を公表せしもの少からず。今其の代表的なるものとして全國商業會議所聯合會の意見書を左に揭載すべし（本意見書は前揭「要領」の調査に間に合はざりしものなり）。

全國商業會議所聯合會は自ら關稅調査委員會を組織し、明治四十一年五月二十一日より二十六日まで京都に於て主査委員會を開き、尋いで六月八日より十日まで東京に於て全委員會を開き、審議討究の結果左の如き調査要綱を決定したり。

關稅調査要綱

第一　目的範圍

一現行關稅法の改正

イ　規定條項の改正

ロ　稅表に揭げたる品種分合上の改正

ハ　同稅率の改正

二特種の國際的關係を有する國土に對して採るべき關稅策の立案

イ　特種物品に對し相互的特定稅率を協定するの必要ありとする場合に於ては其の物品の選定及其の稅率

ロ　韓國及租借地に對して適用すべき關稅策

三奬勵制度の改正又は新規制定

イ　輸出奬勵金

ロ　戻　稅

ハ　運賃補給
ニ　爲替資金貸付
ホ　杭海竝に造船奬勵金
ヘ　其の他の保護奬勵方策

第二　主義方針

本調査は左の主義方針に則り我が國情に適應する法規の制定に資せんとす。

一　內地產業の發達と關稅收入の增加との相互關係を十分に考量し、中和適正なる關稅定率法の制定を期すること

二　貨物の種類性質により從價稅と從量稅とを適宜に應用して國際貿易の增進に資し、產業の發達に利すること

三　各品種に對する稅率をして輕重宜しきを得せしむると同時に、各品種間に於て彼此權衡を失することからしめ、以て關稅定率法の全體をして最も國情に適應するものたらしむること

第三　豫備調查（以下省略）

右調查要綱に基づき、例へば大阪商業會議所に於ては各種の調查を爲し、前記要項の第一目的範圍の一、現行關稅法の改正中の稅率の改正を要すべきものに關しては、左の如く稅率改正概要を定め、此の概要に則り、品目を類別し、且つ調查要項第二の主義方針の各項を參酌して、各品に對する稅率を左の如く擬定したり。

稅率改正概要

一、課稅方針

イ　保護稅率を課すべきもの

甲　高率を課すべきもの
乙　低率を課すべきもの
丙　課稅を免除すべきもの

ロ　特別稅率を課すべきもの

甲　高率を課すべきもの
乙　低率を課すべきもの
丙　課稅を免除すべきもの

ハ　普通稅率を課すべきもの

二、概定稅率

イ　從價一割五分未滿を保護又は特別の低率とす
ロ　從價一割五分乃至二割五分を普通稅率とす
ハ　從價三割以上を保護又は特別の高率とす

三、品種類別

イ　保護政策を必要とする物品

甲　科學工業の製品にして我國に於て現に製造し若くは將來製造し得べき見込ある物、又は本邦特產品にして外品の輸入を防遏するの必要ある物

例へば茶、穀粉、澱粉類、革、皮革製品、調劑藥、燈油、塗料、毛絲、縫糸、紡績絹繊糸、模造日本紙、模造羊皮紙、板紙、紙製品、線索、鐵及鋼の電鍍線、銅、鉛、錫、ニッケル、アルミニューム、眞鍮及黃銅の各製品、釘類、建築材料、橋梁材料、機械類、玻璃製品、陶磁器、護謨製品、セリユロイド製品及石鹼等にして卽ち保護の高率を課すべきもの

乙　農產品又は科學工業の粗製品にして一般的工業の原料品若くは工業用の物品

例へば種子類、獸牙、獸角、苛性曹達、炭酸曹達、高度の溶解性パラフヒンワックス、鐵及鋼の塊及板、鉛、錫、亞鉛、ニッケル及アルミニュームの塊及錠、石炭、コルク、造船及建築用木材、樑皮用樹皮及飼料等にして、即ち保護の低率を課すべきもの

丙　農產品又は工產品にして特種工業の原料品若は工業用の物品

例へば獸皮、豚毛、羊毛、駱駝毛、貝殼、黃燐、赤燐、格魯兒酸剝篤亞斯、粗製硫化安母紐謨、低度の溶解性パラフヒンワックス、棉花、麻及其の他の植物纖維、生皮革、獸毛糸、屑糸、金屬鑛、燐礦石、パルプ、生護謨及包莚等にして即ち課稅を免除すべきもの

ロ　特種の關係を有し普通關稅制度を適用すべからざる物品

甲　奢侈品、裝飾品、衣服類、非常食用飲食物、政府の專賣品、又は特種の內國稅を賦課せる物品

例へば珈琲、香味等砂糖、糖果類、酒類、酒精毛皮、珊瑚、眞珠、麝香、香料、酒精劑、脂粉、薰香類、衣服同附屬品、骨牌、貴石、貴金屬製品、時計、樂器、眼鏡類及製造煙草等にして、即ち特別の高率を課すべきもの

乙　農產品若は低度の加工品にして常食用飲食物其の他の必需品

例へば馬、精米、其の他の穀類等にして、即ち特別の低率を課すべきもの

丙　教育上、學術上及生活上國民の必需品又は普通商品と看做さざる特種の關係を有する物品

例へば玄米、麥、書籍、新聞、雜誌、設計圖、地圖、學術圖、有價證券、內外貨幣、白金の塊及錠、金銀地金等にして即ち課稅を免除すべきもの

ハ　普通關稅制度を適用すべき物、即ち農產品又は工產品等にして醫療用品、學術用品、工業原料、工業用品及其の他保護又は特別の政策を必要とせざる物品

例へば、牛、豚、羊、家禽類、藥品類、原油、礦物性揮發油、重油、染料、綿織糸、麻織糸、野蠶糸、帽體、印刷用紙、筆記用紙、鐵及鋼の條、竿、筒、管及軌條、葉鐵、葉鋼、亞鉛板、學術器、麥芽及肥料等にして即ち普通稅率を課すべきもの

又全國商業會議所聯合會は前記調查要綱に基き、精查を重ねたる結果、明治四十二年九月左の如く

關稅改正に關する大體意見を發表したり。

關稅改正に關する大體意見

我が國と他の締盟各國間に於ける現行通商條約は明治四十四年を以て滿期となるが故に、我が國に於ては之れが改訂を爲すの準備として明治四十三年を以て各締盟國に對し滿期終了の通告を發すると同時に、次で締結せらるべき條約に關し充分なる研究を遂げ、以て適當なる改正條約の成立を見るに努むべきは吾人國民の今日に處する最大急務なりとす。而して現行通商條約上より之を見るに、吾人の改正を希望する點一二にして止まらず。或は形式上に於て、或は實質上に於て國家の體面を損し、對等の權利を傷つくるものの如き、此際之れが改訂を爲すの最も至當なるを認む。殊に吾人は現行通商條約に於て英、佛、獨の三國と關稅に關し偏務的協定を爲し、爲めに稅權の拘束を受け、爲めに通商上の利益を阻害しつつあるに對しては、徹頭徹尾之れが撤廢を期し、以て國家の體面を維持し、以て產業の發達を期圖せんことを切望に堪へざるなり。夫れ然り、稅權の回復は多年吾人の希望する所にして、今回條約改正の主眼亦玆に在るべきを信ずと雖も、然かも吾人は此回復せられんとする稅權を利用して、多年屈服せる關稅策に加へ、或は直に突飛なる國定主義を唱道して對外的關係を無視し、或は單に內地產業にのみ重きを置きて保護政策に熱中する等、通商上の狀態に激變を與ふるが如きは此際吾人の最も贊同する能はざる所なり。吾人は實に稅權の回復せざる可からざるを確信す。然れども亦稅權濫用の弊に陷るなきを期せんことを欲す。加之、之を關稅協定の現狀より觀察するに、我に於て最も不利とするものは卽ち對手國に於て有利とするものにして、利害相反すること實に明瞭にして一點疑を挾むの餘地なし。故に吾人の主張せる現行協定稅則の撤廢に伴ふ稅權回復の希望は、或は對手國に於て容易に之れに對し同意を表する能はざるものある可し。是れ大に吾人の考慮を費すべき所なり。然れども吾人は我が國に於て執らんとする關稅々則にして中和適正ならんか、是等諸對手國に於ても必ず我が國の希望を容れて現行協定稅則の撤廢を爲すに吝ならざるを信ずるものなり。而して稅權にして幸に回復せらるゝに至らば、我が國に於ては今後果して如何なる關稅方針を確立すべきか、是れ次で來るべき問題なりとす。吾人は前

に述べたる如く飽迄稅權の回復を期待するものなりと雖も、亦絕對的自主の稅權を把持し以て極端なる國定稅則を實行せんとするものにあらざるなり。卽ち國定稅則の實行と同時に彼我兩條約國の產業狀態に鑑み、偏務的協定稅則に代ふるに双務的協定稅則を以てし、有無相通じ長短相助くる通商貿易の本義に基づき、各締盟國相互の利益を重んずるの方針に據らんことを希望するものなり。斯の如くにして始めて國際貿易の增進を促し、內地產業の發達を期し、以て稅權回復の實を擧ぐるを得べし。是れ實に吾人が通商條約の滿期終了に際し現行協定稅則の撤廢せられんことを切望する所以なり。

前述の如く吾人は現行協定稅則の撤廢と同時に、双務的協定稅則の締結を必要とするものなるが故に、苟くも其局に當るものは豫め能く內外產業の狀態を精査し、一般經濟の關係を考量し、以て彼我貿易上の便宜に資し、双務協定の實益を發揮するに努めざる可からず。是れ實に國定稅則の偏狹を矯め關稅競爭の危險を豫防するに最も必要の方法たるを以てなり。玆に於てか吾人は一面對外的事情に鑑み、一面內地產業の狀態を察し、將に來らんとする通商條約の滿期時期に於て、獨り協定稅則の撤廢改正を行ふのみならず、廣く輸入各品種間に於ける稅率の高低を察し、一般關稅稅則の改正を行ひ、內地產業の發達を期圖すると同時に、國際貿易の增進を促し、以て經濟社會の發展を助長するは、最も機宜に適したるの處置たるを信じ、左に關稅定率法改正意見及び關稅定率法附屬輸入稅表改正に關する意見、關稅關係法規に關する意見の主義方針を發表し、以て識者の注意を喚起せんとす。

第一　關稅定率法改正に關する意見

現行關稅定率法中改正を要する條項に付、其理由を列記すれば左の如し。

一、現行法第三條を削除し、新に第九條を設け、勅令を以て韓國又は關東州に對する特別法を定むる事。

現行法第三條は『協定稅率ノ適用ヲ受ケサル地域ノ生產品ニ對シ必要アルトキハ勅令ヲ以テ地域及ヒ物品ヲ指定シ協定稅率ヲ下ラサル範圍內ニ於テ稅率ヲ定ムルコトヲ得』と云ふの規定にして、現在我が國に對し最惠國條款を有せざる淸韓兩國よりする輸入品に對し、最惠國條款又は協定稅率を有するものと同一の便益を得せしめんとするの條項にして、頗る當を得たるものの如しと雖も、實際に於て之を見るに現行協定稅則は多くは旣製品若くは精巧品に關するものにして、淸韓兩國よりする輸出品の如き、殆んど之を適用するの餘地なきに近し。故に漫然斯の如き空文を存せんよりは、斷然本條を削除すると同時に、新に改正案第九條を設け、韓國又は關東州に對しては勅令を以て特別の制度を設け、以て東洋貿易の發達を計らんと欲す。

二、現行法第四條の規定は一般に報復條項と稱せらるゝものにして、一國の船舶及び物品が他國より不利益の取扱を受くる場合あるに當り、之に對して規定の如き報復手段を採るべきことを明示し、多少威嚇的意義を含ましむると共に、萬一報復の必要を生じたる際之が爲めに議會の協贊を經るの手續を省き、敏速に之を行ふを得んとするの條項なるも、之れ實際上稀有の事にして、最惠國條款と通商上對當の自由ある以上は、道理上斯かる不信背德の所業あるべき筈なし。故に本條の如きは事實上實行せらるべき場合を想像する能はざるのみならず、萬一之を實行して却て關稅競爭を挑發するが如きことあらば、國家の不利益實に知る可からざるものあらん。之れ第四條を削除せんとする所以なり。又第五條は外國に於て輸出奬勵金を受くる物品に對し、內地に於て特別附加稅を課し、以て內地產業を保護せんとするものなるも、一國政府が其國の產業に對し奬勵金を下附するの例は、今や全く其痕を絕つに至り、將來亦之れなかるべきに依り、本條も今日之を存置するの必要なきを以て削除するを至當なりと認む。

三、現行法第二條を第三條とし、新に第二條を設くること。

現行關稅定率法は第二條に於て從價稅に代ふるに從量稅を以てする場合を規定したるも、吾人は今後の改正に於て從量稅を本則とし、從價從量併用主義に據らんことを希望するが故に、新に第二條を設け從量稅に代ふるに從價稅を以てする場合を規定したり。之れ法文の體裁上必要と認めたるに依る。

四、以上の外現行法第六條の但書を修正して、紛議の場合に於ては鑑定に據らしむることと爲し、又第七條第十二項及び第十五項に於ては文字上に多少の修正を爲し、第八條に第六項を追加し、第九條第二項の肥料

を物品と修正したり。

第二　關稅定率法附屬輸入稅表改正に關する意見

關稅定率法附屬輸入稅表改正に關しては前に述べたる如く明治四十四年現行通商條約滿期改訂の際に於て現行協定稅則の撤廢と同時に彼此稅率の權衡を維持し以て課稅の公平を保つの必要上之れを改正するの止む可からざるを認めたり。而して其改正に關する大體の主義方針は卽ち左の如し。

一、國定稅則を主義として各品種の稅率を定めたること。

前に述べたる如く吾人は絕對に單一國定稅則を主張するものにあらざるも今日の場合最も稅權回復に重きを置くの至當なるを信じ且つ實際の事情に鑑み稅則協定の困難なるを察し卽ち國定稅則を本義として稅表改正の意見を定めたり。故に稅率に關する吾人の希望は協定を爲すと否とに關せず殆ど何等變更を爲すの要なし。萬一政府當局にして特に條約上協定の必要を生ずる場合に於ては能く從來の協定に鑑み其品種の多きに失せざる樣大に注意せられんことを希望す。

二、內地產業の發達と關稅收入の增加との相互關係を考量し中和適正なる方針を執りたること。

本項は關稅改正上大に注意を要する點にして卽ち關稅收入と產業の發達との關係如何を考量して以て關稅定率を決定せんとするに在り。現時我が國の經濟狀態より觀察するに一面國家財政の關係上關稅收入の增加を期するの必要あると同時に一面內地產業にして大に保護奬勵を必要とするものありと雖も亦退て深く我が國工產業の狀態を査察すれば尙ほ歐米先進國に及ばざるもの少なからずして機械其他の製品にして外國輸入に待たざる可からざるもの甚だ多きを以て此際漫然として國庫收入主義に傾くか又は直接產業保護主義に偏するが如きは國家永遠の發達を期する上よりして最も愼まざる可からざる所なり。故に吾人は國家經濟の消長上より見て能く偏輕偏重の弊を避け中和適正を計り以て各般の利害をして甚だしく相隔絕するなからしめ外は國際貿易の增進に資し內は產業の發達を期せんとするものなり。而して吾人の各品種に對し執りたる方針の大要左の如し。

（イ）食料用粗生品に對しては概して低率を課すること

（ロ）農鑛產物等にして工業用原料品たるべきものに對しては課稅を免除し又は低率を課すること

（ハ）未製品半製品其他類似の物品にして製造用原料品たるべきものに對しては概して低率を課すること

（ニ）全製品に對しては稍や高率を課すること

（ホ）奢侈品裝飾品等の生活上必需品にあらざるものに對しては高率を課すること

（ヘ）農工業用の生產上最も必要なる機械其他の物品にして全製品にあらざるものは可成低率を課すること

（ト）教育學術其他社會公共の利益に直接關係を有する物品に對しては課稅を免除すること

（チ）一般粗生品未製品半製品全製品に對しては各品種の別加工の程度に應じ稅率に相當の等差を設くること

（リ）政府專賣品又は內國稅の關係上特に高率を課せざるを得ざる物品に對しては內國稅との權衡を保持せしむる程度に於て課稅すること

三、物品の種類性質に依り從量稅と從價稅を適宜に應用して通商貿易上の便益を計り稅關事務の敏活を促すこと。

從來我が國の關稅定率法は概して從價稅に據り之れに交ゆるに從量稅を以てしたるものなるも吾人は內外の情勢に鑑み從量稅を主義として從價稅を交ゆるの便利なるを認めたり。元來從價稅は價格を標準とするものなるが故に大小高下に隨應して伸縮自在なる課稅を爲すを得るの便宜あるも往々不實の價格を申告し以て課稅の逋稅を企つるものあり。爲めに比較的公平なるべき課稅法にして却つて甚だしき不公平を生ずる場合あり。之れに反し從量稅は物品の實體を標準とするものなるが故に之れが單位の分別等差其宜しきを得ば數量の增減に適應して最も確實に所定の課稅額を徵收し得

るの便利あり。殊に稅關事務の敏活正確を期せしむる上よりして、吾人は徵稅上の簡易法として從量稅主義を採用し、尙ほ特種物品にして從量稅の適用を不便とするものに對しては從價稅を適用し、兩々相俟ちて以て賦課の均衡を得るに努めたり。

四、各課稅品種間に於ける稅率の權衡を得るに努めたること。

吾人は前述の如く各方面の事情を考査參酌し、以て改正稅表の成案を作り、尙ほ各品目の稅率を對照通觀して彼此甲乙の間自から整然たる理義の存在せんことを期したり。

吾人は以上の主義方針に據り改正案を編成したるものなれば、之れを國庫收入上より見、之れを產業保護上より見、之れを國際貿易上より見るも、能く中和適正を得たるものなるを信ずると同時に、生產消費の兩方面に對し又能く其利益を保護し、其均衡を維持したるものなるを信ずるものなり。

第三　關稅關係法規に關する意見

一、法律實施時期に關する意見

關稅定率法關係法規中現行法の缺點を補ふ爲めに必要なりと認むるは、定率法又は其改正を施行する時期に就て伸縮宜しきを制するを得る規定を設け、以て見越輸入の弊害を防遏すること是れなり。見越輸入の弊害に就ては玆に之を喋々するを要せず、或は正貨に不規律なる流出を惹起し、賣崩の爲めに物價に意外の下落を招き、國庫に豫定の收入を收むる能はざらしむる等は、弊害の重なるものにして、從來幾多關稅率改正の場合に於て實驗したる所なり。而して從來斯く見越輸入を誘致したる所以は、改正に關する法律を制定公布したる後六箇月を經過して之を實施したるが爲めにして、又六箇月の猶豫を置きたるは日獨、日墺條約の規定に束縛せられたるが爲めに外ならず。思ふに今回の條約改正に於ては、斯かる國定稅則施行期に關する束縛の如きは必ず撤去せらるる可し。否撤去せられざる可からざるものなるを以て、其撤去の曉には更に我國に於て歐洲大陸諸國に行はるゝ假執行法の實例に倣ひ關稅增率に關する法律案を議會に提出すると同時に、假に直に之を執行し、萬一法律案成立せざりしか、或は法律案に規定する所と異なれる稅率成立せんには、爰に假執行法の下に徵收したる稅金を返戻又は追徵し、以て見越輸入に伴ふ弊害を根絕せしむるに至らんことを希望せざるを得ず。

此種の規定は關稅定率法の附則に揭ぐるも、或は增率案提出の度毎に規定するも可なり。執れにしても見越輸入防遏の一方法として實施せられんことを望む。

二、戻稅制度に關する意見

現時吾邦に於ける戻稅制度を見るに、或は關稅定率法に據るものあり、或は勅令に基づくものあり、其方法樣式必らずしも一定せずと雖も、其目的に至りては孰れも同一にして、

一、消費稅を賦課せらるゝ內國貨物の輸出に當りて之れに戻稅を交付し、以て內國產物の輸出奬勵に資し、

二、輸入稅を賦課せられたる外國貨物の再輸出に當りて之れが輸入稅の拂戻を爲し、以て仲介貿易の增進を計り、

三、輸入稅を賦課せられたる輸入原料品又は半製品を以て製造したる物品の輸出に當りて、之れが輸入稅の拂戻を爲し、以て加工輸出の發達を助け、

四、輸入稅を賦課せられたる原料品を用ゐ國內に於て消費する特定の物品を製造したる場合に當り、之れが輸入稅拂戻を爲し以て特種產業の保護を爲す

等に外ならざるなり。而して是等の事項は皆外國貿易の增進を計り、內國產業の發達を期するに最も必要缺く可からざるものなるが故に、苟くも戻稅制度を設くるに於ては必らず之が實行の如何に注意せざる可からず。然るに現行各戻稅に關する制度は、主義とする處以上の如くなるに拘はらず、其方法に於て宜しきを失し、概して實額戻稅法を執りたるが爲めに、手續煩雜に過ぎ實際上何等の效果なくして、往々空文視せらるゝものあるに至る。是れ蓋し實額戻稅法の實行し難き所以にして、吾人は玆に於て施行の最も簡易にして效果の最も顯著なる定額戻稅法の併用せられんことを希望して止まざるなり。願くば政府當局に於て此際深く戻稅制度施行の實狀を精査し、以て現行法の不備を改め、以て戻稅の目的を達するに努められんことを。

第二款　關稅定率法の制定

前項に述べし如き經緯を經て、關稅定率法及附屬稅表の改正案成りしを以て、明治四十二年十二月二十日大藏大臣は之を閣議に提出して、其の決定を求めたり。閣議提出に當り大藏大臣の說明したる改正理由書次の如し。

關稅定率法改正法律案理由

帝國ノ關稅定率法ハ制定後數次ノ改正ヲ加ヘラレタルモ、尙ホ產業貿易ノ近況ニ適セザル點少ナシトセズ。且同法ハ當初協定稅率トノ權衡上ヲモ考量斟酌シ制定シタルモノナレバ、條約ノ改正ト同時ニ之ヲ改正スルヲ要スルヲ以テ當省ニ於テハ數年前ヨリ之ガ調査ヲ開始シ、爾來對外貿易ノ趨勢、內外商工業ノ狀態等ニ鑑ミ輸入各物品ノ稅率ニ就キ精査考究シ以テ輸入稅表案ヲ編成シタリ。而シテ該稅表案ハ之ヲ條約改正準備委員會ニ附議シ、同委員會ノ審査決議ヲ經タルヲ以テ、玆ニ關稅定率法條文ノ改正ト共ニ、別紙法律案ヲ具シ閣議ニ提出ス。

明治四十二年十二月二十日

大藏大臣

閣議に於ては尙ほ稅率に多少の修正を施したる上、之を決定したるを以て、改正法律案は玆に第二十六回帝國議會の協贊を求むることとなり、明治四十三年一月二十二日先づ衆議院に提出せられたり。同院は審査の結果、該法案中第三條を削除し、第四條・第五條・第六條を順次繰上げ、新に第六條を加へ、第七條中に『及私立ノ專門學校』を加へ、又輸入稅表中三十二稅目に對する稅率に多少の變更を施し、之を貴族院に送付せり。貴族院は衆議院の修正案中、穀類・染料・クロール酸加里及芳香性揮發油の十稅目に對して政府案を復活し、更に兩院協議會に於ては右稅目中クロール酸加里及芳香性揮發油の二稅目に關しては政府案を、其の他に關しては衆議院案を可決し、右協議會成案は三月十九日衆議院、同二十二日貴族院の各本會議に於て可決せられ、玆に關稅定率法改正案は少許の修正を經たるのみにて、大體政府案通り確定せり。今舊法に對して本法の改正要點を列擧すれば大要左の如し。

第一　關稅定率法改正の要點

一　課稅價格算定標準の變更

從價稅を賦課せらるべき貨物の價格評定標準に關して、舊定率法第六條は生產地若は仕入地に於ける原價に荷造費、運送費、保險料其の他輸入港に到著する迄の諸費を加へて算定すべきことを定めたるも、此の方法は餘りに原價に重きを置くが爲、價格評定は不公平に流れ虛僞の申告等不正行爲を招くの弊あるを以て、改正定率法第二條は輸入港に到著したる時の價格により課稅することと改む。

二　從價稅を從量稅に變更するの權を勅令に讓る規定の削除

舊定率法第二條及政府改正案第三條には『從價稅ニ代フルニ從量稅ヲ以テスルヲ便宜トスル物品ニ付テハ六月以上ノ平均價格ニ依リ換算シ勅令ヲ以テ之ヲ定ムルコトヲ得』と規定せるも、議會に於ては右規定を前項ノ從量稅率ハ物品ヲ細別シ又ハ風袋込ヲ以テ之ヲ定ムルコトヲ得』と規定せるも、議會に於ては右規定を以て或程度迄國定稅率變更の自由を政府に與ふる結果を生ずべしと認め之を削除せり。尤も本規定の削除は狹隘なる範圍に於て從價稅率を採用せる改正定率法にありては多大の不便を生ずることなし。

三　報復條項の改正

改正法第四條は舊法第四條と同じく、他國が帝國の船舶又は生產品に對して不利益なる待遇をなす場合に、之に應ずる報復の規定を設けたるも、舊法に定むる報復稅率は或場合には輕きに失し、報復の目的を達し得ざることあるべきを以て、課稅物品の價格と同額以下の關稅を普通關稅以外に賦課し得ることとなせり。

四　米及籾の輸入稅を低減し得べき規定の新設

政府提出の改正案に於ては農工間の權衡を維持せむが爲め穀類の輸入稅は現行率を据置きしも衆議院は農業保護の爲之を引上げ米及籾の輸入稅は毎百斤一圓となし右增率の結果凶作の場合に米價に及ぼす影響を緩和せむが爲定率法第六條として凶作の場合に於ては勅令を以て期間を指定し毎百斤六十四錢（卽ち舊稅率）を限度とし之を低減することを得べき旨の一箇條を新設せり。尤も貴族院に於て穀類輸入稅の引上を排し右規定を削除せしも兩院協議の結果低減し得べき限度を毎百斤四十錢に修正し本規定を存置することとなせり。

五　免稅品の增加

（甲）純然たる免稅品

改正法第七條は舊法第七條と同じく或物品の免稅を許し更に其の範圍を擴張せり。而して改正法に依り新に免稅品となりしものは

（イ）陸海軍に於て燃料として輸入する原油以外の礦油にして攝氏一五度に於ける比重〇・八七五を超えたるもの卽ち重油（第四號）。

（ロ）在本邦外國大使館又は公使館に屬する公用品（第六號末段）。

舊法第七條第五號には單に大公使の自用品のみを免稅品として揭げたるも實際は大公使に屬する自用品たると大公使館に屬する公用品たるとを區別せず無檢査通關を許したり。仍て改正法は自用品の外公用品をも明文に揭記せり。

（ハ）大公使館員に屬する自用品及領事館に屬する公用品の相互的免稅（第七號）。

從來此の種の物品に關しては相互的免稅の取極ある米國及獨逸を除き其の他の諸國（葡剌西爾とは領事館に屬する公用品に關して米、獨同樣の取極あり）に對しては稅關長は外務省の依頼に應じ簡易取扱の名義の下に實際は無檢査通關を行ひたりしも改正法は全く相互の條件を以て免稅し得べきことを定む。

（ニ）私立の專門學校に陳列する標本又は參考品として輸入する物品（第十號）。

議會の修正に依り舊法第七條第八號官立公立の學校等に陳列する物品と同樣免稅品中に之を追加せり。

（乙）再輸出免稅品

改正法第八條は舊法第八條を踏襲し輸入の日より一箇年以內に再輸出せらるる特定の物品に對し輸入稅を免除することを規定し更に改正法に於て新設せるは

（イ）輸入貨物の容器にして命令を以て指定したるもの（第二號）及注文取集の爲に輸入する見本品の免稅（第六號）。

玆に注意すべきは注文取集用の見本は第七條第十三號に揭げたるものとは全く異り彼は商品として價格を有せざるもの（Sample of no commercial value）にして、從て條件付一時免稅品たり。

（ロ）船舶備付品の免稅

改正法は第十條を新設し輸入製品にして內國に於て製造する船舶に備付け又は取付け輸入の日より二箇年以內に該船舶と共に輸出するものに對し免稅せり。

六　改正法第三條は協定の便益を受けざる地域の生產品に對する舊法第三條の規定を改正し從來の「協定稅率ノ適用」なる字句に代ふるに「特別協定ノ便益」なる廣義の語を以てし稅率以外の便益をも包含せしむることとなせり。

第二　輸入稅表改正の要點

改正法に於ける稅目の分類編成及課稅の標準等は大體舊法を蹈襲せるも改正を加へたる點亦尠からず。左に項を逐うて其の大要を述ぶべし。

一　類別を減少せること

改正法は類似品を可成同類中に收むるの趣旨を以て舊法第二類の穀物及種子と第三類中の穀粉澱粉類を併合して第二類となし舊法第三類の飮食物と第四類の砂糖及糖果類に第十九類中の煙草を加へて第三類を設

け、舊法第六類の皮毛骨角齒牙殼類に其の製品を加へて第四類を置き、舊法第八類油脂及蠟に其の製品を加へて第五類となし、舊法第七類の藥材類に第十九類中の爆發藥を加へて第六類となしたり。斯の如く彙類を改正せる結果、舊法の第十九類は滅じて第十七類となれり。

二　從量稅の範圍を擴張せること

從價稅は課稅上不便なるを以て、改正法は已むを得ざる場合の外は從量稅に依ることゝなし、舊法に於て從價稅に依れるものも可成從量稅に換算せるため、從來從價稅を設けたる絶緣電線、建築材料、農工匠具、懷中時計、各種の計量器、自轉車、船舶、汽鑵機關、機關車等に至る迄皆從量稅に換算せらる。而して從量稅による課稅額を算出するに當り、大體最近一箇年平均の輸入價格に依りたるも、物價騰貴の結果斯くては餘りに高率に失すと認めらるゝ場合に在りては、課稅の公平を期せむが爲に三箇年乃至五箇年の平均價格を基礎とし、稀には明治四十二年一月より同年八月迄の平均價格に依れり。而して猶ほ近年諸物價著しく騰貴せるが爲標準稅率たる從價稅率の同一なるものにして、之を從量稅に換算するに當り課稅額の著しく增加するもの亦尠しとせず。但し稀には物價下落の爲課稅額の減少したるものもあり。

三　稅目を細分せること

改正法の類別は現行法に比して二類を減少せるに拘らず、稅目は著しく細分せられ、舊法の五百三十八稅目は六百四十七稅目となり、各稅目に於ても亦細別せられたる爲、舊稅種八百十九（無稅のもの四十七）より一千五百五十九（無稅のもの八十六）に增加せり。蓋し從量稅の公平を期せむが爲に、物品の性質及價格に依り品類を細別するの必要あればなり。

四　稅目の名稱

輸入稅表中に揭載する品目の名稱に關しては漠然たる商業上の用語名稱を避け、物品を其の性質及組織に基きて課稅品目を特定し、以て稅率適用の的確を企圖せり。此の方針に依り改正せられたる顯著なるものは布帛類なり。

五　度量衡

改正法は課稅貨物を量定する標準を改正し、舊法の如く封度、碼、「ガロン」等の如き英米度量衡に依るを避け、原則として重量は我斤を用ひ、其の他の點に於ては「メートル」制を採用せり。

六　稅率の標準

改正法に於ける稅率の標準は大體舊稅率編成の方針を採用し、課稅品加工の程度、內地に於ける生產消費の狀況等各般の事情を斟酌して之を定め、大體に於て未製品、半製品には輕く、全製品には比較的重く、又將來發達の見込あるものには適當の保護を與へ、然らざるものには輕稅を課したるも、重要農產物に對しては農業保護の目的を以て保護をなすの方針を採り、更に生活上又は工業上の必要如何を鑑み、日用品及工業用原料品の稅率は之を輕からしむるも奢侈品、嗜好品に對しては重かるも、利益に浴する輸入品の稅率は事情の許す限り激增せざらむことを努めたり。蓋し通商條約廢止後に於ける通商列國の反感と經濟上の激變とを防がむが爲なり。

改正法の稅率に關し未製品中內地に生產なきか、又は發達の見込なきものは大體之を無稅となし、內地に產するものは五分又は一割を課す。半製品中工業用原料品は大體二割となし、特に保護の要あるものは二割五分となせり。又生產の基礎となる機械類は加工程度の如何に拘らず之を二割以下に置き、直接消費に供せらるるものは三割、四割を課し、農產物は大體一割五分乃至二割、飮食物は三割、四割を標準とせり。但し稅率を按排するに當り各品特種の事情を考量せる結果、輸入稅表に定むる稅率は右標準稅率に多少變更を來せるもの尠しとせず。左に各品類稅率の一班を述ぶべし。

（一）未製品

（甲）工業原料に供せらるる未製品中棉子、獸皮、獸毛、獸骨、貝、穀樹脂、棉花、麻類、「ホップ」、野蠶絲、繭等の如く、全く內地に於て產出せざるか又は供給の不足なるものに對する稅率は舊稅率よりも之を引下げ無稅とし、又

は五分を課す。

(乙)工業原料品中竹材、木材等の如き内地に於ける産額の豐富なるものに對しては舊稅率の如く從價一割を課す。

(丙)生活力を有する植物類は人工を經たるものの外大體無稅とし動物類は内地に於ける生産狀況と其の用途如何に依り五分乃至二割を課す。

(丁)米、麥、豆等の農産物は生活上の重要品なるも、農業保護の爲舊稅率より稍引上げ從價二割見當となし、鳥獸肉蔬菜、果物等は其の必要の程度如何により二割乃至三割を賦課す。

(二)半製品

(甲)原料用製品中工程の簡單なるものは金屬の塊及錠「コークス」等の如く從價五分となし、從來協定稅率の存するものの中内地に於て已に充分に發達し保護の要なきもの、又は内地に産するも産額の不足なるものは協定稅率同樣又は國定稅率に大輕減を加へ、纖絲類は大體一割、鐵材は一割五分となし、將來内地に於て發達の見込あるものは幾分之を引上げ、染料及紙類は一割五分乃至二割となせり。又協定稅率の存せざるものは舊國定率を維持し、銅、亞鉛、鉛、錫「セメント」又は生絲等の如く二割又は三割となせり。

(乙)輸出製品の原料中内地に生産少きもの及肥料は凡て之を無稅となせり。例へば「パラフキンワックス」低度品「クロール」酸加里、芳香性揮發油、硫酸安母尼紐謨等の如き之なり。

(丙)澱粉及澱粉類「ハム」「ベーコン」、鹽肉、鹽魚等の如き直接消費に供するものに對しては、國産保護及消費稅を課するの趣旨に依り、大體現行の三割を採用す。但し小麥粉は議會の修正により幾分引上げたり。

(丁)茶、珈琲、香味料の如き必要品たる性質を有せざる飲食物に對しては、消費稅を課するの趣旨を以て大體舊稅率四割乃至四割五分を維持せり。

(三)全製品

(甲)布帛類は歐米諸國よりの重要輸入品にして從來協定稅率を有するため綿織物二割、毛織物二割五分に輕減し絹織物は協定なきを以て舊稅率四割を維持せり。革、藥材、護謨、紙類は内地に於ける發達有望なるを以て、從來協定あるも舊國定稅率二割を維持し「セリユロイド」、硝子類は發達不充分なるのみならず、之に消費稅を課するも不可なきを以て、二割五分以上に引上げ、各種金屬製品は鐵材との權衡上之を大體二割と爲せり。

(乙)加工程度の進める布帛製品、衣類及其の附屬品、油脂製品、陶磁器製品、紙製品、時計類、革、護謨及「セリユロイド」製品等は、收稅の目的となすも不可なきを以て協定の有無に關せず大體舊國定稅率同樣三割乃至五割を課す。

(丙)機械類は鐵材との權衡上現行一割五分を二割に引上げ、内地生産を保護するの方針を採れるも、原動力機及紡績織布製紙、製糖用諸機械等の如き輸出工業用のものは、一切現行一割五分の標準に依れり。

(丁)蔬菜、鳥獸肉及魚介類の罐詰「バター」「チーズ」、肉越幾斯「ソース」、食酢、礦水等の如き外國人用食料品に對しては、舊稅率より少しく引下げ三割五分乃至四割の標準に依れり。

(戊)煙草、酒精、酒類、砂糖の代用品、菓子等の如き政府專賣品又は多額の消費稅を課する物品には、消費稅を關稅に移すの趣旨を以て高率となせり。但し葡萄酒及「シヤムパン」は對佛貿易關係を考慮し、比較的低率となせり。

七　平均輸入稅率

大藏省の調査に依るに明治四十年より四十一年に至る二箇年平均總輸入價額は四六五、三六二、四〇四圓にして、此の内有稅品輸入價額二九四、三七八、九七〇圓、此の關稅收入額四五、八八八、七二六圓とす。卽ち平均稅率は總輸入額に對し九分九厘、又有稅品輸入額に對し一割五分六厘に相當せり。而して平均稅率の低率なるは有稅品輸入額の四割餘を占むる協定稅品の存するが爲なり。但し協定稅率は平均從價七分餘とす。若し現行國定率のみを適用するものと假定せば關稅收入額は六八、九六七、三八四圓に上り、平均稅率は總輸入額に對し一割四分八厘、又有稅品輸入額に對し二割三分四厘に上るべし。

改正案により計算せる平均稅率は、總輸入額に對して約一割三分、有稅品輸入額に對して約二割に當り、關稅收入は約千二三百萬圓を增加するの見込なりしも、議會に於ける修正の結果「コンデンスドミルク」、野蠶絲等に於て約六十萬圓を減少し、穀類、染料品に於て增加せし等差引約二百五十萬圓を增加し、結局改正法實施の曉には現在の收入に比し約千五百萬圓を增加するの見込にして、平均稅率は總輸入額に對し一割四分、有稅品輸入額に對し二割二分となるの計算なり。

要するに改正法は大體舊法に比して一分方引下げられ、又協定稅率に制せらるる舊法と之に制せられざる改正法の場合とを比較するに、協定稅率撤廢後に於て改正法の下に實際適用せらるゝ平均稅率は、舊法の九分九厘に較ぶれば僅に四分一厘方增加せられたるのみにして、過當の增稅と認め難きのみならず、歐米の保護主義を採れる諸國の稅率より低位にあるを見るべし。

八　稅率改正の要點

改正法に於て舊輸入稅率に加へたる改正の主なる點を擧ぐれば左の如し。

第一類　植物及動物（生活力を有するもの）（舊法第一類）

本類に屬する重要品の稅率は舊稅率に比して大體五分方引下げられ、一割又は二割となり、牛の稅率は畜類保護の爲引上ぐべしとの議ありしも、舊法の一割に据置き、綿羊、山羊は舊法の二割五分を二割に引下げたり。

第二類　穀物、穀粉、澱粉類及種子（舊法第二類と第三類中の穀粉及澱粉類を併合せるもの）

本類中穀類は農業保護の爲議會に於て概して舊稅率を引上げ、米及籾を每百斤一圓（從價約二割三分）となし、之に準じて大麥、小麥、大豆、小麥粉に對しても約從價三割乃至六分方の增率をなせり。蓋し今回の引上は前年貴族院に於て握潰しとなりし衆議院通過の穀物稅引上案（白米每百斤一圓五十錢、玄米其の他一圓卽ち從價三割其の他之に準ず）を幾分復活せむとするの趣旨に出でたるものなり。尤も政府は穀類關稅の引上は偶〻凶荒に際し徒らに米價を暴騰せしめ、國民を苦むるに過ぎずして保護の目的を達し得ざるべしとの見解を採り、不同意を表せしが故に、遂に關稅定率法第六條を新設することとなれり。但し本類中其の他の穀類及種子は大體舊率從價一割五分となし、又棉子及「アイボリナツト」は內地に於て殆んど生產せざる工業原料なるを以て、舊率七分五厘又は一割を無稅と改めたり。

第三類　飲食物及煙草（舊法第三類と第四類に屬せる砂糖、糖菓及第十九類の煙草を加へたるもの）

本類に屬する物品は大體舊稅率を維持したるも、砂糖の稅率は糖業保護の爲內外生產費、就中瓜哇糖とを比較し、粗糖、精糖共一割を引上げ、之を五割又は六割に改めたり。又臺灣島粗糖業者に對しては、改正定率法實施と共に下附金を廢止し、內地精糖業者に對しては原料糖戾稅を廢止する筈なるを以て、遽に過大の保護を與ふるの結果となるものにあらず。

又「ソース」、食酢、「カリー」、「マスタード」、胡椒、礦水等の如きは、外國人用食料品なるを以て舊率の四割五分を四割に、牛肉は生活上必要なるを以て三割を二割に改め「コンデンスドミルク」は含有糖分との權衡上舊率四割を維持するの要あるも、小兒哺育に必要なるを思ひ、協定五分の輕率を激增せしむるの不利を認め、之を二割に引下げ、內國煉乳業者に對しては保護の爲現行原料糖戾稅法を尙繼續するの計畫なり。葡萄酒、及「シヤムパン」は佛國との通商關係に鑑み舊稅率より著しく引下げ、平均從價四割となし、又煙草の稅率を二十五割より三十五割五分に引上げたるは、煙草專賣收益率引上と權衡を採りたるに基けり。但し本品は旅行者用の外輸入を禁止せらるゝが故に、貿易品として重要なるものにあらず。

第四類　皮毛骨角齒牙甲殼類及其の製品（舊法第六類に其の製品を加へたるもの）

本類に屬する物品の多數は必要なる工業用原料なるを以て、本類の有稅品中無稅又は減率せられたるもの尠からず。例へば牛皮、水牛皮、鹿皮、馬皮、獸毛、羽毛、獸牙、獸角、獸蹄、獸筋、龜甲等の如し。革類中機械運轉に必要なる「ローラーレザー」を除くの外、舊國定稅率を維持せるは、製革業の有望なる工業なるを思ひ、低率の現行協定を維持するの不利なるに由る。玆に注意すべきは、眞珠は性質上重稅を課すべき奢侈品なるも、重稅を設くれば脫稅の弊害を助長し、却て收入稅額を減少せる實驗に徵し、僅に五分の輕率を設く。蓋し外國に於ても眞珠等に對し右理由に依り無稅制を採用するの實例尠からざればなり。

第五類　油脂蠟及其の製品（舊法第八類に其の製品を加へたるもの）

本類に屬する物品多數の稅率は舊稅率に準據せるも、植物性揮發油中芳香性のものは輸出石鹼の材料たるに由り、又阿列布油は輸出鑵罐詰用となるに由り、無稅又は五分を引下げたり。之に反して亞麻子油は北海道產保護の關係上、又「パラフキンワックス」（爐す用低度品は從來の通り無稅）及「ステアリン」の輸入は、本邦木蠟の生產に一大打擊を與ふるものあるを以て、木蠟、椰油、漆油、櫨蠟等の支那蠟と共に其の稅率を引上げ、從て蠟燭も亦一割方引上げたり。石鹼及薰香製品に對しては從來低率なる協定あるも、其の性質上重稅を課するも差支なきが故に、舊國定稅率を維持せり。

第六類　藥材、化學藥製藥、其の調合品及爆發藥（舊法第七類に第十九類中の爆發藥を加へたるもの）

本類に屬する普通の藥材は大體舊法の二割を維持せるも、麝香の五割を三割に、人造麝香の五割を一割に引下げ之を使用する藥材及薰香製品輸出の便を圖り、又沒食子、五倍子、其の他の「タンニン」材料は織物の下染に必要にして內地に產せざれば無稅とし、生護謨は內地に於て生產の見込なきを以て舊法の一割五分を無稅となし、從來協定を有する「ホップ」は內地に於て輸入品に匹敵する精良品を產出し難きに拘らず、輸出麥酒の原料として必要なるを以て、舊法の二割を無稅と改め、苛性曹達及苛性加里は製紙、硝子の必需原料なるを以て精製のものに限り二割となせり。但し精製品の輸入は少額なり。龍腦、人造龍腦及艾片には協定あるも、樟腦を原料とする內地同工業を保護せんが爲、大體舊國定率と等しく從價三割五分となし、「ヨード」及「ヨード」製劑竝重炭酸曹達も亦同種內國產業保護の爲、又醋酸は製酢業保護の爲幾分か之を引上げたり。

第七類　染料、顏料、塗料及填充料（舊法第九類）

染料の關稅は概して舊稅率より從價五分乃至一割五分方の輕減を行ひたるも、近年外國諸染料の輸入激增せる爲打擊を蒙れる內地產天然藍（乾きたるもの）及「アリザリン」「アニリン」等の「コールタール」染料は從價一割五分となし、人造藍其の他は從價二割となせり。「ヴアニシュ」に對しては舊稅率三割を維持せるも、其の原料たる雌黃及「ドラゴンスブラット」は無稅と爲せり。之に反して燒糖は糖分を含有す

るを以て之を引上げたり。

第八類　絲縷、繩索及同材料（舊法第十類）

本類の舊法のものと異る點は分類の詳細なると、二種以上の繊維を以て組成せらるゝ場合に全重量の百分の五を超えざる繊維は絹及人造絹を除くの外分類上之を交えざるものと看做すとの規定を設けたるにあり。綿絲にありては舊法に比して一層詳細に分類し、稅率は一般に二割を一割に引下げ、殊に八十番手以上の細絲の內地製造は未だ充分に發達せざると、產額の多量ならざるとに基き、特に七分五厘の輕稅を採用し、漂白したるもの及染色其の他加工したるものは、生のものに每百斤一圓又は三圓を加へ、麻絲は大體綿絲同樣舊稅率二割を一割に低減し、羊毛、棉花、亞麻等の植物繊維は內地に於ける生產不充分なる原料品なるを以て何れも無稅となし、毛絲にありては編絲と絲絲との區別を廢し、撚合したるものを一割五分とし、撚合せざるものを一割と定め、生絲は國產保護上舊稅率三割を維持し、野蠶絲は內地に產せざるを以て無稅と改めたり。

第九類　布帛及布帛製品（舊法第十一類）

本類に於ける改正の重なる點は（一）布帛が二種以上の繊維を以て組成せらるゝ場合に、全重量の百分の五を超えざる繊維は絹及人造絹を除くの外分類上之を交えざるものと看做せると（二）舊法の商業上の名稱を廢し、布帛の經緯の絲數と重量とを以て稅率を細分せることと是なり。且つ本類に屬する物品は歐米諸國よりの重要輸入品にして、而も低率なる協定を有するを以て、成るべく稅率を低下し、綿織物及麻織物にありては舊法の三割を二割に改め、毛織物にありては內地の毛織物業の發達未だ充分ならざると、綿織物に比し日常必要の程度少きに鑑み二割五分となせり。尤も絹入のものは絹織物との權衡上從價四割とし、又「メリヤス」は織物稅を賦課せざるが故に、之を關稅中に包含せしむる爲普通織物に比して稅率を引上げたり。而して旅甁を引下げたるは毛織物に準ぜしに由れり。

第十類　衣類及同附屬品（舊法第十二類）

本類の稅目は舊法のものに比して一層詳細に分類せられたるも、稅率にありては舊稅率と大差なし。但し權

衡上絹入雨衣、肌衣及靴の稅率を一割引上げ、革手袋の稅率を引下げたり。而して本類の物品は全製品殊に驕奢品其の大部分を占むるを以て、大體四割五割の高率を課せり。從て協定ある假製細貨類は一割より四割五割に帽子は一割より四割に引上げたり。

第十一類　製紙用「パルプ」、紙、紙製品、書籍及繪畫（舊法第十三類）

本類中紙に關しては目下苦境に沈淪せる多數の本邦製紙會社を保護せむが爲、政府案は舊國定稅率を五分方引上げて之を二割となし、新聞用紙のみ低率なる舊稅率を維持することゝなせしも議會は雜誌用紙も亦大體一割五分に据置き、工程を加へたる諸紙を約五分方引上げて二割五分となし、紙製品にありては舊法の三割乃至四割を維持し、書籍、海圖、設計圖等は依然之を無稅となせり。

第十二類　礦物及礦物製品（舊法第十四類）

本類に屬する物品の多數は工業用原料なるを以て、內地生產の尠きものは無稅となせるため、從來有稅のものにして無稅となりしもの十三種に及べり。而して貴石（金剛石を含む）に對しては脫稅を防止せんが爲、眞珠と同樣に從價五分に引下げ、其の他工を加へたるものには四割又は五割の高稅を課し、本類唯一の協定品なる「ポートランドセメント」は「セメント」業保護の爲二割と定めたり。

第十三類　陶磁器、硝子及硝子製品（舊法第十七類）

本類に於ける稅率は大體舊稅率と大差なし。尤も硝子は目下內地に於て完全に製造し難きも將來の發達を希望せると、消費稅賦課の趣意を以て二割五分に引上げたり。但し船窓用のもの及顯微鏡用のものは必要材料なるを以て二割に引下げ、其の他硝子製品は舊法の四割又は五割を維持せり。

第十四類　鑛及金屬（舊法第十四類及第十五類）

本類に屬する物品は工業上必要なる原料にして、就中鐵類は一般工業の基本にして關稅の輕重は工業の發達に重大の關係を有するものあるを以て、製鐵業保護の方法は關稅以外に之を求むることとし、專ら工業發展に留意し、舊稅率に一大輕減を加へ、協定を有するものゝ內、銑鐵に對しては舊法の五分を維持せるも條竿鐵三割を一割五分に引下げ、板鐵、線鐵を同樣一割五分となし、發達の見込なき粟鐵粟鋼は一割に低下し、協定を有せざる「テイ形」「アングル形」鐵の如きも、條竿鐵同樣一割五分となし、綠索の關稅は既に發達せる綠索工業維持の目的を以て舊稅率を据置き、鑄鐵製筒管にありては內地製のもの既に發達し、能く內地需要に應ずるの進境を示せるも幾分保護の必要を認め二割と定めたり。但し內地にて製造の見込なき薄鐵は七分五厘に「リードワイヤ」、「リボン」及箍鐵は內地紡績業保護の爲七分五厘又は一割に引下げたり。銅竿等も鐵竿等との權衡上五分方輕減せり。水銀を無稅となせるは採金業に必要なるが爲安質母尼及蒼鉛を無稅となせるは內地に生產の見込無きに由る。

第十五類　金屬製品（舊法第十六類）

各種金屬製品は第十四類條竿類に加工したるものなるを以て之に五分を增し大體二割となせり。鐵釘類、金屬網、鎖、農工匠具等は其の主要なるものなり。「レール」にありては其の工程の簡單なる條竿鐵と大差無きも製鐵所の豐富なる供給力に鑑み幾分保護せむが爲二割を課し、其の他絕緣電線、鐵製鎖及鎗、卑金屬を鍍したる金具、双物等の諸品は工程の增加に應じて二割五分、三割、三割五分、四割とし貴金屬を使用したるものは五割となせり。但し海底電線にありては生產の見込なきを以て之れを無稅とし、之に反して家屋建築材料、瓦、斯「ホールダー」は工程簡單なるも內地に於ける事業發達せる爲舊稅率を据置きたり。

第十六類　時計、學術器、銃砲、車輛、船舶及機械類（舊法第十八類）

本類中懷中時計置時計、掛時計等は內地に於て相應に製造せらるゝのみならず、消費稅賦課の好物件たるを以て四割若くは五割の舊稅率を維持し、部分品中撥條、鬚撥條、文字板、機械用石等の內地に於て製造し能はざるものは之を一割に引下げ、雙眼鏡は協定稅率に鑑み四割を三割となし、各種計量器及學術器械類は其の性質に考へ舊稅率二割を維持し、寫眞器、蓄音器、樂器、自轉車等は奢侈品の性質を有せるのみならず、既に內地に於て製造せらるゝを以て、或部分品を除き四割五割の舊稅率を維持せり。內地に於ける鐵道車輛、汽鑵製造業の發達は

顯著なるものあるを以て、其の稅率は三割及二割五分とし、鐵道機關車及同部分品類、蒸汽機關及各種の機械及同部分品は、其の材料たる條竿鐵關稅との權衡及機械製作業保護に鑑み二割と定めたり。但し機械製作用に供せらるる金屬工及木工機械其の他輸出品工業に必要なる紡績機、織布機、製紙機、製糖機は舊法の一割五分を据置きたり。

船舶にありては造船材料の稅率增加と權衡を保たしむる爲、政府案に於ては每一噸十五圓となせしも、右は老船に對し過重の嫌あるを以て議會は船齡十年以上のものを每噸十圓と修正したり。從て船齡初年のものは從價一割二分、同五年のものは一割六分、同十年なるものは一割四分五厘、同十五年のものは二割、同二十年のものは二割七分、同二十五年のものは三割三分の割合となれり。

第十七類　雜　類（舊法第十九類）

改正法は舊法の雜品の大部分を他の部類に編入せしを以て、本類に屬する物品は著しく減少せり。本類中の籐「コルク」、樹皮は內地に於て生產なく且つ木材中「パイン、ファー」の小形なるものは鉛筆軸木用に供せらるゝを以て、舊法の一割を無稅となし、護謨製品及「セリユロイド」は既に內地に於ける製造發達し、又原料附近に存在せる爲將來甚だ有望なるを以て、從來協定ある護謨製品は舊稅率を維持し「セリユロイド」は舊稅率を引上げて二割八分餘となせり。又麝は國產保護の爲從價五分を一割五分に引上げたり。而して本類末項六四七號は他に特記せざる品目に課すべき稅率を定めたり。

之を要するに新稅表編成に當り採りたる方針は、國庫の收入を圖るを本旨と爲せしと雖も、旣に內地に於て相當の發達を遂げたる生產工藝品と同種の物品を輸入する場合に課すべき關稅は、內地產品の輸出を阻害せざると同時に、生產業に打擊を及ぼさざる程度に止め、又苟くも保護を要する產業に就ては、其の性質を討究し、本邦に適切の產業にして、將來發達の見込あるものに對しては關稅の作用を以て之を保護助長せしむるの策を採りしものなり。　又物品の類別に就ては、從來の方針に依り、物品本來の性質と其の用途とに依りて類別し、現行稅表の十九類中より二類を削除し、品名の序列に就ては商取引の慣例に依り或は學理に訴へ、或は歐米諸國の稅率を參酌して、從來の排列を改正し、且つ成るべく從量稅率を採用したるが故に、課稅の公平を期せんが爲め、一層物品を細別し、舊稅表の品名五百三十八號、之に對する稅率八百二十五箇なりしを、新稅表に於ては六百四十七號、千五百六十六箇に增加したり。而して試みに明治四十二年の輸入額に就て、從價品及從量品の比率を新舊稅表に依りて見れば次の如し。

舊稅率適用		新稅率適用	比較
明治四十二年輸入額一〇〇、	從價稅品　一三％	四％	減　九％
	從量稅品　四四％	五二％	增　八％
	無稅品　四三％	四四％	增　一％

以上の如くにして新關稅定率法及附屬輸入稅表は帝國議會の協贊を經たるを以て、明治四十三年四月十五日法律第五十四號を以て左の如く公布せられたり。

關稅定率法（明治四十三年四月十五日法律第五十四號）

第一條　外國ヨリ輸入スル物品ニハ別表ニ依リ關稅ヲ課ス

第二條　從價稅品ハ輸入港ニ到著シタルトキノ價格ニ依リテ課稅ス

第三條　條約ニ依ル特別協定ノ便益ヲ受ケサル地域ノ生產品ニ對シ必要アルトキハ勅令ヲ以テ地域及物品ヲ指定シ該協定ノ限度ヲ超エサル便益ヲ與フルコトヲ得

第四條　本邦ノ船舶又ハ生產品ニ對シ他國ノ船舶又ハ生產品ヨリモ不利益ナル取扱ヲ爲ス國

ノ生產品ニ對シテハ勅令ヲ以テ物品ヲ指定シ別表ニ定メタル關稅ノ外其ノ物品ノ價格ト同額以下ノ關稅ヲ課スルコトヲ得

第五條　外國ニ於テ輸出奬勵金ヲ受クル物品ニ對シテハ別表ニ定メタル關稅ノ外勅令ヲ以テ奬勵金ト同額ノ關稅ヲ課スルコトヲ得

第六條　米及籾ノ輸入稅ハ凶作ノ場合ニ於テハ勅令ヲ以テ期間ヲ指定シ每百斤四十錢ヲ限度トシ之ヲ低減スルコトヲ得

第七條　左ノ物品ニハ輸入稅ヲ免ス

一　御料品

二　本邦ニ來遊スル外國ノ元首及其ノ一族竝其ノ從者ニ屬スル物品

三　陸海軍ノ輸入ニ係ル兵器彈藥及爆發物

四　陸海軍ニ於テ燃料トシテ輸入スル原油以外ノ礦油ニシテ攝氏十五度ニ於ケル比重〇、八七五ヲ超エタルモノ

五　軍艦

六　本邦ニ派遣セラレタル外國ノ大使又ハ公使ニ屬スル自用品竝在本邦外國大使館又ハ公使館ニ屬スル公用品

七　本邦大使館又ハ公使館ノ館員ニ屬スル自用品ニ對シ關稅ヲ免除スル國ノ在本邦大使館又ハ公使館ノ館員ニ屬スル自用品及本邦領事館ニ屬スル公用品ニ對シ關稅ヲ免除スル國ノ在本邦領事館ニ屬スル公用品

八　本邦在住者ニ贈與スル勳章、賞牌及記章

九　記錄文書其ノ他ノ書類

十　官立公立ノ學校、博物館、物品陳列所其ノ他ノ營造物及私立ノ專門學校ニ陳列スル標本又ハ參考品トシテ輸入スル物品

十一　慈善又ハ救恤ノ爲ニ寄贈シタル物品

十二　政府ノ輸入ニ係ル政府ノ專賣品

十三　商品ノ見本但シ見本用ニノミ適スルモノニ限ル

十四　旅客ノ用品及旅客ノ職業上必要ナル器具但シ旅客ノ身分ニ相當スルモノニシテ稅關カ適當ト認メタルモノニ限ル

十五　在外軍隊及軍艦ヨリ送還シタル物品

十六　個人ニ屬スル引越荷物但シ既ニ使用セラレタルモノニ限ル

十七　輸出シタル物品ニシテ五年以內ニ輸入セラレ輸出ノ時ノ性質及形狀ヲ變セサルモノ但シ酒精、酒類、砂糖及第八條又ハ第九條ニ依リ輸入稅ノ免除又ハ拂戾ヲ受ケタル物品ヲ除ク

十八　命令ヲ以テ指定シタル輸出貨物ノ容器ニシテ再輸入スルモノ

十九　本邦ヨリ出漁セル船舶ヲ以テ捕獲採取シタル魚介類、海獸、海藻其ノ他ノ水產物及其ノ製品ニシテ工程ノ簡單ナルモノ但シ當該船舶又ハ之ニ附屬セル船舶ヲ以テ輸入シタルモノニ限ル

二十　外國航行ノ艦船ニ船用ノ爲開港内ニ於テ引渡ス物品
二十一　難破シタル本邦船舶ノ解體材及艤裝品
二十二　本邦ヨリ出港シタル船舶ニ搭載シタル輸出貨物ニシテ該船舶難破シタル爲積戻リタルモノ
二十三　國、道、府縣ノ輸入スル種馬、種牛、種豚、種羊及種禽竝產牛馬組合、產馬組合又ハ產牛組合ノ輸入スル種馬、種牛

第八條　左ノ物品ニシテ輸入ノ日ヨリ一年以内ニ再ヒ輸出スルモノニハ輸入稅ヲ免ス但シ輸入ノ際稅金ニ相當スル擔保ヲ提供スルコトヲ要ス

一　加工ノ爲輸入スル物品ニシテ命令ヲ以テ指定シタルモノ
二　輸入貨物ノ容器ニシテ命令ヲ以テ指定シタルモノ
三　修繕ノ爲輸入スル物品
四　學術研究ノ爲輸入スル物品
五　試驗品トシテ輸入スルモノ
六　注文取集ノ爲輸入スル見本品
七　演劇其ノ他興行用ノ爲輸入スル物品

第九條　輸入原料品ヲ用ヰ命令ヲ以テ指定シタル物品ヲ製造シ之ヲ外國ヘ輸出シタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ輸入稅ノ全部又ハ一部ノ拂戻ヲ爲スコトヲ得
輸入原料品ヲ用ヰ命令ヲ以テ指定シタル肥料ヲ製造シタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ輸入稅ノ全部又ハ一部ノ拂戻金ヲ得又ハ得ムトシタル者ハ關稅法第七十五條ノ例ニ依リ處分ス

第十條　輸入製品ニシテ內國ニ於テ製造スル船舶ニ備付ケ又ハ取付ケ輸入ノ日ヨリ二年以內ニ該船舶ト共ニ輸出スルモノハ輸入稅ヲ免ス但シ輸入ノ際稅金ニ相當スル擔保ヲ提供スルコトヲ要ス

第十一條　左ニ揭クル物品ハ輸入ヲ禁ス

一　阿片及阿片吸煙具但シ政府ノ輸入スルモノヲ除ク
二　僞造、變造又ハ模造ノ貨幣、紙幣、銀行券及有價證券
三　公安又ハ風俗ヲ害スヘキ書籍、圖畫、彫刻物其ノ他ノ物品
四　特許權、實用新案權、意匠權、商標權及著作權ヲ侵害スル物品

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

（別表）

輸入稅表

番號	品名	單位	稅率
一	第一類　植物及動物（生活力ヲ有スルモノ） 植物、枝、幹、莖及根（栽植用又ハ接木用ノモノ）		無稅
二	培殖用菌類 一酵母		

	甲　壓搾シタルモノ	毎百斤	無税	二、六〇	
	乙　其ノ他				
二	麹	従価	二割	二〇	玉蜀黍
三	其ノ他	従価	無税	二一	豆類
三	馬	従価	五分	一	大豆
四	牛	同	一	二	小豆
五	綿羊	毎頭	三、〇〇	三	蠶豆
六	山羊	同	二、三〇	四	綠豆
七	豚	従価	二割	五	豌豆
八	家禽類	同	二割	六	落花生
九	魚介類				甲　脫殼セサルモノ
	一　種魚及魚卵	従価	無税		乙　其ノ他
	二　其ノ他	従価	二割	七	其ノ他（醫藥用ノモノヲ除ク）
一〇	蜜蜂	同	一割	二二	穀粉及澱粉類
一一	別號ニ掲ケサル動物	同	二割		一　小麥粉
	第二類　穀物、穀粉、澱粉類及種子				二　オートミール
一二	米及籾	毎百斤	無税	一、〇〇	三　コーンミール
一三	大麥	同	同	〇、五五	四　タピオカ及マニオカ
一四	パールバーレー	同	同	四、〇〇	五　セーゴ
一五	麥芽	同	同	二、二〇	六　其ノ他
一六	小麥	同	同	〇、七〇	二三　胡麻子
一七	オート	同	同	〇、六五	二四　荏胡麻子
一八	粟	同	同	〇、五〇	二五　菜子
一九	高粱	同	同	〇、三五	二六　亞麻子
					二七　棉子
					二八　アイボリーナット

二九	椰子	毎百斤	〇、七〇		
三〇	別號ニ掲ケサル穀物及種子（醫藥用ノモノヲ除ク）	従価	一割五分	三三	紅茶粉
	第三類　飲食物及煙草			三四	其ノ他
三一	蔬菜、果實及核子				マーテ其ノ他ノ茶代用物
	一　砂糖、糖蜜、糖水又ハ蜂蜜ヲ以テ貯藏シタルモノ	毎百斤容器共	一二、七〇	三五	咖啡
	二　其ノ他				一　種子
	甲　蔬菜			三六	二　其ノ他
	甲ノ一　罐詰ノモノ	同	七、九〇		チコリー其ノ他ノ咖啡代用物
	甲ノ二　罎詰ノモノ	同	七、六〇		コーコー（砂糖ヲ加ヘサルモノ）
	甲ノ三　壺詰ノモノ	同	一、九五	三七	一　種子
	甲ノ四　其ノ他	同	三割		二　其ノ他
	乙　其ノ他				胡椒
	乙ノ一　罐詰ノモノ	百斤容器共	七、二五		一　種子
	乙ノ二　罎詰ノモノ	同	八、五〇		二　其ノ他
	乙ノ三　壺詰ノモノ	同	三、二〇	三八	カリー
	乙ノ四　其ノ他	同	三九		一　粉狀ノモノ
	イ　生果	毎百斤	四、〇〇		二　其ノ他
	ロ　乾果	同	六、九〇	三九	マスタード
	ハ　核子	同	七、八五		一　粉狀ノモノ
	ニ　其ノ他	従価	三割		二　其ノ他
三二	茶			四〇	砂糖
	一　紅茶	毎百斤	二二、六〇		一　和蘭標本色相第十一號未滿ノモノ
					二　和蘭標本色相第十五號未滿ノモノ

	三　和蘭標本色相第十八號未滿ノモノ	同	毎百斤	三、三五	五〇
	四　和蘭標本色相第二十一號未滿ノモノ	同	同	四、二五	五二
	五　其ノ他	同	同	四、六五	五五
四一	氷砂糖、角砂糖、棒砂糖其ノ他類似ノモノ	同	同	七、四〇	八五
四二	糖蜜				
	一　糖分ヲ蔗糖トシテ計算シタル重量全重量ノ百分ノ六十ヲ超エサルモノ	同	毎百斤	一、三〇	一、六〇
	二　其ノ他	同	同	二、五〇	三、〇〇
四三	葡萄糖、麥芽糖及飴	同	同	一三、六五	一六、四〇
四四	蜂蜜	同	毎百器共斤	七、二〇	八、六〇
四五	菓子	同	同	三二、〇〇	三八、四〇
四六	ジヤム、フルートゼリー類	同	同	一七、五〇	二一、〇〇
四七	ビスケット（砂糖ヲ加ヘサルモノ）	同	同	一三、三〇	一六、〇〇
四八	マカロニー、ヴアーミセリー其ノ他	同	同		
四九	各種ノ麵類	毎百斤		七、九〇	九、五〇
	果汁及糖水				
	一　果汁（砂糖ヲ加ヘタルモノ）及糖水	毎容器共百斤		一五、三〇	一八、四〇
	甲　罐入又ハ壜入ノモノ			一〇、七〇	一二、八〇
	乙　其ノ他				

五〇	ソース				
	一　樽入ノモノ	毎百斤		八、二五	一〇
	二　其ノ他	毎百容器共斤		一一、〇〇	一三、二〇
五一	食酢	毎百リットル		一三、九〇	一六、八〇
	但シ攝氏十五度ニ於テ百立方センチメートル中ニ於ケル醋酸ノ重量十グラム以上一グラムヲ增ス毎ニ百リットルニ付三圓ヲ加フ				
五二	鳥獸肉及魚介類				
	一　生鮮ナルモノ				
	甲　牛肉	毎百斤		三、八〇	四、六〇
	乙　羊肉	同		六、〇〇	七、二〇
	丙　其ノ他	從價	三割		
	二　罐詰、罎詰又ハ壺詰ノモノ				
	甲　鳥獸肉	同	三割五分		
	乙　魚介類				
	イ　鰯油漬	同	四割		
	ロ　其ノ他	同	四割		
	三　其ノ他				
	甲　ソーセージ	毎百斤		一七、〇〇	二〇、四〇
	乙　ハム及ベーコン	同		一六、二〇	一九、四〇
	丙　鹹肉	同		五、六五	六、八〇
	丁　鹽鯨				

	イ　尾肉	同		三、六〇	四、三〇
	ロ　其ノ他	同		一、九〇	二、三〇
	戊　鹹魚	同		二、〇〇	二、四〇
	己　其ノ他	從價	三割		
五三	バター、人造バター及ギー	毎百斤		二九、六〇	三五、五〇
五四	チース	同		二〇、五〇	二四、三〇
五五	コンデンスドミルク	毎百容器共斤		五、五五	七二、五〇
五六	インファントフード	同		二四、三〇	二九、一〇
五七	肉越幾斯	同		七二、五〇	八七、〇〇
五八	ペプトン、ソマトーゼ、ヘモグロビン其ノ他類似ノ滋養食料	同			
五九	鳥卵（生鮮ナルモノ）	從價	三割五分		
六〇	礦水、曹達水其ノ他砂糖又ハ酒精ヲ含マサル諸飲料	毎百斤		六、〇〇	七、二〇
六一	清酒	毎百リットル		一六、〇〇	一九、二〇
六二	支那酒（釀造シタルモノ）	同		一七、〇〇	二〇、四〇
六三	麥酒	同		一七、〇〇	二〇、四〇
六四	葡萄酒（ポート、シエリー、ヴエルモツト、マデーラ、マルサラ、サンラフアエル等ヲ含ム）	同		一二、〇〇	一四、四〇
	但シ攝氏十五度ニ於テ〇、七九四七ノ比重ヲ有スルモノヲ純酒精トシ原容量百分中純酒精ノ容量二十四ヲ超エサルモノ				

	一　罎入ノモノ	同		四〇、〇〇	四八、〇〇
	二　其ノ他				
	甲　原容量百分中純酒精ノ容量十四ヲ超エサルモノ				
	イ　攝氏十五度ニ於テ百立方センチメートル中ニ於ケル糖分ヲ葡萄糖トシテ計算シタル重量一グラムヲ超エサルモノ	同		一五、〇〇	一八、〇〇
	ロ　其ノ他	同		二〇、〇〇	二四、〇〇
	但シ攝氏十五度ニ於テ百立方センチメートル中ニ於ケル糖分ヲ葡萄糖トシテ計算シタル重量二十グラムヲ超エタルモノハ二十グラム以上一グラムヲ增ス毎ニ百リツトルニ付二十五錢ヲ加フ				
	乙　其ノ他	同		三〇、〇〇	三六、〇〇

	ツトルニ付二十五錢ヲ加フ				
六五	シヤンパン其ノ他ノスパークリングワイン	同	一〇〇、〇〇〇	六割	
六六	別號ニ揭ケサル酒類				
	一　攝氏十五度ニ於テ〇、七九四七ノ比重ヲ有スルモノヲ純酒精トシ原容量百分中純酒精ノ容量七ヲ超エサルモノ	同	二〇、〇〇〇	六割	
	二　其ノ他				
	甲　繰入ノモノ	同	一一〇、〇〇〇	六割	
	乙　其ノ他	同	六〇、〇〇〇	六割	
	但シ攝氏十五度ニ於テ〇、七九四七ノ比重ヲ有スルモノヲ純酒精トシ原容量百分中純酒精ノ容量五十以上一ヲ增ス毎ニ百リツトルニ付一圓ヲ加フ				
六七	別號ニ揭ケサル飲食物				
	一　砂糖ヲ加ヘタルモノ	從價		六割	
	二　其ノ他	同		四割	
六八	煙草				
	一　葉卷煙草、紙卷煙草及刻煙草	同	毎斤	三十五割五分	
	二　咀嚼煙草	同	毎斤	二、二三	
	三　嗅煙草	同		五、一七	
	四　其ノ他	從價		三十五割五分	
六九	第四類　皮毛骨角齒牙甲殼類及其ノ製品				
	毛皮				
	一　綿羊皮及山羊皮	毎百斤	九、四〇	無稅	
	二　其ノ他	從價		四割	
七〇	毛皮製品（別號ニ揭ケサルモノ）	同		五割	
七一	獸皮				
	一　牛皮及水牛皮	毎百斤	一、九〇	無稅	
	二　鹿皮	同	一、二五	無稅	
	三　山馬皮	同		無稅	
	四　層	從價		五分	
	五　其ノ他	從價		五割	
七二	革類				
	一　牛革、水牛革、馬革、綿羊革及山羊革				
	甲　塗リタルモノ	同		二割	
	乙　染メタルモノ又ハ著色シタルモノ（ローラーレザーヲ除ク）	同		二割	
	丙　其ノ他				
	丙ノ一　牛革、水牛革及馬革				
	イ　靴底革	毎百斤	一五、二〇	二割	
	ロ　印度紅革	同	九、五〇	二割	
	ハ　其ノ他	從價		二割	

	丙ノ二　綿羊革及山羊革				
	イ　ローラーレザー	毎百斤	六九、〇〇〇	七割	
	ロ　其ノ他	同	二四、〇〇〇	七割	
二	羚羊革（摸造羚羊革ヲ含ム）	同	七四、四〇〇	七割	
三	豚革	同	三〇、六〇〇	七割	
四	鰐魚革				
	甲　一箇ノ重量百五十グラムヲ超エサルモノ	同	二〇七、〇〇〇	七割	
	乙　其ノ他	同	一一三、〇〇〇	八割	
五	リザードレザー	同	三九四、〇〇〇	八割	
六	層	同	九、二〇〇	八割	
七	其ノ他	從價	二割	八割	
七三	革製品（別號ニ揭ケサルモノ）				
	一　機械用ノ帶及管	毎百斤	三七、二〇〇	四割	
	二　帽子用裏革（摸造革ヲ含ム）	同	八八、八〇〇	無稅	
	三　其ノ他				
	甲　貴金屬、貴金屬ヲ鍍シタル金屬、貴石、半貴石、眞珠、珊瑚、象牙又ハ鼈甲ヲ用ヰタルモノ	從價		五割	
	乙　其ノ他	同		四割	
七四	獸毛（別號ニ揭ケサルモノ）	同		無稅	
七五	羽毛				
	一　裝飾用ノモノ	從價		四割	
七六	羽毛皮	同		二割	
七七	羽毛製品及羽毛皮製品（別號ニ揭ケサルモノ）	從價		五割	
七八	クイルブリツスル	同		無稅	
七九	獸骨（醫藥用ノモノヲ除ク）	同		無稅	
八〇	獸牙	同		無稅	
八一	獸牙製品（別號ニ揭ケサルモノ）				
	一　象牙製ノモノ	從價		五割	
	二　其ノ他	同		四割	
八二	獸角（醫藥用ノモノヲ除ク）	同		無稅	
八三	獸蹄	同		無稅	
八四	獸筋	同		無稅	
八五	ブラツダー	從價		一割	
八六	貝殼	從價		無稅	
八七	鼈甲				
	一　ホークビル甲	毎百斤	一三四、〇〇〇	二割	
	甲　背甲及緣甲	同	五、三五〇	二割	
	乙　其ノ他	同	一六、七〇〇	二割	
	二　蠟龜甲（和甲）				
	甲　背甲	同	五、三五〇	二割	
	乙　緣甲	同	一、三〇〇	二割	
	丙　其ノ他	同	一六、七〇〇	二割	
	三　屑	同	七、九五〇	二割	

八八	四 其ノ他	同	從價	五割	一割
八九	瑇瑁	同	同	四割	五割
九〇	瑇瑁製品（別號ニ揭ケサルモノ）	同	同	五割	五割
九一	眞珠	同	同	五割	五分
九二	海綿				
	一 整理シタルモノ	同	毎百斤	一八一、〇〇	九七
	二 其ノ他	同	同	九、二〇	九八
九三	別號ニ揭ケサル皮毛骨角齒牙甲殼類（醫藥用ノモノヲ除ク）	同	從價	一割	一〇〇
九四	皮毛骨角齒牙甲殼類製品（別號ニ揭ケサルモノ）	同	同	一割	一〇一
	第五類　油、脂、蠟及其ノ製品				
九五	植物性揮發油		毎百リットル	五、二〇	一〇二
	一 芳香性ノモノ		從價	二割	一〇三
	二 其ノ他		同	二割	一〇四
	甲 松精油		無稅		
	イ 罐入又ハ樽入ノモノ		毎百リットル	五、二〇	一〇五
	ロ 其ノ他		從價	二割	一〇六
	乙 其ノ他		同	二割	一〇七
九六	亞麻子油				
	一 罐入又ハ樽入ノモノ		毎百斤	三、〇〇	一〇八
	甲 ボイルド油	同	同	一、六〇	一〇九
	乙 其ノ他	同	同	四割	一一〇
	二 其ノ他	同	同	四割	一一一
九七	蓖麻子油				
	一 罐入、樽入又ハ壺入ノモノ	毎百斤	從價	二割	一一二
	二 其ノ他	同	同	二割	一一三
九八	阿列布油				
	一 罐入又ハ樽入ノモノ	毎百斤	從價	二割	一一四
	二 其ノ他	同	同	二割	一一五
九九	椰子油	毎百斤	毎百斤	一、七〇	一一六
一〇〇	落花生油	同	同	九、五〇	一一七
一〇一	大豆油	同	同	一、五〇	一一八
一〇二	棉子油	同	同	四、六五	一一九
一〇三	桐油	同	同	一、四〇	一二〇
一〇四	カメリア油	同	同	四、四五	一二一
一〇五	カカオバター	同	同	一、九〇	一二二
一〇六	肝油	同	同	四、九〇	一二三
一〇七	魚油及鯨油	同	同	一八、五〇	一二四
一〇八	獸脂	同	同	一〇、三〇	一二五
	一 豚脂	同	同	一、三〇	一二六
	二 其ノ他	同	同	九、〇〇	一二七
一〇九	コムパウンドラード	同	同	〇、八〇	一二八
一一〇	スチアリン	同	同	七、七〇	一二九
一一一	オレイン	同	同	四、五〇	一三〇
一一二	礦油	同	同	一、七〇	一三一
	一 原油				

一一五	柏油、漆蠟及櫨蠟	同	同	無稅	
一一六	蠟燭	同	同	無稅	
一一七	石蠟				
	一 蒸香ヲ付シタルモノ	毎百斤	毎百斤	二八、六〇	一一七
	二 其ノ他	同	毎百斤	五、七〇	一一八
一一八	蒸香ヲ付シタル油、脂、蠟及其ノ製品	毎百斤	毎百斤	七八、〇〇	一一九
一一九	香水	同	同	九〇、〇〇	一二〇
一二〇	別號ニ揭ケサル油、脂、蠟	同	從價	三割	一二一
一二一	油、脂、蠟製品（別號ニ揭ケサルモノ）	同	從價	三割	一二二
	第六類　藥材、化學藥、製藥、其ノ調合品及爆發藥				
一二二	ホップ	毎百斤	毎百斤	無稅	
一二三	甘草	同	同	二、〇〇	一二三
一二四	サフラン	同	同	四二一、〇〇	一二四
一二五	吐根	同	同	八二、〇〇	一二五
一二六	人參	同	從價	二割	一二六
一二七	桂皮	同	同	二割	一二七
一二八	キナ皮	毎百斤	毎百斤	六、六五	一二八
一二九	龍膽及ゲンチアナ根	同	同	二、八五	一二九
一三〇	大黃	同	同	二、六〇	一三〇
一三一	セメンシナ	同	同	六、七〇	一三一
一三二	セネガ根	同	同	一九、四〇	一三二
一三三	麥角	同	同	一四、三〇	一三三
一三四	麝香	毎斤	毎斤	一〇一、〇〇	一三四
一三五	人造麝香	同	同	八一、五〇	一三五

一三六	甘松	同	毎百斤	四、八〇	無税
一三七	丁香	同	同	六、一〇	同
一三八	沈香	同	同	五一、九〇	同
一三九	白檀	同	同	三、八五	同
一四〇	沒食子、五倍子、ミロバラン、檳榔子、オーク樹皮、ミモサ樹皮、栃皮、クエブラチヨー木片其ノ他類似ノタンニン材料	同	無		
一四一	阿仙藥其ノ他ノタンニン越幾斯	毎百斤	無	〇、五〇	無税
一四二	バルサム	同	同	二五、〇〇	同
一四三	生インヂアラッバー、生ガタパーチヤ及其ノ代用物	同	無		
一四四	アラビアゴム、セルラック、松脂其ノ他別號ニ揭ケサル護謨及樹脂（醫藥用ノモノヲ除ク）	同	無		
一四五	阿膠	毎百斤	一	四、八〇	一五四
一四六	ゼラチン	同	一〇	六、一〇	一五五
一四七	魚膠	同	四〇	五一、九〇	一五六
一四八	デキストリン	同	一	三、八五	一五七
一四九	硫黄	同・從價	二		
一五〇	黄燐及赤燐	從價	無		
一五一	ヨード	毎百斤	一三五	一一、〇〇	一五八
一五二	亞鉛粉	同	一	二、〇〇	一五九
一五三	硼酸	同	無	〇、四五	一六〇

一五四	醋酸	同	毎百斤	一一、〇〇	一六一
一五五	蓚酸	同	同	二、〇〇	一六二
一五六	酒石酸	同	同	一一、九〇	一六三
一五七	サリチール酸	同	同	一一、六〇	一六四
一五八	石炭酸	同	同	六、〇〇	一六五
一五九	ピクリン酸	同	從價	二	一六六
一六〇	枸櫞酸	毎百斤	一八、四〇	一六七	
一六一	焦性沒食子酸	同	同	一四四、〇〇	一六八
一六二	タンニン酸	同	同	二〇、七〇	一六九
一六三	苛性曹達及苛性加里				
	一　精製ノモノ	同	同	七、二五	一七〇
	二　其ノ他	同	同	〇、七〇	一七一
一六四	ヨード曹達	同	同	一五五、〇〇	一七二
一六五	炭酸曹達				
	一　曹達灰	同	同	〇、三五	一七三
	二　其ノ他	同	同	〇、八〇	一七四
一六六	重炭酸曹達	同	同	〇、九五	一七五
一六七	過酸化曹達	同	同	四、六〇	一七六
一六八	硝酸曹達（智利硝石）				
	一　精製ノモノ	毎百斤	一三五	二、三〇	一七七
	二　其ノ他	從價	無		
一六九	硫酸曹達				
	一　精製ノモノ	毎百斤	一三、〇〇	一、〇〇	一七八
	二　其ノ他	從價	二割	一、五〇	一七九
一七〇	硼酸曹達（硼砂）	同	無税	三、二〇	一八〇

一七一	硅酸曹達	同	毎百斤	一、〇〇	一八一
一七二	サリチール酸曹達	同	同	〇、三五	一八二
一七三	青化曹達及青化加里	同	同	一四、一〇	一八三
一七四	硝酸加里（硝石）	毎百斤	無		
一七五	硼酸加里				
	一　精製ノモノ	同	無	二、三五	一八四
	二　其ノ他	從價	二		
一七六	クロール酸加里	同	無		
一七七	重クローム酸加里	毎百斤	無		
一七八	ヨード加里	同	一二二	一二二、〇〇	一八五
一七九	プローム加里	同	一〇	一〇、〇〇	一八六
一八〇	炭酸マグネシウム	同	二	二、五〇	一八七
一八一	過酸化バリウム	同	二	二、五〇	一八八
一八二	明礬	同	〇	〇、四五	一八九
一八三	フエロ青化曹達	同	二	二、〇五	一九〇
一八四	フエリ青化曹達	從價	一		
一八五	フエロ青化加里（黄色血滿鹽）	毎百斤	二	二、〇六	一九一
一八六	フエリ青化加里（赤色血滿鹽）	同	二	二、七〇	一九二
一八七	火硝酸蒼鉛	同	五	五、六〇	一九三
一八八	鹽化アムモニウム	同	八一	二、〇八	一九四
一八九	硫酸アムモニウム	同	二	二、〇九	一九五
	一　精製ノモノ	同	二	二、一〇	一九六
	二　其ノ他	從價	二	二、一二	一九七
			無		

一九〇	炭酸アムモニウム	同	毎百斤	一、〇〇	一九八
一九一	硝酸トリウム	同	同	〇、三五	一九九
一九二	硝酸セリウム	從價	一		
一九三	醋酸石灰	毎百斤	無	一四、一〇	二〇〇
一九四	アセトン	同	同	二、三五	二〇一
一九五	フオルマリン	同	同		
一九六	木精	同	同		
一九七	酒精	毎リットル	同		
一九八	變性酒精	同	無		
一九九	グリセリン	毎百斤	一	一、八〇	二〇二
二〇〇	クロロフオルム	同	一二二	一二二、〇〇	二〇三
二〇一	ヨードフオルム	同	一〇	一〇、〇〇	二〇四
二〇二	乳糖	同	二	二、五〇	二〇五
二〇三	サツカリン其ノ他類似ノ甘味物	同	二	二、五〇	二〇六
二〇四	ナフタリン	毎百斤	〇	〇、四五	二〇七
二〇五	龍腦、艾片及人造龍腦	同	二	二、〇五	二〇八
二〇六	アンチフエブリン	同	二	二、〇六	二〇九
二〇七	アンチピリン	同	二	二、七〇	二一〇
二〇八	サントニン	同	五	五、六〇	二一一
二〇九	鹽酸キニーネ及硫酸キニーネ	同	八一	八一、一〇	二一二
二一〇	鹽酸モルヒネ及硫酸モルヒネ	同	二	二、一〇	二一三
二一一	鹽酸コカイン及硫酸コカイン	同	二	二、三〇	二一四
二一二	鹽酸シンコニーネ及硫酸シンコニーネ	毎百斤	三	三、四五	二一五

二一三	炭酸クレオソート	同	毎百斤	三三、四〇	
二一四	炭酸グアヤコール	同	同	五八、一〇	
二一五	アニリンソルト	同	同	二、七五	
二一六	ヂアスターゼ	同	同	一四二、〇〇	
二一七	ベーキングパウダー	同	同	二七、五〇	
二一八	殺蟲粉	同	同	一五、七〇	
二一九	蠅取紙	同	従価	三割	
二二〇	酒精劑				
	一　阿片丁幾	同	毎百斤	二九、〇〇	
	二　其ノ他	同	毎リットル	〇、七三	
二二一	ヴアニリン、クマリン、ヘリオトロピン其ノ他別號ニ揭ケサル類似ノ薫香性化學藥	同	従価	一割	
二二二	齒磨粉、齒洗藥、化粧粉其ノ他別號ニ揭ケサル調製薫香類	同	同	五割	
二二三	線香	同	同	四割	
二二四	ローラーコンポジション	同	毎百斤	八、八〇	
二二五	プラスター	同	毎百斤共内装	二三、六〇	
二二六	ガーゼ、脫脂綿、繃帶、カットガット其ノ他類似ノ外科用材料	同	従価	三割	
二二七	膠嚢	毎百斤共内装		六七、三〇	
二二八	オブラート	従価		三割	
二二九	別號ニ揭ケサル藥材、化學藥及製藥	同		二割	
二三〇	藥材、化學藥及製藥ノ調合品（別號ニ揭ケサルモノ）	同	毎百斤	三、四〇	
二三一	爆發藥				
	一　火藥	同	毎百斤	八、〇五	
	二　ダイナマイト	同	毎百斤共内装	六、一〇	
	三　デトネートル	同	毎百斤	二五、五〇	
	四　フエーズ	同	毎百斤	三七、四〇	
	五　其ノ他	従価		三割	
二三二	カートリツヂ（裝藥シタルモノ）				
	一　裝彈シタルモノ				
	甲　金屬製ノモノ	毎百斤共内装		二九、一〇	
	乙　其ノ他	同		二三、一〇	
	二　其ノ他	従価		四割	
二三三	銃砲彈（裝藥シタルモノ）	同	毎百斤	四、〇〇	
二三四	煙火	毎百斤共内装		一二、七〇	
二三五	燐寸	従価		四割	
二三六	第七類　染料、顏料、塗料及塡充料				
	天然藍				
	一　乾キタルモノ	毎百斤		三三、七〇	
	二　液狀又ハ泥狀ノモノ	従価		二割	
二三七	人造藍				
	一　乾キタルモノ	毎百斤		四〇、〇〇	
	二　液狀又ハ泥狀ノモノ	従価		二割	
二三八	姜黄	毎百斤		一、〇〇	
二三九	紅花	同		三割	

二四〇	一　餅紅花	同	毎百斤	九、六五	
	二　其ノ他	同	従価	五割	
二四一	ログウード	同	同	二、七〇	
二四二	ログウード越幾斯	同	毎百斤	一、八五	
二四三	燒糖	同	同	一三、六五	
	アリザリン染料、アニリン染料其ノ他別號ニ揭ケサルコールタール染料	同		七、〇〇	
二四四	酸化コバルト	同	同	五二、四〇	
二四五	金液、銀液及白金液	同	毎百斤	一二、四〇	
二四六	青銅粉、アルミニウム粉其ノ他別號ニ揭ケサル類似ノ金屬粉	毎百斤		二八、〇〇	
二四七	プラツシアンブリユー	同		九、二五	
二四八	群青	同		三、一五	
二四九	鉛白、鉛丹及リサージ	同		二、一〇	
二五〇	亞鉛白（酸化亞鉛及硫化亞鉛）	同		二、一〇	
二五一	白堊及ホワイチング	同		〇、六五	
二五二	朱及辰砂	同		二六、八〇	
二五三	鷄冠石及雄黄	従価		一割	
二五四	雌黄及ドラゴンスブラツド			無稅	
二五五	カーボンブラツク	毎百斤		一、九五	
二五六	漆	同		六、八〇	
二五七	ヴアニシュ	同		一四、五〇	
二五八	木タール及石炭タール	同		〇、五〇	
二五九	濕青及土濕青	同		〇、五五	
二六〇	靴墨	毎容器共百斤		九、九〇	
二六一	鉛筆				
	一　軸ニ入レサルモノ（心）	従価		三割	
	二　其ノ他（金屬製ノ軸ニ入レタルモノヲ除ク）				
	甲　木軸又ハ紙軸ニ入レタルモノ				
	イ　金具ヲ有スルモノ	毎グロッス		〇、七五	
	ロ　其ノ他	同		〇、五五	
	乙　其ノ他	従価		三割	
二六二	インキ				
	一　寫字用又ハ筆記用ノモノ	毎容器共百斤		八、三五	
	二　印刷用ノモノ				
	甲　液狀又ハ泥狀ノモノ				
	甲ノ一　樽入ノモノ	従価		二割五分	
	イ　黒色ノモノ	毎容器共百斤		二一、五〇	
	ロ　其ノ他	毎百斤		一一、〇〇	
	甲ノ二　其ノ他	従価		三割	
	乙　固形ノモノ	同		三割	
	三　其ノ他	同		三割	
二六三	墨及朱墨	毎容器共百斤		五〇、〇〇	
二六四	畢筆及テーラースチョーク				
二六五	アーチストカラー及アーチストペーント				

二六六	ペーント			
	一　コツパーペーント、インターナシヨナルコンポジシヨン、アンチフオーリングコンポジシヨン、アンチコロシーヴペーント其ノ他類似ノ船底塗料	毎百斤	六、一五	
	二　パテントドライヤー	同百斤	二、八〇	
	二　エナメルペーント	毎容器共	一三、二〇	
	四　其ノ他			
	甲　一箇ノ重量容器共六キログラムヲ超エサルモノ	同同	六、四〇	
	乙　其ノ他	毎百斤	四、九五	
二六七	パツテー、マンガンパツテー、マリングリユービツチ其ノ他類似ノ塡充料			
	一　パツテー	同	一、四〇	
	二　マンガンパツテー	從價	三割	
	三　マリングリユービツチ	同	三割	
	四　其ノ他	同	三割	
二六八	封蠟	毎百斤	四、〇〇	
二六九	別號ニ揭ケサル染料及顏料	從價	一割五分	
二七〇	別號ニ揭ケサル塗料	同	三割	
	第八類　絲縷、繩索及同材料			
	本類ノ物品カ二種以上ノ纖維ヲ以テ組成セラルル場合ニ於テ全重量ノ百分ノ五ヲ超エサル纖維ハ絹及人造絹ヲ除クノ外分類上之ヲ交ヘサルモノト看做ス			
二七一	實綿及繰綿（カード又ハコームシタルモノヲ含ム）			無稅
二七二	綿纖絲			
	一　單撚ノモノ及雙撚ノモノ			
	甲　生ノモノ（瓦斯燒シタルモノヲ含ム）	毎百斤	五、八〇	
	イ　英式番手二十四番ヲ超エサルモノ	同	六、四〇	
	ロ　英式番手四十二番ヲ超エサルモノ	同	九、五〇	
	ハ　英式番手六十番ヲ超エサルモノ	同	一一、〇〇	
	ニ　英式番手八十番ヲ超エサルモノ	同	一一、三〇	
	ホ　其ノ他	生ノモノノ從率ニ一圓ヲ加フ		
	乙　單ニ漂白シタルモノ	生ノモノノ從率ニ三圓ヲ加フ		
	丙　其ノ他			
	二　其ノ他			
	甲　生ノモノ（瓦斯燒シタルモノヲ含ム）	毎百斤	二八、〇〇	
	乙　其ノ他	同	三〇、〇〇	
二七三	綿絲及長十メートルノ重量三グラムヲ超エサル綿線			

	一　紹造ノモノ	同	二八、〇〇	
	甲　生ノモノ	同	三〇、〇〇	
	乙　其ノ他	同		
	二　其ノ他			
	甲　木製ノ絲巻ニ巻キタルモノ	毎百斤	三五、九〇	
	乙　其ノ他	從價	二十割	
二七四	亞麻、苧麻、ラミー、大麻、黃麻其ノ他別號ニ揭ケサル植物纖維	三	二十割	
二七五	亞麻纖絲			無稅
	一　單撚ノモノ	毎百斤	一〇、七五	
	甲　生ノモノ	同	一一、四〇	
	乙　其ノ他	同		
	二　其ノ他			
	甲　生ノモノ	同	四〇、九〇	
	乙　其ノ他	同	四四、九〇	
二七六	亞麻絲及英式番手七番ヲ超エタル單撚絲ヲ撚リ合セタルモノニシテ長十メートルノ重量十二グラムヲ超エサル			
	一　生ノモノ	同	四〇、九〇	
	二　其ノ他	同	四四、九〇	
二七七	苧麻纖絲及ラミー纖絲			
	一　生ノモノ	同	七、八〇	
	二　其ノ他	同	一二、〇〇	
二七八	苧麻絲、ラミー絲及英式番手七番ヲ超エタル單撚絲ヲ撚リ合セタルモノニシテ長十メートルノ重量十二グラムヲ超エサル苧麻絲及ラミー線	從價	一割五分	
二七九	大麻纖絲	同	一割	
二八〇	黃麻纖絲	同	一割	
二八一	大麻絲、黃麻絲及英式番手七番ヲ超エタル單撚絲ヲ撚リ合セタルモノニシテ長十メートルノ重量十二グラムヲ超エサル大麻線及黃麻線	毎百斤	二七、一〇	
二八二	羊毛、山羊毛及駱駝毛（カード又ハコームシタルモノヲ含ム）			無稅
二八三	毛纖絲			
	一　染メサルモノ又ハ捺染セサルモノ			
	甲　梳毛絲ト紡毛絲トヲ撚合セタルモノ	從價	一割五分	
	乙　番手ノ異リタル絲ヲ撚合セタルモノ及輪絲	同	一割五分	
	丙　其ノ他			
	丙ノ一　梳毛ノモノ			
	イ　メートル式番手三十二番ヲ超エサルモノ	毎百斤	一三、二〇	
	ロ　其ノ他	同	一七、五〇	

	丙ノ二　紡毛ノモノ			
	二　其ノ他	從價	三割	
二八四	毛綿織絲			
	一　染メサルモノ又ハ捺染セサルモノ	同	一割五分	
	二　其ノ他	同	三割	
二八五	繭	每百斤	八六、八〇	
二八六	眞　綿	從價	二割	
二八七	生絲（撚リタルモノヲ含ム）			
	一　野蠶絲	同	無稅	
	二　其ノ他	同	三割	
二八八	紡績絹織絲	同	三割	
二八九	絹　絲	同	三割	
二九〇	人造絹	每百斤	八七、九〇	
二九一	別號ニ揭ケサル織絲			
	一　絹入、人造絹入又ハ金屬入ノモノ	從價	三割	
	二　其ノ他	同	一割五分	
二九二	別號ニ揭ケサル絲	同	三割	
二九三	テグス	每百斤	八六、八〇	
二九四	毛粉、絹粉及人造絹粉	從價	二割	
二九五	屑又ハ故ノ織維、屑織絲及屑絲	每百斤	無稅	
二九六	別號ニ揭ケサル線、繩索、組紐及組繩			
	一　綿製ノモノ	同	染メサルモノ又ハ捺染セサルモノノ稅率ニ二圓五十錢ヲ加フ	一二、〇〇
		每百斤	九、九〇	
		同	染メサルモノ又ハ捺染セサルモノノ稅率ニ三圓ヲ加フ	二九、七
		每百斤	無稅	
		每百斤	三〇、〇〇	一

	二　亞麻、苧麻、ラミー、大麻、黃麻、マニラヘムプノ一又ハ二以上ニテ製シタルモノ	同	從價二割	六、〇〇
	三　其ノ他	每百斤		〇、六〇
二九七	故ノ綠、繩索、組紐及組繩（トリミングニ屬スルモノヲ除ク）			
	第九類　布帛及布帛製品			
	一　本類中布帛ナル名稱ハフエルト及編物ヲ包含スルモノトス			
	二　本類中絹ナル名稱ハ人造絹ヲ包含スルモノトス			
	三　本類ノ布帛カ二種以上ノ繊維ヲ以テ組成セラルル場合ニ於テ全重量ノ百分ノ五ヲ超エサル繊維ハ絹及人造絹ヲ除クノ外分類上之ヲ交ヘサルモノト看做ス			
	四　織物ノ絲數ハ其ノ絲數ノ最モ多キ部分ニ於ケル單撚絲ニ依リテ之ヲ計算ス			
	五　紋織布トハ經緯各二十ヲ超エタル絲ヲ以テ一意匠ヲ組織シタルモノヲ謂フ			
	前項ノ絲數ヲ計算スル場合ニ於テ二以上ノ單撚絲ヲヨリ成ル撚絲又ハ引揃ヘタル絲ハ之ヲ一トシテ計算ス			
二九八	細織物			
	一　天鵞絨、プラツシュ其ノ他ノパイル織物（パイルヲ切リタルト否トヲ別タス）	每百斤		三四、〇〇
	甲　生地ノモノ	同		四〇、〇〇
	乙　其ノ他			

	二　シユニル絲ヲ以テ織リタル布帛	從價	二割	
	三　フランネル其ノ他ノ起毛布	每百斤	一六、〇〇	
	四　縮	從價	二割	
	五　搦織布	每百斤	三六、〇〇	
	六　レースヲ織込ミタル布帛	從價	二割	
	七　平織布（別項ニ揭ケサルモノ）			
	甲　生地ノモノ			
	甲ノ一　百平方メートルニ付五キログラムヲ超エサルモノニシテ五ミリメートル平方內ニ於ケル經緯ノ絲數			
	イ　十九ヲ超エサルモノ	每百斤		二三、〇〇
	ロ　二十七ヲ超エサルモノ	同		三一、〇〇
	ハ　三十五ヲ超エサルモノ	同		四三、〇〇
	ニ　四十三ヲ超エサルモノ	同		五七、〇〇
	ホ　其ノ他	同		七七、〇〇
	甲ノ二　百平方メートルニ付十キログラムヲ超エサルモノニシテ五ミリメートル平方內ニ於ケル經緯ノ絲數			
	イ　十九ヲ超エサルモノ	同		一一、〇〇
	ロ　二十七ヲ超エサルモノ	同		一四、〇〇
	ハ　三十五ヲ超エサルモノ	同		一八、〇〇
	ニ　四十三ヲ超エサルモノ	同		二二、〇〇
	ホ　其ノ他	同		二八、〇〇
	甲ノ三　百平方メートルニ付二十キログラムヲ超エサルモノニシテ五ミリメートル平方內ニ於ケル經緯ノ絲數			
	イ　十九ヲ超エサルモノ	同		一〇、〇〇
	ロ　二十七ヲ超エサルモノ	同		一一、〇〇
	ハ　三十五ヲ超エサルモノ	同		一四、〇〇
	ニ　四十三ヲ超エサルモノ	同		一八、〇〇
	ホ　其ノ他	同		二二、〇〇
	甲ノ四　百平方メートルニ付三十キログラムヲ超エサルモノニシテ五ミリメートル平方內ニ於ケル經緯ノ絲數			
	イ　十九ヲ超エサルモノ	同		九、〇〇
	ロ　二十七ヲ超エサルモノ	同		一〇、〇〇
	ハ　三十五ヲ超エサルモノ	同		一二、〇〇
	ニ　四十三ヲ超エサルモノ	同		一六、〇〇
	ホ　其ノ他	同		二〇、〇〇
	甲ノ五　其ノ他	同	生地ノモノノ稅率ニ三圓ヲ加フ	一四、〇〇
	乙　單ニ漂白シタルモノ	同	生地ノモノノ稅率ニ七圓ヲ加フ	一四、〇〇
	丙　其ノ他	同		一八、〇〇
	八　紋織布及繪織布（別號ニ揭ケ			